

第5次 和泉市地域福祉基本・活動計画 【令和6年度～令和10年度】

誰もが主人公！一人ひとりが輝けるまち和泉



令和6年3月(令和7年3月改定)

和泉市・和泉市社会福祉協議会

はじめに

和泉市長 辻 宏康

近年、超高齢社会の到来に加え、個人や家族の抱える課題がますます複雑化、多様化、深刻化しています。医療・介護・福祉の公的サービスだけでは十分にカバーできない「市民生活の安心を支える仕組み」をどのように構築するかについても大きな課題と認識しています。

そのような中、令和 5 年 12 月から翌年 1 月にかけて実施した「和泉市住民幸福度・満足度調査」によると、「現在、幸せにいらしている」と感じておられる市民の割合が約 85%に達していることは、皆様の市政運営へのご支援、ご協力のお陰と、心から感謝を申し上げます。

一方で、皆様の幸福度をより高くするにはどうしたらよいか、また、セーフティネットから取り残されている方はいないか、大多数の市民の幸福のためのしわ寄せが一部の市民に及んでいないかといった問題意識も同時に抱いているところです。

このような状況を踏まえ、このたび「第5次和泉市地域福祉基本・活動計画」を策定いたしました。この計画の改定とともに迎える新年度を「地域福祉改革元年」と位置付け、地域福祉を新しい観点で大きく見直してまいります。特に、体制の構築や意識の改革を進めていくことで、これまでの「福祉」の概念を教育・学校現場へのサポートも含めて広範化させるとともに、「担い手」不足の解消や社会資源の構築など、「地域づくり」も強化を図っていくことで、自助・共助・公助の連携をより緊密にしてまいります。

今、全国的に「子育て支援」に力点が置かれている中、同時に本市では高齢者や障がい者をはじめ、支援を必要とされている方々にとっても幸せと感じていただけるまちをめざします。地域福祉改革を通じて、自らの困りごとについて声を上げられない方々へも支援の手を差し伸べ、支えられる側だけでなく、年々負担が増え、疲弊しつつある「担い手」にも光があたるような、皆様が光り輝く市制 100 周年へ向け、理想のまちづくりを進めます。

結びに、本計画の策定にご協力いただきました「和泉市地域福祉推進協議会」及び「和泉市福祉でまちづくり委員会」の委員各位、アンケート調査やパブリックコメントにご回答いただいた皆様、そして、平素より、市政運営、地域活動を支えていただいているすべての市民皆様へ厚く御礼申し上げます。

はじめに

社会福祉法人和泉市社会福祉協議会会長 佐藤 正浩

多くの人々が犠牲となり被災した「令和 6 年能登半島地震」から、私達は改めて、自助、共助、公助の連携の重要性を知ることとなりました。新聞記事「奇跡じゃなく訓練 津波襲来の高齢地区・珠洲市」によると、同市三崎町北部の寺家下出地区では、地震から間もなく津波に襲われることとなりましたが、大半を高齢者が占める住民は、5 分以内に高台に避難して全員無事でした。

東日本大震災以来、避難訓練を毎年行ってきた住民は、「奇跡じゃなくて、訓練が生きた」と振り返っています。当然、「自助」努力もあつたでしょう。加えて、「発災時に声を掛け合った」「要支援者を背負った」あるいは「地域での訓練」といった「共助」、「災害情報の発信」や「訓練ノウハウの提供」といった「公助」がなければ、「5 分以内に避難、全員無事」とはならなかったはずです。

『自分の命は自分で守る』が基本で、共助、公助がそれをサポートする」と、口で言うのは簡単です。しかし、実際は、「公助」の強化はもちろん、「自助をささえる共助・公助」「共助をささえる共助」「共助をささえる公助」の充実がなければ、それらの緊密な連携はあり得ません。和泉市と社会福祉法人和泉市社会福祉協議会(以下、市社協)とは、自らをそれぞれ、「公助」「自助、共助をささえる公助」(市行政)、「共助をささえる共助」(市社協)と位置付け、今後一層、自助、共助、公助の緊密な連携に尽力します。

「地域福祉基本・活動計画」の今回の改定に当たっては、二分冊でこれまで発行してきた「地域福祉基本計画」と「地域福祉活動計画」とを一体化しました。この策定や進捗管理を通じて、市、市社協、そして、(小学校区ごとアクションプラン策定の)校区社会福祉協議会が、協力関係をより強固なものとし、また、これによって、市社協として、「福祉コミュニティづくりの推進役」「住民と関係機関・団体とをつなぐ中核組織」の役割をさらに果たしていきます。

結びに、市社協の役員を構成してくださっている地域の福祉関係者や各種住民組織の代表者各位、社協会費をお納めくださっている会員のみなさん、赤い羽根共同募金へ募金してくださったみなさん、そして、日頃、地域福祉に携わってくださっているすべての市民のみなさんへ厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 「地域福祉」	1
2. 「地域福祉基本計画」、「地域福祉活動計画」	1
3. 時代背景	2
4. 和泉市の状況	2
5. 計画の位置づけと期間	4
6. 「地域福祉基本・活動計画」策定方針	6
7. 計画の策定体制	7
第2章 和泉市の現状と課題	8
1. データからみる市の現状	8
2. 福祉アドバイザー事業『いずみ・ふくし塾【基本の木】』での課題や意見	16
3. 福祉団体・活動団体、庁内関連部署へのヒアリング結果	17
4. 地域福祉推進にあたっての課題設定	18
第3章 計画の基本的な考え方	24
1. 基本理念	24
2. 基本目標	26
第4章 目標に対する取組み	28
【1】基本目標1 包括的で身近な相談、支援の仕組みづくり	30
【2】基本目標2 切れ目ない・こぼれない支援の仕組みづくり	39
【3】基本目標3 多様な主体どうしの連携による担い手・社会資源の拡充	42
【4】基本目標4 誰もが、自分らしく、安心して、楽しく暮らせるまちへ	46
【5】基本目標5 地域共生社会の実現に向けての機運醸成、意識改革、体制整備、議論の場	54
小学校区別アクションプラン	65
第5章 推進体制と評価	108
1. 推進体制	108
2. 計画の進捗管理について	108

参考資料.....110

1. 計画の根拠となる法律.....	110
2. 前計画のまとめと評価.....	111
3. アンケート調査結果.....	117
4. 市社協アンケート調査結果.....	133
5. 第5次地域福祉基本・活動計画に包含する新しい計画の詳細について.....	146
成年後見利用促進基本計画.....	146
再犯防止推進計画.....	155
6. 策定経過.....	160
7. 団体等ヒアリングの実施.....	161
8. 用語解説.....	162
9. 和泉市地域福祉推進協議会規則、委員名簿.....	168
10. 和泉市福祉でまちづくり委員会規則、委員名簿.....	172
11. 和泉市地域福祉基本・活動計画連絡会議設置運営要綱.....	176

第1章 計画の策定にあたって

1. 「地域福祉」

「地域福祉」とは、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域、みんなが生活をともに楽しむ地域を、市民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力でつくりあげていく福祉です。

福祉課題は、特定の人々だけに生じる特別な問題ではなく、誰にも起こりうることです。現在、少子高齢化の進行や、地域におけるつながりが希薄になっていることなどを背景に、福祉課題は「複雑化、多様化、深刻化」しています。

2. 「地域福祉基本計画」、「地域福祉活動計画」

このような中、上記の地域のしくみづくりをどのように進めていくのかをより明確にするため、ここに「地域福祉基本・活動計画」を策定しました。

これまでは、「地域福祉基本計画」「地域福祉活動計画」を個別の計画として策定していました。今次計画からは、和泉市と社会福祉法人和泉市社会福祉協議会(以下、市社協)とが協働して地域福祉を推進していくため、両「計画」を一体化して策定することとしました。

また、「地域福祉基本計画」と「地域福祉活動計画」の関係性を次のように整理しました。本市が策定する「地域福祉基本計画」に当たる部分は、地域福祉に関する自助・共助・公助の「方針」(マスタープラン)と、「公助」および「自助・共助をささえる公助」の「行動計画」(アクションプラン)とを兼ねるものとししました。市社協が策定する「地域福祉活動計画」は、同「基本計画」に基づく「自助」「共助」を実現するための「行動計画」(アクションプラン)と位置付けました。

3. 時代背景

かつて、地域における相互扶助や家族同士の助けあいが子育てや介護の主な担い手という時代もありましたが、今ではこうした支援は、公的制度により、担われるのが当たり前のようになっています。公的なサービスが拡充される中で、地域社会の役割も大きく変化したと言えます。

一方、人口減少や少子高齢化、人生100年時代の到来や単独世帯の増加に加え、SNS等によるコミュニケーション手段の多様化など、私たちの暮らしを取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

このような状況の中、一人暮らしの高齢者や認知症のある人など、支援を必要とする人が増加しているとともに、ヤングケアラーやひきこもりといった課題に対する支援の不足など新たな課題が浮き彫りになっています。

さらに、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会・経済活動に大きな影響を及ぼし、雇用情勢の悪化による生活困窮、生活不安、自殺の増加等も懸念されています。

一方で、核家族化や地域におけるつながりの希薄化、地域活動の担い手不足等により、支援を必要とする人や家庭を支えることが難しくなっています。

また、助けてと言えなかったり、SOSがだれにも届かず、支援を必要とする人が地域において孤立、潜在化している状況もあります。

これらの状況を踏まえ、国においては「地域共生社会」の実現に向けてさまざまな検討が進められています。「地域共生社会」とは、制度、分野ごとの「縦割り」や「ささえる側」「ささえられる側」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が地域活動に参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことであり、その実現には地域福祉の推進が必要不可欠となります。

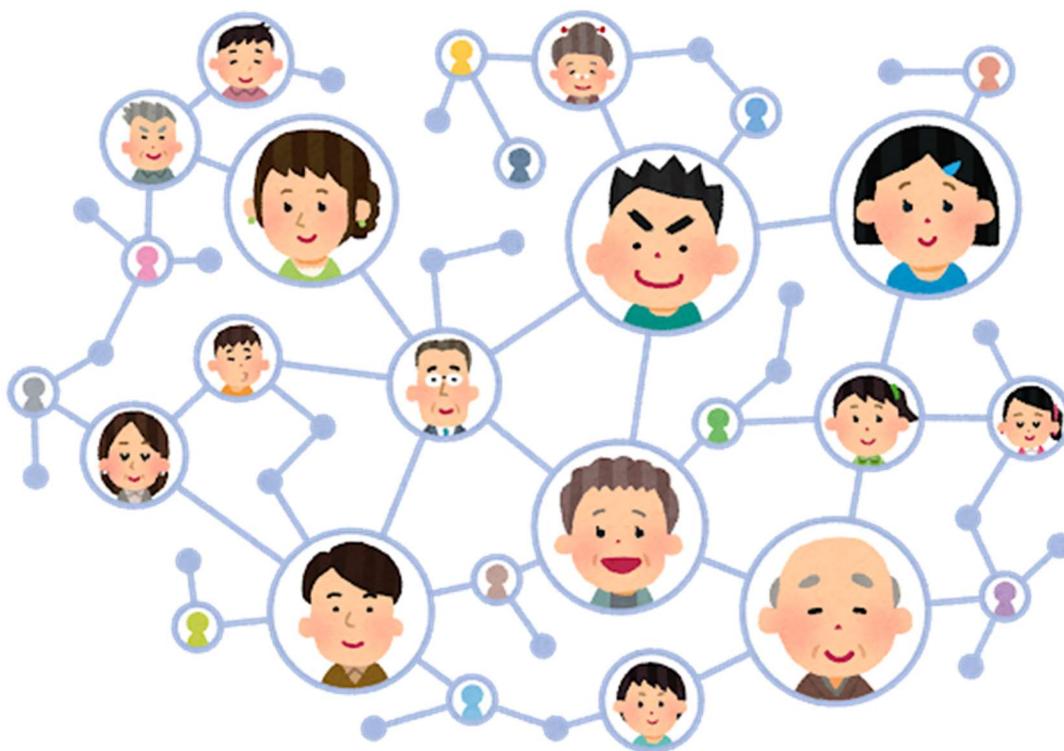
4. 和泉市の状況

日本の多くの地方都市と同じように本市においても人口減少が始まっています。また、少子高齢化の波も緩やかではありますが着実にやってきています。アンケート調査の結果では、近所づきあいが「あいさつ程度」あるいは「ほとんどしていない」という人が約半数を占め、町会・自治会の加入率も減少傾向であり、地域における人と人との『つながり』が弱まってきています。

その結果、町会・自治会、民生委員・児童委員や校区社会福祉協議会ボランティアといった地域活動の担い手が不足し、担い手の負担が増しているといった課題があります。

また、外からは見えにくい「孤独・孤立」「経済的困窮」「8050問題」「介護離職」「ひきこもり」といった課題についても、アンケート調査では、少ないながらも身近な地域にある課題だと回答している人が本市でもいます。

さらには、育児をしながら親の介護をしていたり、ヤングケアラー等といった複雑化・複合化し複数の公的制度にわたる課題を抱えているケースや従来の公的サービスでは対応できないような課題の解決には、公的支援（公助）と市民どうしのささえあい（共助）が連動した切れ目のない支援体制の構築が求められます。「ささえる側」「ささえられる側」に分かれるのではなく、地域のつながりを大切にし、おたがいに助けあいながら、市民一人ひとりができることを持ち寄り、誰もが役割を持つことで輝くことができる『地域共生社会』の実現に向け地域福祉を推進する必要があります。



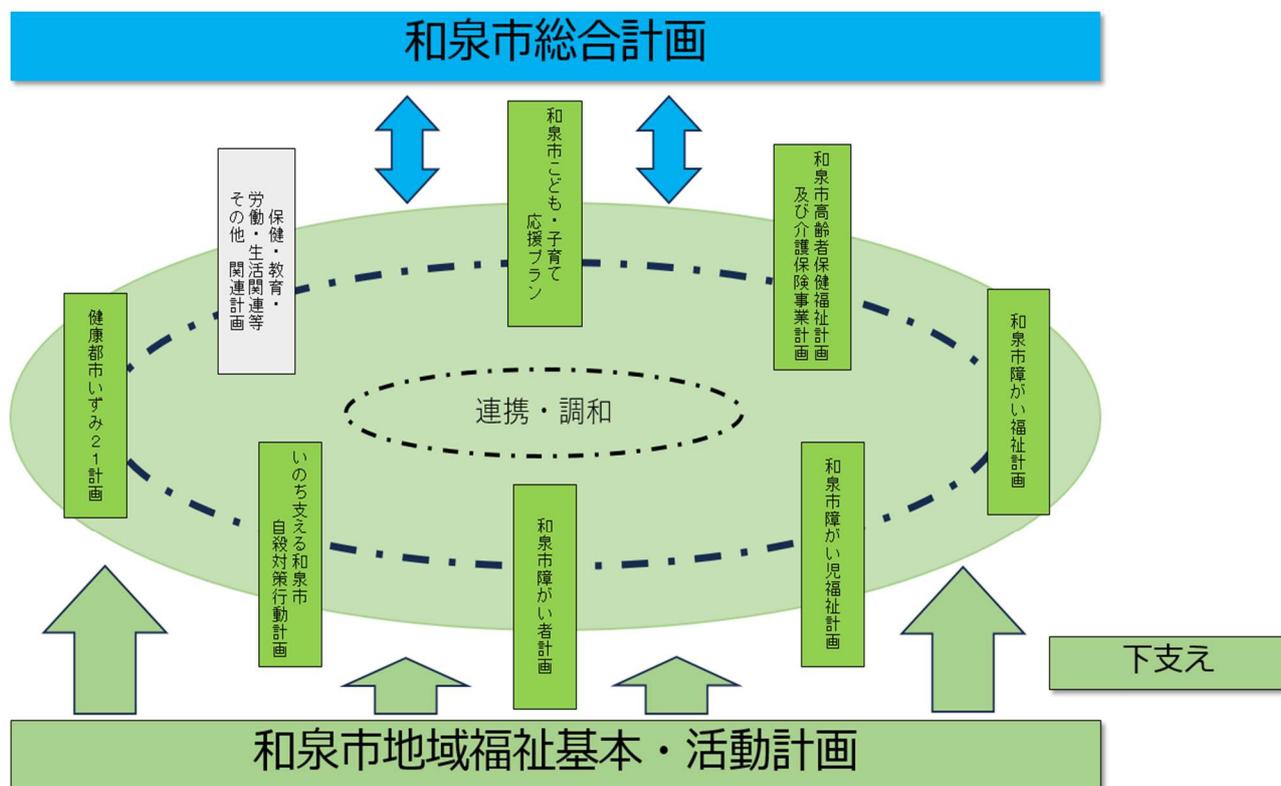
5. 計画の位置づけと期間

(1) 位置づけ

本計画は社会福祉法第 107 条に基づく計画で、市町村が地域福祉を推進する上での方向性や基本的な考えを示すものです。

また、「和泉市総合計画」をささえる個別計画として策定し、保健、福祉、教育、労働、生活等関連する計画とも連携・調和を図ります。

【計画の位置づけと関連する計画との関係図】



(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度の5年間とします。なお、時代や環境の変化を見極め、進捗管理を行いながら、より充実させていくため、毎年度見直しをはかります。

名称	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 8年 度	令和 9年 度	令和 10年 度
和泉市総合計画					➔		
和泉市地域福祉基本・活動計画	第4次計画 R1～		第5次計画				
和泉市子ども・子育て応援プラン (仮称) 和泉市子ども計画 R7年度～				➔			
和泉市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画			➔				
和泉市障がい福祉計画 和泉市障がい児福祉計画			➔				
和泉市障がい者計画						➔	
いのち支える和泉市 自殺対策行動計画			➔				
健康都市いずみ21計画				➔			

6. 「地域福祉基本・活動計画」策定方針

(1) 基本的な考え方

- ①「横串」(関係機関どうしの連携)、「縦串」(市民と市・関係機関との連携)の方針を明確にしました(「見える化」しました)。
- ②計画全体の「目的」と「成果目標(アウトカム)」を明確にしました。また、地域福祉に関連する取組みの絞り込みを行った上で、取組みそれぞれの「目的」と「業績目標(アウトプット)」「成果目標(アウトカム)」とを明確にしました。
- ③それぞれの課題に対して、「自助」「共助」「公助」の連携、役割分担を記載しました。また、「自助」「共助」を「公助」で、「自助」「共助」を「共助」でどうささえていくのかを示しました。
- ④「地域福祉基本計画」と「地域福祉活動計画」との関係性を整理し直しました。
- ⑤「ささえる側」「ささえられる側」の二元論を超えて、誰もが役割を持ち輝くことができるまちづくりのビジョンを掲げました。
- ⑥この「策定方針」を前提に、アンケート調査を実施し、外部委託事業者を選定しました。
- ⑦この「策定方針」は、外部有識者等による「福祉アドバイザリー事業」で協議しました。

(2) 今次「計画」から見直したポイント

- ①「地域福祉基本計画」ならびに「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。
- ②「自助」(市民一人ひとり)、「共助」(市社協、民間事業所、NPO)、「公助」(市行政)の連携、役割分担を明確にしました。特に、「公助の再構築」「自助・共助をささえる公助」「共助をささえる共助(市社協、民間事業所、NPO)」の役割を強調しました。
- ③「地域福祉改革」を実現するため、まずは、機運の醸成、意識改革、体制整備、議論の場づくりに力点を置きました。
- ④時代や環境の変化を見極め、進捗管理を行いながら、この「計画」を毎年度見直すこととしました。

7. 計画の策定体制

計画策定の過程において、学識経験者、各種団体、保健・医療・福祉分野の関係者、公募市民など幅広い関係者を委員とする「和泉市地域福祉推進協議会」および「和泉市福祉でまちづくり委員会」で、審議を行いました。

また、市民の主体的参加が欠かせないものであるため、本市の地域福祉に対する住民の現状評価とニーズを把握し、「計画」に反映するため、市および市社協が、アンケート調査を実施しました。さらに、福祉関係団体を対象にヒアリングを実施し、活動をしていく上での問題・課題やニーズの把握に努めました。

加えて、本市事業のひとつである福祉アドバイザリー事業『いずみ・ふくし塾【基本の木】』において「計画」策定方針について議論することで、計画の実効性が確保されるよう努めました。また、関係各部署に対しヒアリングを実施し、各担当の現状と課題、計画に盛り込むべき事項や意見の把握に努めました。

なお、「計画」原案は市役所情報公開コーナー等の窓口を設置し、市ホームページにも公開、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。また、この結果を上記「協議会」「委員会」に報告しました。

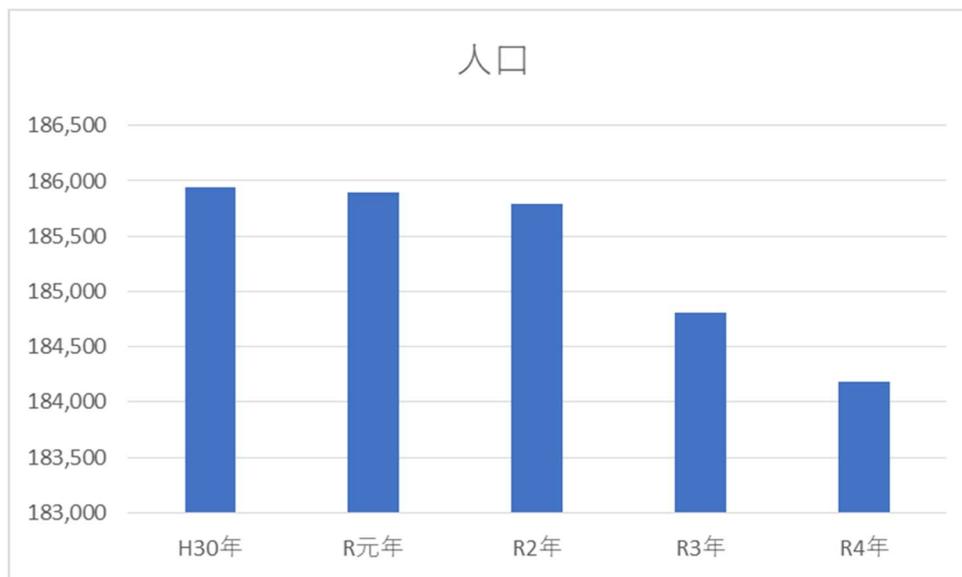


第2章 和泉市の現状と課題

1. データからみる市の現状

(1) 人口の状況

市の人口は、平成30年の185,936人から令和4年には184,185人となり人口の減少が続いています。和泉市人口ビジョン（H27年）では、今後もなだらかに人口減少が続き、令和17年には、169,800人まで減少*することを想定しています。

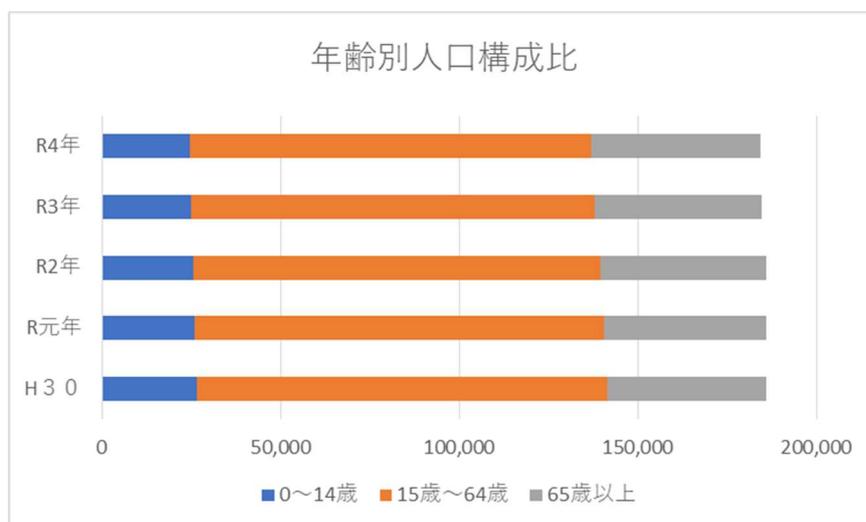


出典：統計いずみ・各年3月末（単位：人）

*平成27年12月に策定した「和泉人口ビジョン」の下位推計値。上位推計でも181,400人と推計されている。

(2) 年齢別人口の構成比の推移

市の年齢別人口の割合は、65歳以上の高齢者の割合が年々高くなり、令和4年には65歳以上の人口は47,146人、高齢化率は25.6%となっています。今後も高齢化率は上昇傾向で推移すると予測されます。



出典：統計いずみ・各年3月末（単位：人）

(3) 高齢者・子どもの比率

① 高齢者と年少人口（0～14歳までの子どもの人数）（市全体）

高齢化率、年少比率ともに国や大阪府と異なる傾向があり、少子高齢化の進行は和泉市の場合、国や大阪府と比べ、比較的緩やかに現れています。

また、小学校区別に見たときには大きな差があります。

	① 人 口	② 高齢者人口 (65歳以上)	③ 高齢者比率 ②/①	④ 年少 人口 (0~14歳)	⑤ 年少人口 比率 ④/①
国全体	126,146,099	35,335,805	28.0%	14,955,692	11.8%
大阪府	8,837,685	2,361,723	26.7%	1,029,499	11.6%
和泉市	182,797	47,414	25.9%	23,628	12.9%

(単位：人)

出典：住民基本台帳・令和5年9月末(和泉市のデータのみ)

国全体・大阪府は令和2年度国勢調査のデータを参照。

②小学校区別高齢者・年少人口の比率

	① 人 口	② 高齢者人口 (65 歳以上)	③ 高齢者比率 ②/①	④ 年少 人口 (0~14 歳)	⑤ 年少人口 比率 ④/①
①国府校区	14,924	3,859	25.9%	1,625	10.9%
②和気校区	12,870	3,583	27.8%	1,511	11.7%
③伯太校区	9,421	2,306	24.5%	1,211	12.9%
④池上校区	6,216	1,789	28.8%	559	9.0%
⑤黒鳥校区	7,020	1,678	23.9%	1,108	15.8%
⑥芦部校区	9,689	2,641	27.3%	1,313	13.6%
⑦北池田校区	13,959	3,546	25.4%	1,618	11.6%
⑧南池田校区	9,613	2,439	25.4%	1,339	13.9%
⑨緑ヶ丘校区	8,333	1,968	23.6%	1,092	13.1%
⑩北松尾校区	13,252	2,416	18.2%	1,957	14.8%
⑪横山校区	4,193	1,697	40.5%	291	6.9%
⑫南横山校区	782	343	43.9%	55	7.0%
⑬幸校区	3,012	1,094	36.3%	265	8.8%
⑭信太校区	12,278	2,961	24.1%	1,578	12.9%
⑮鶴山台北校区	6,995	2,708	38.7%	518	7.4%
⑯鶴山台南校区	3,940	1,395	35.4%	373	9.5%
⑰光明台南校区	5,954	2,024	34.0%	650	10.9%
⑱光明台北校区	9,893	2,619	26.5%	1,081	10.9%
⑲いぶき野校区	13,232	3,083	23.3%	1,773	13.4%
⑳青葉はつが野校区	11,129	2,144	19.3%	2,073	18.6%
㉑南松尾はつが野校区	6,092	1,121	18.4%	1,638	26.9%

(単位：人)

出典：住民基本台帳・令和5年9月末(和泉市のデータのみ)

③出生数の推移

過去5年間の出生数はおおよそ横ばいで推移しています。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数	1,288	1,237	1,324	1,188	1,248

出典：統計いずみ・各年3月末（単位：人）

（4）未成年者の人口の状況

18歳未満の未成年者の人口は、平成30年の33,013人から令和4年には30,355人に8.1%減少し、人口に対する比率も平成30年の17.8%から令和4年には16.5%にわずかに減少しています。

年齢別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数 ①	33,013	32,303	31,642	30,805	30,355
0～2歳	4,123	4,004	4,032	3,884	3,922
3歳～5歳	4,949	4,771	4,633	4,413	4,282
6歳～8歳	5,724	5,617	5,277	5,075	4,921
9歳～11歳	5,858	5,818	5,875	5,749	5,658
12歳～14歳	5,881	5,764	5,754	5,858	5,824
15歳～17歳	6,478	6,329	6,071	5,826	5,748
市人口 ②	185,936	185,890	185,790	184,813	184,185
市人口比率 ①/②	17.8%	17.4%	17.0%	16.7%	16.5%

出典：統計いずみ・各年3月末（単位：人）

(5) 要支援・要介護認定者の状況

介護保険制度における要支援・要介護の認定者数は、高齢者人口（第1号被保険者数）の増加に伴い、平成30年度の8,085人から令和4年度には9,307人に増加しています。

また、高齢者人口に占める認定者の割合も平成30年度の17.8%から令和4年度には19.7%に増加しています。

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
第1号被保険者数 ①*		45,511	46,224	46,723	47,092	47,272
要支援・要介護認定者数	総数 ②	8,085	8,553	8,824	9,173	9,307
	要支援1	1,555	1,569	1,718	1,890	1,889
	要支援2	1,417	1,499	1,455	1,448	1,465
	要介護1	1,143	1,254	1,355	1,421	1,517
	要介護2	1,144	1,286	1,320	1,332	1,298
	要介護3	1,031	1,049	1,079	1,127	1,151
	要介護4	1,021	1,099	1,133	1,153	1,143
	要介護5	774	797	764	802	844
第1号認定者率 ②/①*		17.8%	18.5%	18.9%	19.5%	19.7%

出典：高齢介護室・各年度末（単位：人）

*第1号被保険者

介護保険の被保険者は、年齢によって「第1号被保険者」と「第2号被保険者」に区分されます。

「第1号被保険者」は65歳以上の人、「第2号被保険者」は40歳から64歳までの医療保険加入者を指します。

*第1号認定者率

介護保険の第1号被保険者（65歳以上の人）のうち、要支援や要介護の認定を受けた人の割合。

(6) 障がいのある人の状況

障がい者の人数について、それぞれの手帳所持者数を、平成 30 年度と令和 4 年度で比較してみると、身体障がい者手帳所持者は 7,235 人から 7,013 人に減少し、療育手帳の所持者が 1,697 人から 1,909 人に、精神障がい者保健福祉手帳所持者が 1,498 人から 2,060 人に増加しています。

手帳種別	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
身体障がい者手帳	7,235	7,214	7,176	7,122	7,013
療育手帳	1,697	1,755	1,773	1,805	1,909
精神障がい者 保健福祉手帳	1,498	1,667	1,735	1,861	2,060
合計	10,430	10,636	10,684	10,788	10,982
人口総数	185,890	185,790	184,813	184,185	183,214
割合	5.6%	5.7%	5.8%	5.9%	6.0%

(単位：人)

出典：障がい福祉課（各手帳所持者数）・各年度末

出典：統計いずみ（人口総数）・各年度末

(7) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯は、女親と子どもからなる世帯の割合が多く、令和2年では、18歳未満の子どもがいる世帯のうち、女親と子どもからなるひとり親世帯の割合は11.6%を占めており、年々増加傾向にあります。

		一般世帯	6歳未満の子どもがいる世帯	18歳未満の子どもがいる世帯	総世帯数に占める割合	6歳未満の子どもがいる世帯のうちひとり親世帯の割合	18歳未満の子どもがいる世帯のうちひとり親世帯の割合
平成 22年	総数	68,259	7,916	19,892			
	核家族家庭	44,804	7,110	17,241	65.6%		
	男親と子どもからなる世帯	907	17	175	1.3%	0.2%	0.9%
	女親と子どもからなる世帯	5,514	376	1,921	8.1%	4.7%	9.7%
平成 27年	総数	70,916	7,534	19,671			
	核家族家庭	47,184	6,869	17,491	66.5%		
	男親と子どもからなる世帯	1,054	20	209	1.5%	0.3%	1.1%
	女親と子どもからなる世帯	6,266	425	2,053	8.8%	5.6%	10.4%
令和 2年	総数	73,587	6,278	17,698			
	核家族家庭	47,928	5,864	16,222	65.1%		
	男親と子どもからなる世帯	1,123	27	196	1.5%	0.4%	1.1%
	女親と子どもからなる世帯	6,833	424	2,054	9.3%	6.8%	11.6%

出典：国勢調査・各年10月1日（単位：世帯）

(8) 外国人の状況

和泉市に在住する外国籍の人数は令和4年には2,627人となっており、令和2年からの3年間は横ばいです。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
外国籍の人数	2,229	2,397	2,668	2,649	2,627
人口総数	185,936	185,890	185,790	184,813	184,185
人口総数における外国籍の割合	1.2%	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%

出典：統計いずみ・各年3月末（単位：人）

国籍別人口

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
下記以外の その他の国	613	737	969	989	984
朝鮮・韓国	981	967	918	868	837
中国	488	539	615	611	630
フィリピン	115	122	141	152	144
米国	23	25	22	24	28
イタリア	9	7	3	5	4
総数	2,229	2,397	2,668	2,649	2,627

出典：統計いずみ・各年3月末（単位：人）

2. 福祉アドバイザー事業『いずみ・ふくし塾【基本の木】』での課題や意見

福祉アドバイザー事業『いずみ・ふくし塾【基本の木】』とは、本市福祉関係部局や関係機関協力のもと、外部からの有識者を福祉アドバイザーに迎え、福祉に関するテーマに基づき、議論や意見交換を通じて、福祉に係るあり方や課題を見つめなおし、今後の施策への反映や職員の資質向上、人材育成を目的に実施しています。

(1) 相談支援体制に関すること

- ① 客観的に支援が必要だと考えられるが、本人にその自覚がない方への対応が難しい。
- ② 受援力が低い方への対応が難しい。
- ③ 複合的な支援を行うためには市と関係機関の連携及び横のつながりが必要。
- ④ 制度の狭間への対応が求められている。
- ⑤ 複合的な課題を抱えた世帯に対応していくには、行政だけでなく、企業やNPOといった多様な主体との連携が必要。

(2) 地域づくりに関すること

- ① 地域で自主的に活動している個人や団体もあるが、市は接点を十分に持っていないのではないか。
- ② 市は新たに地域活動を積極的に行いたい個人や団体とのつながりが不十分ではないか。
- ③ 地域活動の参加へ一歩踏み出せない人にどうやって一歩踏み出してもらえるのか工夫が必要。
- ④ 共助をより一層強くしていくにはどうすればよいか。
- ⑤ 共助の意識の醸成には、行政がどう共助を支援するかということも大事。
- ⑥ 地域には色々な経験や知識を持った人材がいるため、多様な人が地域活動に参加してもらえるような工夫が必要。しかし、特定の人だけに頼ったものとしないうちチーム力と地域力全体を上げていく必要がある。
- ⑦ 「おたがいさま」の気持ちで、しんどいときは助けてと言える環境づくりが大事。ゆるく、ふわっとした必要な時につなげる現代的な関係づくりも必要。
- ⑧ 社会参加の場、居場所づくりが必要。

(3) 体制に関すること

- ① 福祉部局に携わる市職員の感性や周りを見る力の育成は大事。

- ② 住民が、和泉市に住んで良かった、住み続けたいなと思ってもらえるような政策を実施すれば、職員のモチベーションも上がり、効率も上がってより良い仕事ができる好循環に変わる。
- ③ 外部、専門的知見の活用や議論が重要。
- ④ 市職員の政策立案能力の更なる向上が必要。

3. 福祉団体・活動団体、庁内関連部署へのヒアリング結果

(1) 福祉団体・活動団体の問題意識

- ① 住民と福祉サービスをつなぐ仕組みづくり
 - ・国籍や出生、性別、年齢、障がいや疾病等に関わらず、社会資源・福祉サービスにたどりつけるような仕組みづくり
 - ・利用者の状況に合わせた福祉サービスが公平にいきわたる仕組みづくり
- ② 切れ目ない・こぼれない支援
 - ・家族、学校、職場等以外の居場所（サードプレイス）づくり
- ③ 担い手不足の解消
 - ・団体・活動の担い手の高齢化が進んでいるため、新たな担い手の確保
 - ・多様な主体どうしの「創発」による担い手・社会資源の拡充
- ④ 市からの支援の継続と強化
 - ・制度利用で生じる経済的負担を軽減する仕組み
 - ・活動に対する支援の継続
 - ・活動内容を市民に伝えること（広報）に対する支援の強化
 - ・活動の重要性や理解を深めることに対する支援の強化

(2) 庁内関連部署の問題意識

- ① 担い手不足への対応
 - ・地域活動の担い手づくりの強化、新たな担い手（新しい公共）の発掘・関係づくり
- ② 相談窓口の整備・拡充
 - ・気軽に相談できる、必要な支援につながる相談窓口にすることや居場所や活動の拠点でも相談ができ、支援につながる体制づくり
- ③ 包括的な支援体制の整備

④ 災害に強いまちづくり

・福祉避難所の増設、避難行動要支援者への対応、災害ボランティアや連携協定企業との情報交換・関係づくり、防災意識の啓発

⑤ 市民や市、および関係者の意識啓発

4. 地域福祉推進にあたっての課題設定

和泉市地域福祉推進協議会及び和泉市福祉でまちづくり委員会での意見、各種アンケート調査の結果（117 ページ～145 ページ）、「福祉アドバイザー事業」での議論（16 ページ～17 ページ）、関係各課（室）・関係団体ヒアリング（17 ページ～18 ページ）、第4次和泉市地域福祉計画の振り返り（111 ページ～116 ページ）等から今後の地域福祉の推進にあたっての課題を整理しました。

課題1. 包括的な相談・支援体制のさらなる充実

日ごろから、悩みや不安を抱えた時に、支援する制度や支援団体、組織、相談できる場所があることを知っていると感じて過ごすことができます。地域では、日常的なみまもりや声かけ、地域の交流の場や機会等で、支援が必要な人のニーズ把握等を進めています。また、制度や支援についての広報も行われています。

しかしながら、アンケート結果では、悩みや不安の相談先について、「家族・親族」が最も多く、次いで「友人・知人」、「市役所」や「医療機関」となっており、支援制度や相談先が十分に認知されていないことが明らかになりました。

困難を抱えた方が支援に早くつながるためには、支援制度や相談先があることを市民が認知しておくことが重要なため、制度を知る機会（広報だけでなく、学習会等様々な場や機会）を活用し、情報に触れる場を増やし、周知を図ることが必要です。

また、アンケート結果では「和泉市が率先すべき課題」として、「地域における相談窓口の充実（身近で気軽に相談できる、必要な支援につながる、ワンストップで解決できる相談窓口づくり、相談窓口間のネットワークづくりなど）」が1番となり、3番目が「福祉に関する情報提供や案内」となるなど、「相談支援」が重要視されていることがわかります。

加えて、福祉アドバイザー事業において、受援力が低い方への対応、市と関係機関の連携強化が課題ではないかとの意見があり、また庁内関係部署及び福祉団体・活動団体ヒアリングでは、相談窓口は気軽に相談でき、必要な支援、社会資源・福祉サービスにつながる必要があるのではないかとの意見がありました。

このように、相談支援の充実・強化にあたっては、各種相談窓口の機能向上や、相談支援に携わる専門職の資質向上を図るとともに、より複雑化・複合化する課題に対応できるよう分野にとらわれない、柔軟な支援体制づくりを進めていく必要があります。従って、基本目標1「包括的で身近な相談、支援の仕組みづくり」に取り組むものです。

課題2. 切れ目ない・こぼれない支援体制の構築

これまでわが国の福祉は、高齢者、障がい者、子どもといった年齢や心身の状況といった対象者別、あるいは生活保護、生活困窮といった経済状況により支援が必要な人を支援する形で発達してきました。しかし、各制度にあてはまらない「制度の狭間」に陥り、複雑化・複合化したニーズを抱えている世帯からの相談が増えてきています。本市が身近な地域の福祉の総合相談窓口として設置しているいきいきネット相談支援センターの令和4年度相談実績を見ると、全相談件数599件の内、310件と半数以上が複雑化・複合化したニーズを抱えている世帯からの相談となっています。福祉アドバイザリー事業においても、制度の狭間への対応が本市の課題ではないか、複雑化・複合化した課題に対応していくため市と関係機関との連携に加えて、企業やNPOといった多様な主体との連携が必要ではないかという意見が出ている状況です。

加えて、複雑化・複合化した課題を持つ方の中には、社会的に孤立した状況にある方もおり、内閣府が実施した令和4年度「こども・若者の意識と生活に関する調査」では、15歳～64歳の生産年齢人口において推計146万人、50人に1人がひきこもり状態であると言われていています。いきいきネット相談支援センターの相談実績を見ると、社会的孤立・閉じこもり状態にある方からの相談割合は増加傾向（令和元年21.1%、令和2年23.7%、令和3年28.1%、令和4年度24.2%）にあり、本市においても社会とのつながりや他者と関わる機会を持ち、社会復帰に向けての支援が必要と言えます。

また、地域福祉推進協議会や福祉でまちづくり委員会、各ヒアリングにおいても、同じ世代や状況にある人同士の交流だけではなく、より多様な世代や状況にある人の交流促進を図ることができる社会参加の場が必要ではないか等の意見が出されています。

このような状況や意見等を受けて、特定の対象者だけでなく支援を必要とする誰もが適切な支援につながるような、基本目標2「切れ目ない・こぼれない支援の仕組みづくり」に取り組むものです。

課題 3. 地域づくり・担い手づくり

地域や地域福祉の活動者不足が課題となっており、文部科学省が実施したボランティア活動を推進する社会的機運醸成に関する調査研究報告書によれば国民の3人に1人が過去5年間に何らかのボランティアに参加した経験があると回答していますが、本市アンケート結果では5人に1人が定期的または以前に参加したことがあると回答していて、国の調査結果と本市のアンケート調査結果を比較すると、本市はボランティアへの参加は進んでいません。一方、災害ボランティアに関しては44%が参加したい又は機会があれば参加したいと回答。避難時の声かけや安否確認、日常のみまもりなど避難行動要支援者の支援については、役割を決めてもらえれば参加してもよいと回答した人が49%います。無関心層に対する啓発に加え、すでに関心がある人をどう活動につなげていくかが重要となります。

また、アンケート調査の結果をみると、ボランティアに参加できない理由としては、「仕事や家事で忙しいから」のほか、「活動の内容や参加の方法がわからないから」の順になっています。

参加できそうな活動については、「環境美化、リサイクル等環境関係」が1番多く、次いで「防犯や防災、その他地域の安全を守る活動」「高齢者に対する支援」と続きます。多様な媒体を活用した情報発信を行い、興味がある分野から学ぶ機会を提供するとともに、地域や福祉への理解を進め、活動に参加するきっかけ（イベントや学習の機会の充実）づくりの工夫や、活動のメニューを多様化させていく必要があります。

地域福祉をより多様な主体で推進していくためにも、ボランティアやNPOなどによるテーマ型の活動への支援や、多様な活動を生みだすための仕組み等について検討していく必要があります。その際には、市と包括連携協定を結んでいるような社会貢献に関心の高い企業や大学、法人その他団体にも協力を呼び掛けていくことが重要です。

加えて、本市で実施している「福祉アドバイザー事業」において、地域で自主的に活動している個人や団体もあるが市は接点を十分に持っていないのではないかと、地域活動の参加へ一歩踏み出せない人にどうすれば一歩踏み出してもらえるか、共助の意識の醸成には市がどう共助を支援するかということが大事、地域には色々な経験や知識を持った人材がいるため多様な人が地域活動に参加してもらえるような工夫が必要だが特定の人だけに頼ったものとしないうちチーム力と地域力全体を上げていく必要がある、といった意見が出ています。

よって、地域づくりに関わる担い手不足の解消という課題解決に向け、基本目標3「多様な主体どうしの連携による担い手・社会資源の拡充」に取り組むものです。

課題4. 誰もが、自分らしく、安心して、楽しく暮らせるまちへ

少子高齢化の進行や身近な地域でのつながりの希薄化を背景に私達のくらしの課題が「複雑化、多様化、深刻化」しているのを受けて、地域福祉の全国的な大きな流れが、「わがごと、まるごと」の「地域共生社会」の追求へ向かっています。和泉市も、「誰もが自分らしく安心して暮らせる地域」「みんなが生活をともに楽しむ地域」を、みんなで協力してつくっていくことを「地域福祉」と位置付けました。

この実現のため、和泉市がめざす「地域包括ケア」は、高齢者への包括的支援「地域包括ケアシステム」を超えて、高齢者の医療・介護に加え、障がい、子育て・教育、権利擁護、同和問題等人権課題、生活困窮、防災・防犯、自然環境、生活環境、消費者問題、食の安全、自殺・非行防止、そのほか地域のくらしの課題を、できるだけ身近な地域で包括的、包摂的に解決していこうとする考えかたです。今次の「和泉市地域福祉基本・活動計画」は、福祉の概念を広くとらまえ、子育て・教育、防災・防犯、環境保全、人権の具体的取組みも包含しました。よって、基本目標4「誰もが、自分らしく、安心して、楽しく暮らせるまちへ」に取り組むものです。

〈防災〉

アンケート結果では、「あなたのお住まいの地域での防災訓練や自主防災組織の活動など、災害対策の取組みについて、どのように感じていますか。」という問いに対し、7割以上が自主防災活動について活発でないという認識でした。また、「あなたや家族の災害時の備え（水や食糧の確保、家具転倒防止、避難場所の確認など）ができていますか。」の問いに対し、「一部できている」または「できていない」と答えた方がおよそ9割でした。

防災は全市民共通の課題なので、まずは備えを中心とした自主防災意識の啓発から一人ひとりが日頃から隣近所や地域でのつながりを意識できるよう周知・啓発していく必要があります。また、福祉でまちづくり委員会においても、地域福祉に関心を持ってもらうには防災などの活動を市民みんなで取組むのが良いのではないかと意見が出ています。

〈高齢者、障がい者の権利擁護〉

統計データをみると、高齢化に伴い「要支援・要介護認定者」は年々増加しています。一方で、アンケート調査結果をみると、77%が避難行動要支援者支援事業を知らないなど、災害時に地域でささえあう体制づくりについては課題が多く残っている状況です。一方、避難時の声かけや安否確認、日常のみまもりなど避難行動要支援者の支援について、役割を決めてもらえれば協力してもよいと答えた方がおよそ半数います。災害時に助け合うことができるよう、地

域と関係機関・団体等が連携し、地域全体で安心・安全な暮らしを守る体制づくりを進めていく必要があります。

今後は、高齢者や認知症のある人の増加が見込まれることから、さらに権利擁護支援のニーズが高まることが想定されます。アンケート調査結果をみると、成年後見制度の認知状況は十分とは言えず、制度の周知をより充実させていく必要があります。加えて、成年後見利用促進基本計画の策定に関する専門委員会では本人だけでなく、周りが気づいたときに、行政がすぐに駆け付けることができる体制を備えておく必要があることや市民後見人の養成と活躍の場の創設が重要であると意見が出ています。

〈人権擁護〉

各ヒアリングにおいて、地域は様々な人で構成され、地域福祉を考える上で多様性を受け入れること、お互いの人権の尊重や福祉への理解が不可欠であり、多様性が受け入れられるよう、市民への啓発活動に取り組む必要があるとの意見が出ています。年齢（高齢者、子ども）、性別、同和問題（部落差別）、障がい者、性的マイノリティ、外国人等への理解、また、多様性やささあいへの関心を高めながら、誰もが安心して生活していくことができるように、みんなで地域福祉について考え、行動するきっかけづくりを行う必要があります。

〈再犯の防止〉

地域福祉推進協議会において、過去に罪を犯し更生した人に対する地域の壁は高いとの意見が出ています。各ヒアリングでは更生保護団体の活動内容を市民に伝えること、活動の重要性や理解を深めることに対し、支援の強化が必要であると意見が出ています。

課題5. 「わがごと、まるごと」の地域共生社会の実現のベースとなる機運、意識、体制、そして議論

課題1～4で述べてきたとおり和泉市の新たな「地域福祉基本・活動計画」を大きく推進するためには、これまでの役割分担を固定化するのではなく、地域の課題に対して、市民や地域の多様な主体が、それぞれ役割を持ち、「わがごと」として参画し、世代やテーマ・分野を超えて「まるごと」つながる必要があります。「自助、共助、公助」の相互の緊密な連携も欠かせません。

「福祉アドバイザー事業」において、関係機関どうしの「縦割り」や市民と市・関係機関との「横割り」をどう解消していくのかが重要であるとの提言もありました。

市社協を初め関係機関や地域福祉に携わる人々だけでなく、市行政の組織体制の見直しを検

討するとともに、職員の地域福祉への理解など資質向上に取り組んでいきます。併せて、地域福祉の主役である市民の理解と協力も必要となります。よって、基本目標5「地域共生社会の実現に向けての機運醸成、意識改革、体制整備、議論の場」に取り組むものです。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

『誰もが主人公！ 一人ひとりが輝けるまち和泉』

本市では「ささえあう みんながつくる 地域の和（輪）」を基本理念に第4次地域福祉計画（2019年～2023年）を定め、「安全・安心に暮らせる地域づくり」「支援が必要な人を支える地域づくり」「適切な支援につなげる体制づくり」「健康で活躍できる福祉のまちづくり」の4つの基本目標に取り組んできました。

第5次地域福祉基本・活動計画は、第4次計画の振り返り、和泉市地域福祉推進協議会及び和泉市福祉でまちづくり委員会での意見、本市アンケートや市社協アンケートの結果、福祉関連団体および関係各課（室）へのヒアリングから課題分析し、「包括的な相談・支援体制のさらなる充実」「切れ目ない・こぼれない支援体制の構築」「地域づくり・担い手づくり」「誰もが、自分らしく、安心して、楽しく暮らせるまちへ」「『わがごと、まるごと』の地域共生社会の実現のベースとなる機運、意識、体制、そして議論」の5つを本市の地域福祉の課題としてとらえ、その解決策を後述する5つの基本目標として決めました。

また、従来の自助・共助・公助の考え方に加え、共助を支える共助、共助を支える公助の役割も明確にし、各取組みの主体の明確化と切れ目ない・こぼれない支援の実現を図ります。

さらに、地域福祉基本計画と地域福祉活動計画を一体化し、取組みの関係性を明確にすることで推進力を高めます。

そのことで、「ささえる側」「ささえられる側」という関係だけではなく、地域のつながりを改めて認識し、大切に、年齢、性別、出自、国籍、障がいの有無等に関わらず、子どもから高齢者まで、互いの人権を尊重し、助けあいながらよりよい社会をつくる主役として輝くことができる『誰もが主人公！一人ひとりが輝けるまち和泉』の実現めざし、地域に住む誰もが安心して、いきいきと暮らし続けられるまちづくりに取り組みます。

誰もが主人公！ 一人ひとりが輝けるまち和泉

自助（市民一人ひとり）



共助（友人・知人・隣近所）

共助（地域 町会・自治会等）

共助（市社協・ボランティア・団体・
法人・企業等）

共助を支える共助（市社協 その他団体等）

公助（自助・共助をささえる公助を含む）（行政）

ささえあいのケーキモデル



「誰もが主人公！一人ひとりが輝けるまち和泉」の構造を表したものが「ささえあいのケーキモデル」です。自身やその家族の努力（自助）では解決できない課題は、友人・知人や隣近所による助けあいや日常のあいさつ等を通して、お互いに顔が分かる関係にある身近な地域で活動する様々な人たちが支えています。また、本市には校区を超えて活動する市社協やボランティア、団体、法人、企業、協同組合が存在します。さらに市社協のように共助の主体を支える共助の仕組みもあります。そして、行政（公助）は自助だけでなく、これらの共助の仕組みを様々な施策によってささえています。

2. 基本目標

基本目標1 包括的で身近な相談、支援の仕組みづくり

地域における身近な相談窓口の充実に取組むとともに、社会資源や各種相談窓口の相互関係づくりや「見える化」を図り、住民が相談しやすい環境づくりに取組みます。

基本目標2 切れ目ない・こぼれない支援の仕組みづくり

制度の狭間に陥り、また、複雑化、複合化したニーズを持つ住民が支援の網の目からこぼれることがなく適切な支援につながるよう、共助と公助とが連携した切れ目のない支援体制と地域づくりに取組みます。

基本目標3 多様な主体どうしの連携による担い手・社会資源の拡充

地域活動の担い手不足や現に活動している担い手の負担感解消へ向けて、担い手講座の開催や生活スタイルに合わせて参加形態の幅を広げる工夫を講じるとともに、「創発の場」を通じて担い手づくりと社会資源の開発に取組みます。また、地域に所在する社会福祉法人、民間企業、商業施設、地元商店主、隣保事業の運営者など、社会貢献に関心が高い主体との関係構築を図り、その社会貢献活動と地域活動とを連動させ、社会資源の拡充や開発に取組みます。

基本目標4 誰もが、自分らしく、安心して、楽しく暮らせるまちへ

地域福祉を推進していく上で、地域は様々な人で構成されていることを認識し、そして、お互いの人権や多様性を理解することが大切です。また、くらしやすい、わくわくするようなまちづくりを進めていくには、人権や多様性の理解に加え、毎日の生活を安全に送れることが前提となります。そのことから、福祉の概念を広くとらまえ、子育て・教育、防災・防犯、環境保全、権利擁護の具体的な取組みを実施します。

基本目標5 地域共生社会の実現に向けての機運醸成、意識改革、体制整備、議論の場

地域共生社会の実現に向けて、世代やテーマ・分野を超えて、市民や地域の多様な主体が協働する必要があります。「自助、共助、公助」の相互の緊密な連携も欠かせません。

関係機関どうしの「縦割り」や市民と市・関係機関との「横割り」を解消し、市社協を初め関係機関、地域福祉に携わる人々、市行政、そして、地域福祉の主役である市民の機運醸成、意識改革、体制整備、議論の場の充実に取組みます。



誰もが、自分らしく、安心して、楽しく暮らせるまちへ



地域共生社会の実現に向けての機運醸成、意識改革、体制整備、議論の場



切れ目ない・こぼれない支援の仕組みづくり



包括的で身近な支援

多様な主体どうしの連携による担い手・社会資源の拡充

第4章 目標に対する取組み

ここでは、自助・共助・公助それぞれの役割を明確にするため、各目標を実現するための取組み主体について、市、市社協、および、その他共助の実施主体を次のように示しています。

(■：和泉市の取組み ●市社協の取組み ★その他共助の取組み)

【1】基本目標1 包括的で身近な相談、支援の仕組みづくり

(1) 情報発信、情報共有

① 「地域福祉基本・活動計画」の情報発信・共有

■「地域福祉基本・活動計画」について情報発信します。

実施主体	業績目標					
市（福祉総務課）	「地域福祉基本・活動計画」の主力発信メディアの拡充					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	広報紙	広報紙 市HP	広報紙 市HP 市SNS	広報紙 市HP 市SNS 地域回覧板	広報紙 市HP 市SNS 地域回覧板 ポスター
	成果目標					
	「地域福祉基本・活動計画」の認知度					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	現状値 確認	30%	40%	50%	60%

② 地域活動情報の発信

- 「社協いずみ」や「アイ・あいロビーニュース」などの広報紙や SNS 等の見やすさ、伝わりやすさを工夫しながら、「協議の場」での協議内容を含む地域活動に関する情報発信を行い、地域住民の認知度が高まるよう努めます。

実施主体	業績目標					
市社会福祉協議会	「協議の場」での話しあいの様子や活動内容についての発信回数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	10回	12回	12回	14回	14回	15回
	成果目標					
	「ふくしアンケート調査」による認知度（5か年に1回調査）					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	43%				→	55%

③ つながり、自らの発信に関する広報、研修

- 小さな変化や異変、困りごとを感じ、気づくための日々のつながりや住民自身が助けてと発信する大切さについての意識啓発（広報や研修会の開催）に取り組めます。

実施主体	業績目標					
市社会福祉協議会	広報や研修を通じ、受援力や支えあいの啓発を行う					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	15回	16回	17回	18回	19回	20回
	成果目標					
	地域の相談機関や地域活動へつないだ数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	35回	35回	40回	40回	45回	45回

多世代ささえあいの機運醸成

- 「ささえる側」「ささえられる側」に分かれるのではなく、子ども、若い世代、高齢者、障がい者など、互いに支えあえる風土を広報や交流などを通して啓発します。

実施主体	業績目標					
市社会福祉協議会	多世代の交流活動についての情報発信					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	18回	19回	20回	21回	21回	22回
	成果目標					
	多世代の交流活動支援の実績					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	6回	6回	7回	7回	8回	8回

(2) 相談

① 身近な地域の相談窓口の設置

■安心して地域での生活を続けられるよう身近な地域の福祉の総合相談窓口として、いきいきネット相談支援センターの設置(市内8か所)を継続します。

実施主体	業績目標					
市(福祉総務課)	いきいきネット相談支援センター(市内8箇所)の主力発信メディアの拡充					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	広報紙	広報紙 市HP	広報紙 市HP 市SNS	広報紙 市HP 市SNS 地域回覧板	広報紙 市HP 市SNS 地域回覧板 ポスター
	成果目標					
	同センターの認知度が向上					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	18.7%	20%	30%	40%	50%	60%

② 身近な相談窓口の周知啓発

■ 「どこに相談すればよいか分からない」と困る人がないように、地域に開設されている各種相談窓口（いきいきネット相談支援センター、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、人権文化センター等）の認知度が向上するよう周知啓発に取組みます。

実施主体	業績目標					
市（福祉総務課）	各種「身近な相談窓口」の主力発信メディアの拡充					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	広報紙	広報紙 市HP	広報紙 市HP 市SNS	広報紙 市HP 市SNS 地域回覧板	広報紙 市HP 市SNS 地域回覧板 ポスター
	成果目標					
	「困った時に相談する相手がいる、窓口がわかっている」住民の割合					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	現状値確認	前年度比 20%増	前年度比 10%増	前年度比 10%増	60%

③ 社会資源や相談窓口の「見える化」

- 社会資源や各種相談窓口（同上）を可視化し、住民が困りごとを相談・解決しやすい体制づくり（ホームページのリニューアル・市と共有ソフトの充実）を行います。

実施主体	業績目標					
市社会福祉協議会	ホームページ等の広報媒体の充実					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	社協 HP	社協 HP リニューアル	社協 HP 広報紙 市と共有ソ フト充実	社協 HP 広報紙 市と共有ソ フト充実	社協 HP 広報紙 市と共有ソ フト充実	社協 HP 広報紙 市と共有ソ フト充実
	成果目標					
	校区ごとの社会資源等のマップ化					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	－	3 校区	5 校区	1 0 校区	1 5 校区	2 1 校区

(3) みまもり、発見

① 住民どうしの思いやりの環境づくり

- 住民どうしがご近所を気にかける思いやりの気持ちを育み、継続的で自然且つ、緩やかな声かけ、みまもりがしあえる環境づくりに取組みます。

実施主体	業績目標					
市社会福祉協議会	みまもり検討会議や地域での見守りについての話しあいを行った回数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	1 2回	1 2回	1 2回	1 3回	1 3回	1 4回
	成果目標					
	みまもり体制の整備や改善が行われた地域数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	1 箇所	3 箇所	3 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所

② 「みまもる眼」のポイント学習会

- 町会・自治会、校区社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの活動者を対象とした「みまもる眼のポイント」を押さえた学習会等を行います。

実施主体	業績目標					
市社会福祉協議会	「みまもる眼のポイント」をおさえた学習会を行った回数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	2 回	3 回	3 回	4 回	4 回	5 回
	成果目標					
	相互の見守り合いが大切だと感じる市民の割合					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	—	—	—	—	5 0%

(4) 解決

① 各小学校区の『協議の場』の充実

■●地域の情報を収集し、住民の困りごとを早期に発見、解決するために、小学校区単位で行政・多機関の専門職、地域のボランティアが情報交換を行い、協働した活動ができるように『協議の場』の開催を支援するとともに、地域福祉推進コーディネーターを配置し、地域の福祉課題解決に向けた取組みを支援します。

実施主体	業績目標					
市（福祉総務課） 市社会福祉協議会	重点目標を進めるための話し合いの場を年4回以上開催する校区数 (全21校区)					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	3~5 校区	6校区	8校区	10校区	15校区	21校区
	成果目標					
	重点目標を達成した校区数(全21校区)					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	現状値確認	6校区	8校区	10校区	15校区

② 小学校区別アクションプランの実現支援

- 小学校区別アクションプランの目標達成に向け、話しあいの場づくりの支援を行うとともに、先進事例や活用出来る社会資源等の情報提供など、住民主体の福祉活動への伴走支援を行います。

実施主体	業績目標					
市社会福祉協議会	協議の場の開催、運営支援					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	2 1 校区	2 1 校区	2 1 校区	2 1 校区	2 1 校区	2 1 校区
	成果目標					
	協議の場実践活動補助金の活用数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	5 校区	5 校区	6 校区	6 校区	7 校区	7 校区

③ 地域福祉の財源確保

- 「自助」「共助」そして「自助・共助を支える共助」の地域福祉推進の財源を拡充するため、共同募金などの活用や助成金情報などを収集し、活用します。

実施主体	業績目標					
市社会福祉協議会	市社協ホームページでの各種助成金情報のネットワーク					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	3 件	3 件	3 件	4 件	4 件
	成果目標					
	住民組織から相談を受け、助成金申請等の支援件数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	2 4 件	2 4 件	2 4 件	2 5 件	2 5 件	2 6 件

【2】基本目標2 切れ目ない・こぼれない支援の仕組みづくり

(1) 支援

① 生活困窮者自立支援・就労支援

■制度の狭間に陥り、また、複雑化、複合化した課題を抱える生活困窮者の自立へ向けて、各種相談支援、就労支援に取り組めます。

実施主体	業績目標					
市（くらしサポート課）	新規相談受付件数のうち、プラン作成した割合					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	25%	30%	35%	40%	50%
	成果目標					
	プラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	90%	90%	90%	90%	90%

② 日常生活自立支援事業

●判断能力が不十分な方が地域での自立した生活を続けられるよう「日常生活自立支援事業」の実施と周知活動を行います。

実施主体	業績目標					
市社会福祉協議会	周知活動の件数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	1件	1件	1件	2件	2件	3件
	成果目標					
	日常生活自立支援事業の待機者数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	32人	20人	10人	5人	5人	5人

(2) 拠点、居場所の整備

① 拠点整備

■「切れ目ない・こぼれない」支援のための市行政、関係機関、民間事業者が主体の拠点（子育て支援、医療介護連携、「創発」的担い手づくり）を整備、また、その支援を行います。

実施主体	業績目標					
市（福祉総務課、子育て支援室、障がい福祉課、高齢介護室、人権・男女参画室）	整備方針の策定及び実施					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	様々な対象が集う居場所、拠点整備の在り方方針の策定	同方針の実施	同方針の実施	同方針の実施	同方針の実施
	成果目標					
	分野ごとに設定					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	・こども若者	同目標の	同目標の	同目標の	同目標の

		<ul style="list-style-type: none"> ・老人集会所等 公共施設の地域 福祉拠点化 ・地域資源の見 える化とマッチ ング ・創発の場開発 推進の設定 	設定	設定	設定	設定
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----	----	----	----

② 誰もが参加できる居場所づくり

- 地域の社会資源の整理、新たな居場所づくり、制度の狭間のニーズを抱える地域住民が社会とつながる支援を行います。

実施主体	業績目標					
市社会福祉協議会	サロンや居場所づくりの立ち上げ支援数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	5件	5件	5件	5件	5件	5件
	成果目標					
	立ち上がったサロン数や居場所の数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	3件	3件	3件	3件	4件	4件

【3】基本目標3 多様な主体どうしの連携による担い手・社会資源の拡充

(1) 担い手・社会資源の創造

① 「新しい公共」「創発の場」の開発と重層的支援(地域づくり)

■「地域共生社会」の実現へ向けて、社会的包摂の観点、「ささえる側」も報われみんなが光輝くまちとの観点から、「新しい公共」、また、それを育む「創発の場」を開発します。併せて、地域づくりに関わる重層的支援の仕組みの構築を検討します。

実施主体	業績目標					
市（福祉総務課、 人権・男女参画室）	「創発の場」開発プロジェクトの推進、重層的支援「地域づくり」計画の策定・実施					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	推進方針 の策定 「地域づ くり」方 針の策定	推進方針 の実施 「地域づ くり」方 針の実施	推進方針 の実施 「地域づ くり」方 針の実施	推進方針 の実施 「地域づ くり」方 針の実施	推進方針 の実施 「地域づ くり」方 針の実施
	成果目標					
	「地域課題の解決の担い手や社会資源が多様化、拡充した」と感じる市民の割合					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	現状値 確認	前年度比 5%増	前年度比 5%増	前年度比 5%増	前年度比 5%増

② 地域福祉活動の担い手づくり

■地域福祉活動のボランティアを増やす取組みを推進します。

実施主体	業績目標					
市（広報協働推進室）	ボランティア養成講座の開催数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	ボランティア養成講座 開催	ボランティア養成講座 開催	ボランティア養成講座 開催	ボランティア養成講座 開催	ボランティア養成講座 開催
	成果目標					
	ボランティア依頼件数に対する成立件数の割合					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	現状値 確認	90%	90%	90%	90%

③ 地域貢献連絡会の開催およびNPO、事業者、社会福祉法人の社会貢献活動と地域活動との融合

●地域貢献連絡会を開催し、NPO、事業者、社会福祉法人など社会貢献に関心が高い主体との関係構築を図り、地域活動への支援協力を呼びかけます。

実施主体	業績目標					
市社会福祉協議会	地域貢献連絡会の開催件数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	1回	2回	2回	2回	2回	3回
	成果目標					
	地域貢献連絡会の会員団体やNPO事業者等と協働で活動した件数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	1回	1回	1回	1回	2回	2回

④ 担い手講座の開催

- 担い手講座を含む講座を開催し、ボランティアとして、地域福祉活動に参加するきっかけづくりを行います。

実施主体	業績目標					
市社会福祉協議会	新たな担い手のきっかけの場作りや活動の支援					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	3回	3回	4回	4回	5回	5回
	成果目標					
	担い手講座受講後、地域福祉活動につながった人数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	5人	10人	15人	20人	25人	30人

(2) 住民が参加しやすい仕組みづくり

① 地域福祉活動の負担感の軽減

●幅広い世代が地域福祉活動に参加できることを目指し、負担感の軽減や参加形態の幅を広げる工夫を行うなど新たな活動の仕組みづくりについて、活動者と一緒に考え解決に努めます。

実施主体	業績目標					
市社会福祉協議会	活動者や活動希望者の意向を確認し、対策や仕組みづくりの支援を行った件数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	2件	2件	2件	2件	2件
	成果目標					
	社協と共に活動するボランティア数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	校区社協 ボラン ティア 1,220人	校区社協 ボラン ティア 1,220人	校区社協 ボランテ ィア以外 の担い手 を含む 1,230人	校区社協 ボランテ ィア以外 の担い手 を含む 1,250人	校区社協 ボランテ ィア以外 の担い手 を含む 1,300人	校区社協 ボランテ ィア以外 の担い手 を含む 1,400人

【4】基本目標4 誰もが、自分らしく、安心して、楽しく暮らせるまちへ

(1) 防災

① 「避難行動要支援者支援体制」の構築支援

■各町会・自治会単位や各小学校区単位でつくる避難行動要支援者支援体制の構築を支援します。

実施主体	業績目標					
市（福祉総務課）	避難支援等実施者（近隣の支援者）が決まっている避難行動要支援者の数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	120名	440名	660名	870名	1,080名	1,300名
	成果目標					
	「避難行動要支援者が避難できる地域防災体制がある」と感じる市民の割合					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	－	20%	30%	40%	50%	60%

② 身近な地域での防災

●地域それぞれにあった災害に備えた自助・共助の取組みを進めるため、段階的な学習会や防災訓練等の開催を支援します。また、地域住民や関わる専門職と共に避難行動要支援者を含む地域住民どうしが声を掛けあい、助けあい避難する仕組みづくりを進めます。

実施主体	業績目標					
市社会福祉協議会	地域を主体とした防災に関わる話しあいや学習会、仕組みづくりを支援した回数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	5回	5回	6回	6回	7回	8回
	成果目標					
	避難行動要支援者を含む支援が必要な方を含む防災訓練等の活動を支援した回数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	1回	1回	2回	2回	2回	3回

③ 福祉避難所の登録

■身近な地域の福祉事業者などに協力を呼びかけ福祉避難所の登録を推進します。

実施主体	業績目標					
市（福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課）	福祉避難所の登録数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	2 箇所	福祉避難所 設置方針策 定・実施	5 箇所	10 箇所	15 箇所	21 箇所
	成果目標					
	「福祉避難所が整備されている」と感じる市民の割合					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	－	現状値確認	30%	40%	50%	60%

④ 災害ボランティアセンターの設置運営

- 運営マニュアルに沿った設置・運営訓練を市社協とつながるボランティアや民間の支援団体と共に定期的に行い、発災時の現場の運営イメージを共有します。

実施主体	業績目標					
市社会福祉協議会	市社協が主催するネットワーク会議等を設置し、協働のイメージ共有を進める					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	話しあいの場を設置	協働のイメージ共有と不足箇所の対策を検討	改良	改良	協働のイメージが整理できている
	成果目標					
	設置・運営訓練への参加団体等の広がり					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	災害ボランティア養成講座等を開催し市民の認知度及び協力を仰ぐ	様々な災害を想定した設置・運営訓練を年に1回行う	様々な災害を想定した設置・運営訓練を年に1回行う	様々な災害を想定した設置・運営訓練を年に1回行う	様々な災害を想定した設置・運営訓練を年に1回行う

(2) 消防・救急

① 街頭や公共施設での救命救急

■地域の事業所や店舗といった民間で設置されている多くのAEDを、市民が一時的に借りることができる「地域助け合い事業」を推進します。

実施主体	業績目標					
市（消防本部）	登録件数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	－	地域助け合い 事業方針の策 定	同方針 実施	同方針 実施	同方針 実施	同方針 実施
	成果目標					
	地域でAEDを見かけるようになった市民の割合					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	－	現状値確認	30%	40%	50%	60%

(3) 防犯

① 「再犯防止推進計画」の推進

■保護司会や更生保護女性会が、再犯防止に向けた取組み・活動を円滑に実施できるよう、支援します。また、地域における更生保護活動の拠点である「更生保護サポートセンター」の運営を支援します。

実施主体	業績目標					
市（生活福祉課）	「更生保護サポートセンター」の運営支援					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	現状支援状況の確認	運営支援の継続	運営支援の継続	運営支援の継続	運営支援の継続	運営支援の継続
	成果目標					
	保護司会・更生保護女性会役員の市の支援に対する満足度					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	現状値確認	80%	80%	80%	80%

■★犯罪等の防止と立ち直りを支える取組みである「社会を明るくする運動」を通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。

実施主体	業績目標					
市（生活福祉課） 更生保護団体	「社会を明るくする運動」の参加人数の拡大					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	現状値確認	前年度比 5%増	前年度比 5%増	前年度比 5%増	前年度比 5%増
	成果目標					
	更生保護活動の認知度					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	6.0%	10%	15%	20%	25%	30%

(4) 高齢者、障がい者の人権

① 「成年後見利用促進基本計画」の実施

■成年後見制度による権利擁護を必要とする方が適切に制度につながるよう、「成年後見利用促進基本計画」を実施し、制度の利用を促進します。

実施主体	業績目標					
市(福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課)	「成年後見利用促進基本計画」の実施					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	「計画」 策定	「計画」 の実施	「計画」 の実施	「計画」 の実施	「計画」 の実施	「計画」 の実施
	成果目標					
	成年後見制度の認知度					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	29%	35%	40%	45%	50%	50%

(5) 教育

① 福祉と教育との連携

■福祉系部局と教育委員会および関係機関とが連携し、教育現場、学校現場、そして、こども・家庭への福祉的支援を強化します。

実施主体	業績目標					
市(福祉総務課、子育て支援室、学校教育室)	福祉部局、教育部局が連携し、福祉的支援の「方針」を策定し、一元的、体系的な支援を行う					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	-	「福祉的支援方針」の策定→実施	「福祉的支援方針」の実施・検証	「福祉的支援方針」の実施・検証	「福祉的支援方針」の実施・検証	「福祉的支援方針」の実施・検証
	成果目標					
	教育と福祉のデータ連携により、新たに支援につながった児童生徒数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	-	現状値確認	前年度比5%増	前年度比5%増	前年度比5%増	前年度比5%増

② 福祉学習プログラムの企画と実施

●高齢者、障がい者、子ども、性的マイノリティ、罪を犯したが更生した人々、差別を受け人権を侵害された人等への理解が深まり、「ふだんの暮らし」のなかにある地域福祉について考え行動するきっかけづくりとなる地域住民全世代を対象とした多彩な福祉学習プログラムを実施します。

実施主体	業績目標					
市社会福祉協議会	子どもを含む地域住民対象とした福祉学習を行った件数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	小学校 4 校区 その他 1 回	小学校 8 校区 その他 1 回	小学校 12 校区 その他 1 回	小学校 16 校区 その他 2 回	小学校 20 校区 その他 2 回	小学校 21 校区 その他 3 回
	成果目標					
	福祉学習受講後に地域での福祉活動体験等に繋がった件数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	2 件	4 件	6 件	8 件	10 件	12 件

(6) 自然環境

① 環境意識の高揚にかかる啓発

■ 関係機関との協働体制の構築を進め、市民・事業者への意識を高めます。

実施主体	業績目標					
市（環境保全課）	「和泉市環境基本計画」の実施					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	-	「和泉市 環境基本 計画」の 実施	「和泉市 環境基本 計画」の 実施	「和泉市 環境基本 計画」の 実施	「和泉市 環境基本 計画」の 実施	「和泉市 環境基本 計画」の 実施
	成果目標					
	「環境にやさしい暮らしを営むことができる」と思う市民の割合					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	-	現状値 確認	前年度比 5%増	前年度比 5%増	前年度比 5%増	前年度比 5%増

【5】基本目標5 地域共生社会の実現に向けての機運醸成、意識改革、体制整備、議論の場

(1) マネジメント

- ① 「基本計画」(地域福祉基本・活動計画、その他の各基本計画) 中心のマネジメント
- P D C A要件を具備した「基本計画」を策定し、同「計画」に基づく進捗管理を行い、民主的で推進力のある地域福祉を実現します。

実施主体	業績目標					
市(各部局)	各「基本計画」に基づく進捗管理					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	「基本計画」策定	各「基本計画」に基づく進捗管理	各「基本計画」に基づく進捗管理	各「基本計画」に基づく進捗管理	各「基本計画」に基づく進捗管理	各「基本計画」に基づく進捗管理
	成果目標					
	『基本計画』に基づく進捗管理が効果的、効率的、民主的に行われている」と感じている各「基本計画」の附属機関等の外部委員の割合					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	-	現状値確認	過半数	過半数	60%	70%

(2) 意識改革

① 高齢者の日常生活支援

■「自助、共助を支える共助」「共助を支える公助」の取組みを推進するため、「公的サービスで賄えない高齢者の日常生活支援を自助、共助で充実させる」との方向性を、市民、ならびに、市・関係機関などで共有します。

実施主体	業績目標					
市（高齢介護室）	「高齢者の日常生活支援」についての主力発信メディアの拡充					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	-	広報紙	広報紙 市HP	広報紙 市HP 市SNS	広報紙 市HP 市SNS 地域回覧板	広報紙 市HP 市SNS 地域回覧板 ポスター
	成果目標					
	「高齢者の日常生活支援」充実の必要性を理解している市民の割合					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	-	現状値確認	前年度比 5%増	前年度比 5%増	前年度比 5%増	前年度比 5%増

② 「自助、共助、公助」の連携

- 「自助、共助、公助」の連携の重要性についての理解を、市民、ならびに、市・関係機関などで共有します。

実施主体	業績目標					
市（福祉総務課）	「自助、共助、公助」の連携の重要性についての主力発信メディアの拡充					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	-	広報紙	広報紙 市HP	広報紙 市HP 市SNS	広報紙 市HP 市SNS 地域回覧板	広報紙 市HP 市SNS 地域回覧板 ポスター
	成果目標					
	「自助、共助、公助」の連携の重要性を理解している市民、市職員、関係機関スタッフの割合					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	-	現状値確認	前年度比 10%増	前年度比 10%増	前年度比 10%増	(市民) 60% (職員) 80%

③ 圏域

■町会・自治会エリア、連合自治会エリア、中学校区エリア、包括支援センター担当エリア、日常生活圏域、市域といった既存「圏域」について検証し、住民ニーズ・課題に沿った行政サービスや活動の単位を検討します。

実施主体	業績目標					
市（福祉総務課、子育て支援室、くらしサポート課）	既存の「圏域」の検証と新しい単位の検討					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	－	「検証」 「検討」 の方針 の策定	「検証」	「検証」	「検討」	「検討」
	成果目標					
	年度報告書の作成					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	－	方針策定	年度報告 書作成	年度報告 書作成	年度報告 書作成	年度報告 書作成

④ 市職員の人材育成

■地域福祉強化の必要性(現状、課題、住民ニーズ)や地域福祉の基礎理論(自助・共助・公助、圏域、地域包括ケアシステム)についての研修や学びの場を充実し、地域福祉に関わる市職員の取組み企画・実行能力、事務能力を強化します。

実施主体	業績目標					
市(福祉総務課)	能力向上評価のためのオンライン学習の実施					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	-	オンライ ン学習の 開発	オンライ ン学習の 実施(年に 1度)	オンライ ン学習の 実施(年に 2度)	オンライ ン学習の 実施(年に 3度)	オンライ ン学習の 実施(年に 4度)
	成果目標					
	オンライン学習により取組み企画・実行能力、事務能力が向上したと感じる職員の割合					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	-	-	現状値確 認	前年度比 5%増	前年度比 5%増	前年度比 5%増

⑤ 機運の醸成、市民意識の涵養

■多様性を認め合う人権尊重、ささえられる側・ささえる側、性別、世代、解決すべき課題などあらゆる属性の包摂、すなわち、ダイバーシティ・インクルージョンの考えかたが、地域共生社会の実現、地域福祉の活性化へ向けて欠かせないとの機運、市民意識を高めていきます。

実施主体	業績目標					
市(人権・男女参画室)	「多様性」の重要性についての主力発信メディアの拡充					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	-	広報紙	広報紙 市HP	広報紙 市HP 市SNS	広報紙 市HP 市SNS 地域回覧板	広報紙 市HP 市SNS 地域回覧板 ポスター
	成果目標					
	地域福祉に欠かせない「多様性」に対する市民の理解度(理解している市民の割合)					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	-	現状値確認	30%	40%	50%	60%

(3) 組織の強化、支援

① 市行政組織

■福祉・子育て・教育・就労支援等の縦割り行政に横串を刺す取組み、市民と市・関係機関との連携不足に縦串を刺す取組みを強化するための市行政組織の改革を検討します。

実施主体	業績目標					
市（福祉総務課）	「福祉の現場課題解決プロジェクトチーム」での検討					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	-	「プロジェクトチーム」での検討	「プロジェクトチーム」での検討	必要に応じて組織改革	新たな課題設定	新たな課題設定
	成果目標					
	特別職による検討業績の評価					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	-	検討結果への評価	検討結果への評価	組織改革への評価	新たな課題設定への評価	新たな課題設定への評価

② 民生委員・児童委員、主任児童委員

■●「協議の場」への参席などそれぞれが担当する小学校区単位の地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員、主任児童委員の充実・充足、ならびに、支援策・支援体制強化

実施主体	業績目標					
市（福祉総務課） 市社会福祉協議会	民生委員・児童委員、主任児童委員の「協議の場」への参画度合					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	－	現状値確認	100%	100%	100%	100%
	成果目標					
	民生委員・児童委員、主任児童委員の認知度					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	33%	40%	45%	50%	55%	60%

③ 市社協

- 「共助をささえる共助」の機関として市社協の組織と運営を強化します。

実施主体	業績目標					
市社会福祉協議会	市社協の組織と運営を強化できるように「プロジェクトチーム」での検討					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	-	「プロジェクトチーム」での検討	新たな取組みや必要に応じて組織改革の案を作成	新たな取組み実施、必要に応じて組織改革実施	新たな取組み実施、必要に応じて組織改革実施	新たな取組み実施、必要に応じて組織改革実施
	成果目標					
	理事会、評議員会による検討業績の評価					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	-	検討結果への評価	新たな取組み案への評価	新たな取組み実施状況への評価	新たな取組み実施状況への評価	新たな取組み実施状況への評価

(4) 体制の整備

① 「医療のまち」ブランド

■住民満足度・期待度の高い医療機関との連携を密にし、「医療機関が充実している」というシビックプライドや住民の安心感を高めます。

実施主体	業績目標					
市(健康づくり 推進室)	市行政に医療施策担当の仕組みを構築					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	方針の 策定	方針の 実施	方針の 実施	方針の 実施	方針の 実施
	成果目標					
	「和泉市は医療が充実したまちである」と感じている住民の割合					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	現状値確認	前年度比 5%増	前年度比 5%増	前年度比 5%増	60%

② 小学校区単位の協働・みまもり体制

- 小学校区単位で、ボランティアと多機関の専門職が情報交換や協働したみまもり活動が行える体制づくりを推進します。

実施主体	業績目標					
市社会福祉協議会	市社協と多機関がみまもりについて話し合った回数					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	機関ごとのみまもりに関する課題を調査	情報交換やみまもり体制の検討	情報交換やみまもり体制の検討	情報交換やみまもり体制の検討	小学校区単位で顔の見えるみまもりの体制が整う
	成果目標					
	小学校単位で行う情報交換やみまもり活動への参加機関の広がり					
	現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
	—	現状確認	専門職間での協議	社協ボランティアや民生委員・児童委員	高齢者見守り協力事業所等	多機関での継続した話し合いの場が開催されている



和泉市イメージキャラクター

コダイくん・ロマちゃん

小学校区別アクションプラン

小学校区別まとめ

本市には現在21の小学校区があり、これまで各校区において校区社会福祉協議会を中心にそれぞれの地域の課題解決に向けた取組みを実施してきました。

第5次計画の策定にあたって、地域ごとに課題が異なることから小学校区別に「協議の場」を活用して、ワークショップを開催し、第4次計画策定後の取組みについて振り返り、令和6年から令和10年までの5年間の行動計画について検討しました。

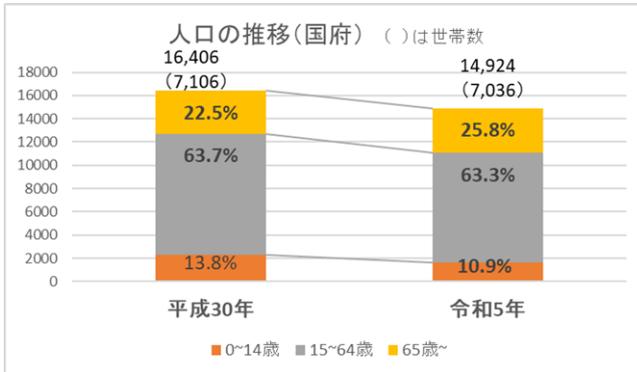
ここでは、各小学校区の活動テーマ、目標、目標を達成するための具体的な取組みについての方向性を示しています。

※校区別アクションプランの地域別人口は、平成30年は10月末、令和5年は9月末の人口になります。

※校区別アクションプランの基礎データは、令和5年10月時点のものとなります。

国府校区

地域別人口



基礎データ

組織・人的資源	町会自治会数	18
	校区社協役員数	21
	校区社協ボランティア数	75
	民生委員・児童委員数	26
	老人クラブ会員数	704
	いきいきいずみ体操団体数	10
	おたがいさまサポーター数	32
	高齢者見守り協力事業所数	17
	子ども食堂(子どもの居場所)数	0
自主防災組織の有無	有	
対象者数	ふれあい訪問利用者数	112
	誕生月訪問利用者数	358
	避難行動要支援者登録者数	94

ふくしアンケート結果ランキング(抜粋)

こんなまちだといいな	
1.買物が便利なまち	
2.住民同士のまとまりや助けあいが多いまち	
3.災害時の避難体制や避難所の運営がわかりやすく示されているまち	
こんな場所があったらいいな	
一般住民	子ども(小学5年生・中学2年生)
1.高齢者の経験や強みを活かせる場所	1.思いっきり遊べる広い公園や広場
2.放課後に保護者が帰宅するまで、安全に子どもが過ごせる居場所	2.雨の日でも遊べる場所
3.子育てを応援してくれる場所	3.自由に使える友だちとのたまり場所 3.いろいろな遊び道具があって自由に遊べるしせつ
興味があるボランティア活動	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.子どもの登下校の見守り	1.年下の子どもの遊び相手をしたり面倒をみる
2.地域や世代を問わない誰もが食を通して集える場づくり	2.年下の子どもに勉強を教えたり話し相手になる
3.災害ボランティア	3.赤ちゃんや小学校に入る前の子どもの世話をする

地域での話しあい(ワークショップ)での意見

- ❖ 地域のご近所さん同士など、身近な単位でのつながり作りや防災啓発活動を大切に、何かあった時には助けあえる関係づくりを目指していこう。
- ❖ 子どもの遊び場や交流の場を作ったり、世代間交流など、子どもから大人まで、誰もが住みやすい地域の実現を目指し、話しあいの場(協議の場)を定期的にもとろう。

小規模の防災訓練や啓発を通じて、 地域がつながり、挨拶できる関係を作っていこう！

私たちの重点取り組み

重点取り組み①

【目 標】 防災の訓練や啓発を身近なところから行っていこう（自助、近助、共助）

【具体的な取り組み】

- 各町や班単位での自助の啓発、啓蒙に取り組んでいこう
- 多くの人に参加したくなる楽しみを交えた防災訓練等を行おう
- 各町や組単位で、共助の啓発のために出来ることから取り組んでいこう

重点取り組み②

【目 標】 近所のつながり、コミュニケーションの場を作ろう

【具体的な取り組み】

- いきいきサロン等の場を活用し、地域の交流やみまもり活動を進めよう
- ニュースポーツを通じた交流の場や自治会館等での子どもの遊び場作り、祭りなどの世代間交流の機会を応援しよう
- 町会等の身近な単位で、地域のつながり作りのため、中高年の方の交流の場作りについて、検討を行っていこう

重点取り組み③

【目 標】 地域課題や取り組みについての話しあいや相談できる場を作ろう

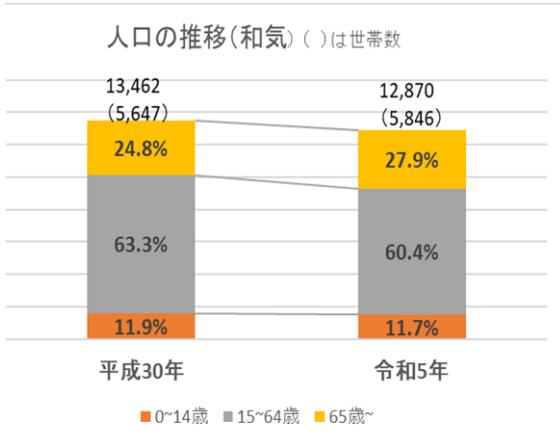
【具体的な取り組み】

- 地域の関係団体の協力や情報共有が出来るように、話しあいの場を設けよう
- 自治会等の地域関係団体の役員に係る負担の軽減や高齢化対策について、皆で出来ることを考えていこう
- 人とつながりにくい、悩みを抱える人が、相談できる窓口、民生委員等の活動の周知を行っていこう



和気校区

地域別人口



基礎データ

組織・人的資源	町会自治会数	10
	校区社協役員数	14
	校区社協ボランティア数	48
	民生委員・児童委員数	18
	老人クラブ会員数	440
	いきいきいずみ体操団体数	7
	おたがいさまサポーター数	17
	高齢者見守り協力事業所数	12
	子ども食堂(子どもの居場所)数	1
自主防災組織の有無	有	
対象者数	ふれあい訪問利用者数	7
	誕生月訪問利用者数	201
	避難行動要支援者登録者数	105

ふくしアンケート結果ランキング(抜粋)

こんなまちだといいな	
1.住民同士のまとまりや助けあいが多いまち	
2.買物が便利なまち	
3.困りごとの相談窓口がわかりやすいまち	
こんな場所があったらいいな	
一般住民	子ども(小学5年生・中学2年成)
1.放課後に保護者が帰宅するまで、安全に子どもが過ごせる居場所	1.雨の日でも遊べる場所
2.高齢者の経験や強みを活かせる場所	2.自由に使える友だちとのたまり場所
3.いつでも自由にボールなどで遊べる場所	3.思いっきり遊べる広い公園や広場
興味があるボランティア活動	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年成)
1.高齢者の地域でのみまもり訪問	1.年下の子どもに勉強を教えたり話し相手になる
2.子どもの居場所づくり	2.赤ちゃんや小学校に入る前の子どもの世話をする
3.地域や世代を問わない誰もが食を通じて集える場づくり	3.自然や環境の保ご活動をする

地域での話しあい(ワークショップ)での意見

- ❖ 避難行動要支援者名簿等の個人情報の取扱いや見守り時に気を付けることなどを学ぶ・共有する機会を作りたい。
- ❖ いきいきサロンに子どもたちを招く等地域での子どもの居場所について考えたい。

自分から「困った」と言える、顔の見えるまちづくり

私たちの重点取組み

重点取組み①

【目 標】 顔の見える体制づくり

【具体的な取組み】

- 3.4 か月に1度、地域活動についての話しあいの場を設けよう
- 懇親会等を開催し、各種団体のつながりを強化し、ネットワークを広げよう
- のぼり等を活用して地域活動の周知・PR をしよう

重点取組み②

【目 標】 みまもり活動を活発に行うまちづくり

【具体的な取組み】

- 現在の魅力ある地域活動を今後も継続をしよう
- 見守り活動の大切さを情報発信し、住民のみんなで見守ろう
- 名簿の活用方法や個人情報の取り扱い等について、研修会等を開催しよう

重点取組み③

【目 標】 子どもが集まれる場づくり

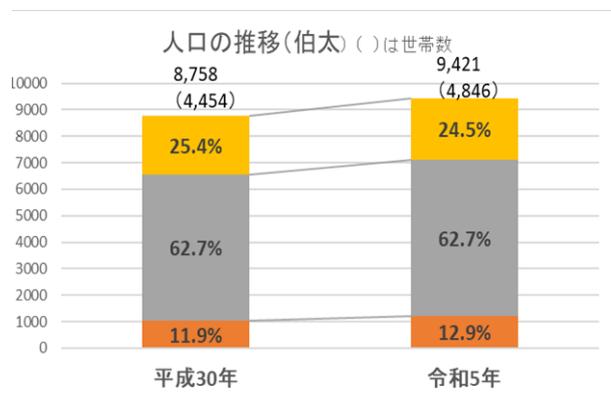
【具体的な取組み】

- 小中学校と連携を図り、子ども達が地域で活躍できる場を広げていこう
- 子ども達に向けて、長期休暇に映画会を開催しよう
- サロン活動や地域活動に子ども達が参加できる仕組みを考えよう



伯太校区

地域別人口



基礎データ

組織・人的資源	町会自治会数	12
	校区社協役員数	16
	校区社協ボランティア数	43
	民生委員・児童委員数	17
	老人クラブ会員数	349
	いきいきすみ体操数	3
	おたがいさまサポーター数	12
	高齢者見守り協力事業所数	8
	子ども食堂(子どもの居場所)数	0
	自主防災組織の有無	有
対象者数	ふれあい訪問利用者数	52
	誕生日訪問利用者数	218
	避難行動要支援者登録者数	118

ふくしアンケート結果ランキング(抜粋)

こんなまちだといいな	
1.買物が便利なまち	
2.住民同士のまとまりや助け合いが多いまち	
3.みんなが集まれるイベントやお祭りがあるまち	
こんな場所があったらいいな	
一般住民	子ども(小学5年生・中学2年生)
1.高齢者の経験や強みを活かせる場所	1.自由に使える友だちとのたまり場所
2.放課後に保護者が帰宅するまで、安全に子どもが過ごせる居場所	1.雨の日でも遊べる場所
3.いつでも自由にボールなどで遊べる場所	2.思いっきり遊べる広い公園や広場
	3.体育館やプール
興味があるボランティア活動	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.子どもの登下校の見守り	
1.地域や世代を問わない誰もが食を通じて集える場づくり	1.年下の子どもの遊び相手をしたり面倒をみる
2.子どもの居場所づくり	2.赤ちゃんや小学校に入る前の子どもの世話をする
2.子育て世代の交流の場づくり(子育てサロンなど)	
2.高齢者の交流の場づくり(いきいきサロンなど)	3.年下の子どもに勉強を教えたり話し相手になる

地域での話し合い(ワークショップ)での意見

- ❖ 災害時など、何かあった時に助け合えるように、日頃からのつながり作りを大切にしていこう。災害について、日頃から考える機会を作っていこう。
- ❖ コロナ禍で休止していた様々な世代間交流活動の再開を少しずつ検討していこう。
- ❖ 子育て支援の仕組みや、子どもとの交流をもっと増やしていきたい。

伯太校区のこれから、未来に向けて、 世代を超えて楽しくつながる！

私たちの重点取組み

重点取組み①

【目 標】地域のつながりを再び深められるような、楽しく参加できるイベントを検討する

【具体的な取組み】

- 小学校や老人クラブ等の地域の各種団体と連携し、昔遊びや伯太の歴史等に通じ、住民の交流を促進する
- 以前の取組みである正月の寄せ植えやカラオケ大会を継承する
- 認知症の症状があっても生活しやすい町づくりのため、認知症サポーター養成講座、認知症等声掛け見守り訓練などの実施を検討する

重点取組み②

【目 標】子育てを応援する取組みに協力する

【具体的な取組み】

- 子どもの居場所づくりとして、仲良しクラブ（学童）等の活動を支援する
- いきいきサロン等で保育園児等の子ども達との世代間交流を行う
- 子どもの居場所、遊び場を地域として増やしていくための検討を行う

重点取組み③

【目 標】防災をみんなの関心事として捉え、日頃からのつながりも大切にする

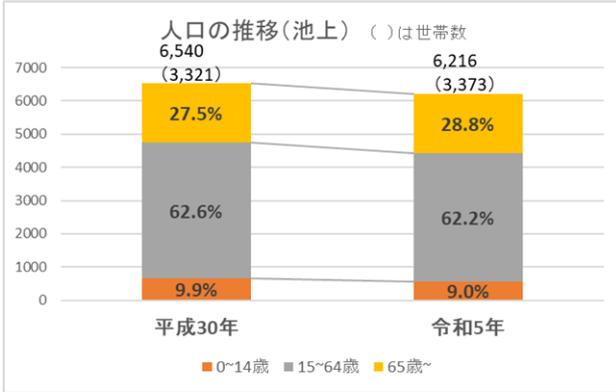
【具体的な取組み】

- 自主防災組織や警察と協働し、防災訓練の実施を目指す
- 情報伝達のため、町内有線放送や伯太校区のグループラインを作り、有事の際の連絡方法を検討する
- 防災用の備蓄品等を活用した食事会等を通じ、防災について皆で考える機会を持つ



池上校区

地域別人口



基礎データ

組織・人的資源	町会自治会数	7
	校区社協役員数	29
	校区社協ボランティア数	43
	民生委員・児童委員数	12
	老人クラブ会員数	96
	いきいきいずみ体操数	2
	おたがいさまサポーター数	6
	高齢者見守り協力事業所数	9
	子ども食堂(子どもの居場所)数	1
自主防災組織の有無	有	
対象者数	ふれあい訪問利用者数	10
	誕生月訪問利用者数	183
	避難行動要支援者登録者数	48

ふくしアンケート結果ランキング(抜粋)

こんなまちだといいな	
1.買物が便利なまち	
2.住民同士のまとまりや助けあいが多いまち	
3.幅広い世代の人々の交流や付き合いが多いまち	
こんな場所があったらいいな	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.高齢者の経験や強みを活かせる場所	1.自由に使える友だちとのたまり場所
2.地域の誰もが参加できる地域食堂	2.インターネットが使えるしせつ
2.放課後に保護者が帰宅するまで、安全に子どもが過ごせる居場所	3.いろいろな遊び道具があって自由に遊べるしせつ
興味があるボランティア活動	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.高齢者の地域での見守り訪問	1.赤ちゃんや小学校に入る前の子どもの世話をする
2.災害ボランティア	1.年下の子どもの遊び相手をしたり面倒をみる
3.子どもの登下校の見守り	2.年下の子どもに勉強を教えたり話し相手になる
3.施設などへの慰問及び交流のための訪問	2.自然や環境の保ご活動をする

地域での話しあい(ワークショップ)での意見

- ❖ いきいきサロンや地域で行われているふくし活動のPRを行うことで、興味を持ってもらい参加者や担い手を増やしたい。
- ❖ 子どもから高齢者まで、地域の人同士が顔の見える関係づくりを進めたい。

年代関係なくあいさつできるまち池上

私たちの重点取組み

重点取組み①

【目 標】 ボランティアの担い手を増やし、サロン活動や交流が活発なまちづくり

【具体的な取組み】

- 活動をPRするための広報物（チラシ）を作って周知する
- 男性が参加しやすくなるいきいきサロン活動メニューを考え、男性の地域参画を促す
- 若い世代も気軽に参加できるカフェサロンを行い、世代間交流の場を作る

重点取組み②

【目 標】 みんなで子どもを見守り育てるまちづくり

【具体的な取組み】

- 登校時のみまもりやあいさつから顔なじみを増やす
- 町内清掃に併せて子どもたちが楽しみ地域の活動を学べる場を作る
- 学校と地域が顔の見える関係を築き、子どもを中心としたネットワークの仕組みを作る

重点取組み③

【目 標】 安心して住み続けられるまちづくり

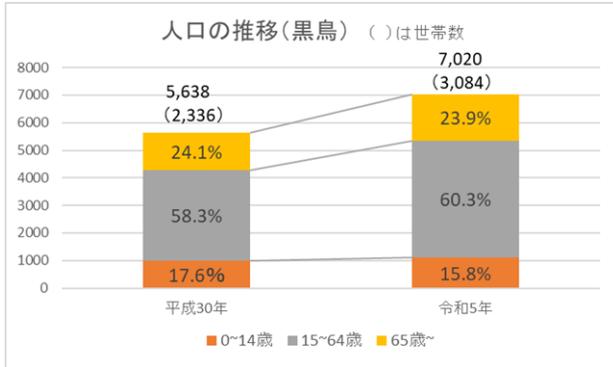
【具体的な取組み】

- 住民一人ひとりが災害について考えるための啓発を行い、地域での防災力を高める
- 少年団などの若い世代の認知症サポーター養成講座の受講者を増やし、地域の見守り力をあげる
- 日々のつながりから隣近所のつきあいを大切にするまちの風土を育む



黒鳥校区

地域別人口



基礎データ

組織・人的資源	町会自治会数	13
	校区社協役員数	23
	校区社協ボランティア数	90
	民生委員・児童委員数	11
	老人クラブ会員数	194
	いきいきいずみ体操数	5
	おたがいさまサポーター数	6
	高齢者見守り協力事業所数	6
	子ども食堂(子どもの居場所)数	0
	自主防災組織の有無	有
対象者数	ふれあい訪問利用者数	20
	誕生月訪問利用者数	99
	避難行動要支援者登録者数	53

ふくしアンケート結果ランキング(抜粋)

こんなまちだといいな	
1.買物が便利なまち	
1.住民同士のまとまりや助けあいが多いまち	
2.幅広い世代の人々の交流や付き合いが多いまち	
こんな場所があったらいいな	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.高齢者の経験や強みを活かせる場所	1.自由に使える友だちとのたまり場所
2.放課後に保護者が帰宅するまで、安全に子どもが過ごせる居場所	2.体育館やプール
3.子育てを応援してくれる場所	3.インターネットが使えるしせつ
興味があるボランティア活動	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.子どもの登下校の見守り	1.年下の子どもの遊び相手をしたり面倒をみる
2.高齢者の地域での見守り訪問	2.赤ちゃんや小学校に入る前の子どもの世話をする
2.地域や世代を問わない誰もが食を通じて集える場づくり	
3.子どもの居場所づくり	3.自然や環境の保ご活動をする

地域での話しあい(ワークショップ)での意見

- ❖ 防災や見守り活動(子どもから高齢者まで)では、関係団体の連携や情報共有が大切なため、定期的に話しあいの場(協議の場)を設けることを目指していこう。
- ❖ 黒鳥ならではの文化や歴史を大切にしたい気持ちも大切にしていきたい。
- ❖ 子どもを交えた活動や居場所作りについても、地域全体で考えていこう。

スマイル黒鳥を目指して！

私たちの重点取組み

重点取組み①

【目 標】 子どもへの暖かいまなざしを大切に、ふれあいを高めていこう！

【具体的な取組み】

- 町会館、自治会館を開放し、親子で楽しく過ごせる居場所作りを検討する
- 昔遊び等の世代間交流ができるイベントの開催を目指す
- いきいきサロンとのコラボ等、食を通じた子どもの居場所作りについて、学校とも連携し、地域ぐるみで子育てを応援する

重点取組み②

【目 標】 防災・防犯のまちづくりを継続して行おう！

【具体的な取組み】

- 災害時の持ち出し品準備の啓発や校区のハザードマップ作製等、防災の自助の意識を高める取組みを行う
- 高齢者等への犯罪を防ぐため、地域包括支援センターや警察と連携し、防犯の話聞く機会を設ける等の啓発活動を積極的に行う
- 定期的な防災機器や備蓄品の点検等を通じ、自主防災の大切さを地域全体で継続して取り組む

重点取組み③

【目 標】 黒鳥らしい「まちいなか」づくりを目指そう！

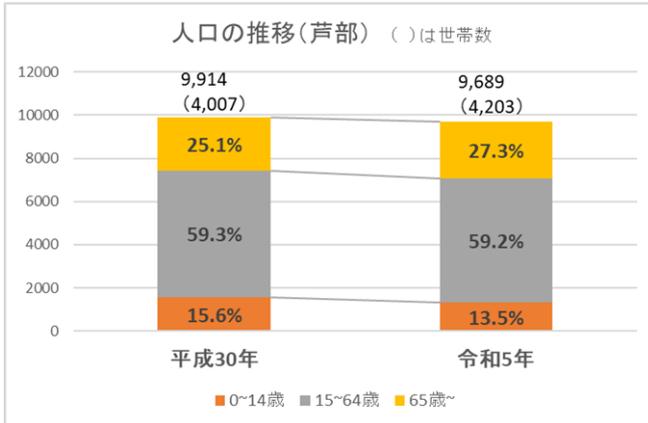
【具体的な取組み】

- 次の世代に向けた黒鳥の歴史と文化を継承する取組みを応援する
- 協議の場を開催し、町会、民生委員児童委員、老人クラブ、ボランティア等の情報共有や連携、つながり作りを行う
- 地域活動の担い手を増やすため、子どもの登下校の見守り隊や高齢者の見守り活動等のボランティアの参加や体験を校区全体へ呼びかける



芦部校区

地域別人口



基礎データ

組織・人的資源	町会自治会数	9
	校区社協役員数	27
	校区社協ボランティア数	59
	民生委員・児童委員数	14
	老人クラブ会員数	898
	いきいきいずみ体操数	5
	おたがいさまサポーター数	6
	高齢者見守り協力事業所数	17
	子ども食堂(子どもの居場所)数	0
	自主防災組織の有無	有
対象者数	ふれあい訪問利用者数	14
	誕生月訪問利用者数	162
	避難行動要支援者登録者数	76

ふくしアンケート結果ランキング(抜粋)

こんなまちだといいな	
1.幅広い世代の人々の交流や付き合いが多いまち	
2.住民同士のまとまりや助けあいが多いまち	
3.みんなが集まれるイベントやお祭りがあるまち	
3.買物が便利なまち	
こんな場所があったらいいな	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.高齢者の経験や強みを活かせる場所	1.雨の日でも遊べる場所
2.地域の誰もが参加できる地域食堂	2.自由に使える友だちとのたまり場所
3.いつでも自由にボールなどで遊べる場所	3.思いっきり遊べる広い公園や広場
興味があるボランティア活動	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.子どもの登下校の見守り	1.年下の子どもの遊び相手をしたり面倒をみる
1.高齢者の地域での見守り訪問	2.年下の子どもに勉強を教えたり話し相手になる
2.子どもの居場所づくり	3.赤ちゃんや小学校に入る前の子どもの世話をする
2.地域や世代を問わない誰もが食を通じて集える場づくり	

地域での話しあい(ワークショップ)での意見

- ❖ 地域における世代間交流や集い場の機会の活性化等、住民が楽しめる取組みを皆で無理のない範囲で考えていこう。
- ❖ 防災に対する自助の意識を高めるため、啓発活動を少しずつ行っていこう。
- ❖ 地域全体で子育てを応援していこう。

住んでよかった、住んでほしい芦部校区

私たちの重点取組み

重点取組み①

【目 標】 子育てを校区全体で応援できる地域を作る

【具体的な取組み】

- みんなで楽しめる田植え体験や餅つき大会等の企画を検討する
- 子どもと老人クラブのグランドゴルフ大会など、子どもから高齢者まで、みんなが交流できる催しを今後も継続する
- 校区の子育てサロンの活動との連携や協働を進める

重点取組み②

【目 標】 災害に強い地域の基盤を作る

【具体的な取組み】

- 町会や自治会、又は校区全体での防災研修会を実施し、地域の防災への啓発を行う
- 防災や減災にかかる、AED や消火器の使い方等の訓練を行う
- 避難行動要支援者への支援を検討する

重点取組み③

【目 標】 地域の顔見知りが増え、つながりを作れる場を増やす

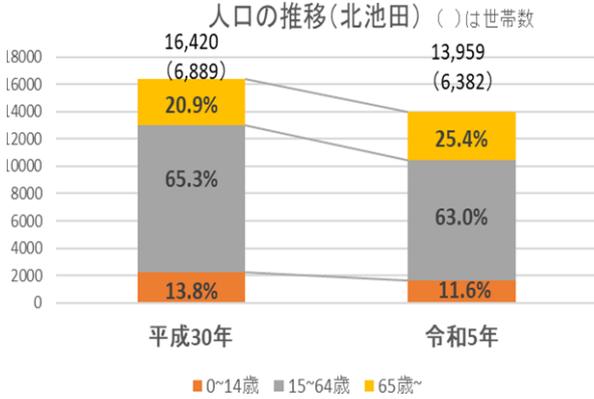
【具体的な取組み】

- いきいきサロンの継続と活性化を目指す
- 見守り隊や防犯パトロール、夜警などの活動を通じて、地域のつながりや安全を守る
- 活動の基盤となる話しあい（情報共有）の場を整備し、地域の団体の横のつながりの強化を目指す



北池田校区

地域別人口



基礎データ

組織・人的資源	町会自治会数	14
	校区社協役員数	15
	校区社協ボランティア数	46
	民生委員・児童委員数	20
	老人クラブ会員数	1421
	いきいきいずみ体操数	7
	おたがいさまサポーター数	31
	高齢者見守り協力事業所数	8
	子ども食堂(子どもの居場所)数	2
	自主防災組織の有無	有
対象者数	ふれあい訪問利用者数	7
	誕生日訪問利用者数	98
	避難行動要支援者登録者数	87

ふくしアンケート結果ランキング(抜粋)

こんなまちだといいな	
1.買物が便利なまち	
2.災害時の避難体制や避難所の運営がわかりやすく示されているまち	
3.困りごとの相談窓口がわかりやすいまち	
こんな場所があったらいいな	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.高齢者の経験や強みを活かせる場所	1.思いっきり遊べる広い公園や広場
2.いつでも自由にボールなどで遊べる場所	2.自由に使える友だちとのたまり場所
2.障がい児やその保護者を支援する居場所	2.体育館やプール
3.地域の誰もが参加できる地域食堂	3.雨の日でも遊べる場所
興味があるボランティア活動	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.高齢者の地域での見守り訪問	1.年下の子どもの遊び相手をしたり面倒をみる
2.施設などへの慰問及び交流のための訪問	2.年下の子どもに勉強を教えたり話し相手になる
3.子どもの居場所づくり	3.赤ちゃんや小学校に入る前の子どもの世話をする
3.地域や世代を問わない誰もが食を通して集える場づくり	

地域での話しあい(ワークショップ)での意見

- ❖ 地域の団体が連携、協力し、校区全体での活動や交流の機会を少しずつ増やしていきたい。
- ❖ 子どもが自由にいきいきと遊べる場所づくりを地域としても応援していきたい。
- ❖ 大人も子どもも、あいさつを通じて、人と人とのつながりを作っていければと思う。

北池田校区の活動テーマ

つながり、見守り、支え合う北池田

私たちの重点取組み

重点取組み①

【目 標】 みんなで地域住民をささえあう仕組みづくり

【具体的な取組み】

- 認知症になっても安心して生活できるように、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症についての理解を深める 福祉サービスや窓口を学ぶ
- 誰もが集える食事会の開催検討や男性が集まりやすい場作りを検討する
- 見守り活動をしやすいように、見守り活動の重要性や住民同士がつながることの必要性や理解について伝え、見守り方法や孤立しがちな方への関わりについて検討を行う

重点取組み②

【目 標】 子どもの笑顔があふれ、見守りの目がある地域づくり

【具体的な取組み】

- 運動会、KIK フェスタ、夏休みのラジオ体操などの地域の催しを盛り上げ、子どもの居場所づくりに取り組む
- 子ども達がのびのび遊べるように町会広場の開放を目指す（時間とルールは守ろうね）
- 各種団体の協力のもと、元気っ子プラザの活動（月 1 回）を支援する

重点取組み③

【目 標】 地域の団体の連携を図り、地域活動の継続や広がりを目指す

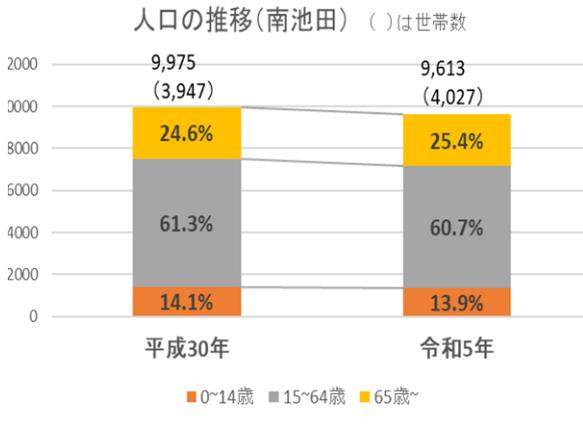
【具体的な取組み】

- 地域の各種団体が、必要に応じて情報交換や情報共有を行う機会を設け、地域の催しやサロン活動等の情報をまとめ、発信する
- 災害の備えについての意識を持てるように、防災の啓発や訓練を行う
- 各団体の役員やボランティアの不足等、担い手不足の対策について検討する



南池田校区

地域別人口



基礎データ

組織・人的資源	町会自治会数	11
	校区社協役員数	30
	校区社協ボランティア数	145
	民生委員・児童委員数	15
	老人クラブ会員数	825
	いきいきいずみ体操数	6
	おたがいさまサポーター数	27
	高齢者見守り協力事業所数	29
	子ども食堂(子どもの居場所)数	0
	自主防災組織の有無	有
対象者数	ふれあい訪問利用者数	4
	誕生月訪問利用者数	163
	避難行動要支援者登録者数	69

ふくしアンケート結果ランキング(抜粋)

こんなまちだといいな	
1.住民同士のまとまりや助けあいが多いまち	
2.幅広い世代の人々の交流や付き合いが多いまち	
3.災害時の避難体制や避難所の運営がわかりやすく示されているまち	
こんな場所があったらいいな	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.高齢者の経験や強みを活かせる場所	1.自由に使える友だちとのたまり場所
2.子育てを応援してくれる場所	2.インターネットが使えるしせつ
3.放課後に保護者が帰宅するまで、安全に子どもが過ごせる居場所	3.雨の日でも遊べる場所
	3.思いっきり遊べる広い公園や広場
興味があるボランティア活動	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.子どもの登下校の見守り	1.年下の子どもの遊び相手をしたり面倒をみる
1.子どもの居場所づくり	
2.高齢者の交流の場づくり(いきいきサロンなど)	2.赤ちゃんや小学校に入る前の子どもの世話をする

地域での話しあい(ワークショップ)での意見

- ❖ 地域での認知症サポーター養成講座等の開催により、認知症の理解を深めることが出来た。これからも継続していきたい。
- ❖ 若い世代による地域活動の新しいアイデア、取組みも生まれており、それらの声を地域全体に広げていけたらと思う。

若い世代の力も借りて、地域が協力しながら、 皆が主役の笑顔あふれる地域作りを目指す

私たちの重点取り組み

重点取り組み①

【目 標】 地域の集い場の充実と継続を目指す

【具体的な取り組み】

- いきいきサロンに広い世代が参加、交流できる形や、お寺など、地域の住民が集える場の開拓も検討する
- 男性のサロン参加率が低い地域もあるため、男性が参加しやすいサロン等の交流の場作りも検討する
- 認知症サポーター養成講座など、地域をよりよくするための学びの場の継続や、楽しさも加えていく

重点取り組み②

【目 標】 子どもから大人まで、皆が楽しみ交流できる場を増やす

【具体的な取り組み】

- 校区全体での輪投げ大会等のニュースポーツ大会等、子どもから大人まで楽しめる催しを開く
- 子どもが気軽に集える場作り（例えば駄菓子屋のような場）やママ達の交流の場ともなるような居場所作りも検討する
- 子どもが主役の集い場（サロン）の企画やその呼びかけ方も考える

重点取り組み③

【目 標】 地域の団体が情報共有し、連携、協力できるきっかけを作る

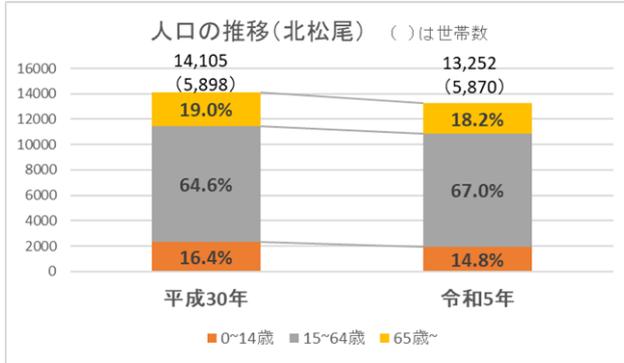
【具体的な取り組み】

- 地域の関係団体の活動や想いを知り、情報共有するため、テーマを定めて話しあいの場を作る
- 話しあいの場に、既存の団体の代表者だけでなく、若い世代にも参加してもらい、若いアイデアを地域のために取り込んでいく
- 地域活動の情報発信について、多くの世代に届くよう工夫し、SNS等の新しい取り組みの取り入れも検討する



北松尾校区

地域別人口



基礎データ

組織・人的資源	町会自治会数	6
	校区社協役員数	41
	校区社協ボランティア数	76
	民生委員・児童委員数	16
	老人クラブ会員数	1023
	いきいきすみ体操数	6
	おたがいさまサポーター数	7
	高齢者見守り協力事業所数	11
	子ども食堂(子どもの居場所)数	1
	自主防災組織の有無	有
対象者数	ふれあい訪問利用者数	21
	誕生月訪問利用者数	164
	避難行動要支援者登録者数	94

ふくしアンケート結果ランキング(抜粋)

こんなまちだといいな	
1.買物が便利なまち	
2.障がい者の理解が進みバリアフリーなまち	
3.みんなが集まれるイベントやお祭りがあるまち	
3.幅広い世代の人々の交流や付き合いが多いまち	
こんな場所があったらいいな	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.障がい児やその保護者を支援する居場所	1.思いっきり遊べる広い公園や広場
2.高齢者の経験や強みを活かせる場所	2.いろいろな遊び道具があって自由に遊べるしせつ
2.子育てを応援してくれる場所	
3.放課後に保護者が帰宅するまで、安全に子どもが過ごせる居場所	3.雨の日でも遊べる場所
	3.体育館やプール
興味があるボランティア活動	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.子どもの居場所づくり	1.年下の子どもの遊び相手をしたり面倒をみる
2.高齢者の地域での見守り訪問.	2.年下の子どもに勉強を教えたり話し相手になる
3.高齢者の交流の場づくり(いきいきサロンなど)	3.赤ちゃんや小学校に入る前の子どもの世話をする

地域での話しあい(ワークショップ)での意見

- ❖ 色んな地域活動をしていても、アンケート結果からは、校区社協の活動を知らない人が多いので、広く活動を知ってもらいたい。
- ❖ 災害はいつ起こるか分からないので、日頃から対策や助けあいを考えていきたい。
- ❖ 子どもから高齢者まで交流出来る場を考えていきたい。

北松尾校区の活動テーマ

させえあえる町北松尾

私たちの重点取り組み

重点取り組み①

【目 標】 「校区社協の活動を知ってもらい、利用する人や一緒に活動する人を増やしていこう」

【具体的な取り組み】

- 北松尾校区の活動についてのパネルや冊子、チラシを作成し周知していく
- 各町会・自治会会報誌への継続的な情報提供で活動を知ってもらい、担い手も募集していく
- 各種行事を通しての活動PR（小さい頃から地域の事を知ってもらう）

重点取り組み②

【目 標】 災害時に助けあえる町にしていこう

【具体的な取り組み】

- 校区で防災研修や訓練を実施していく
- 子どもさんや親も楽しく参加してもらえる災害の訓練を企画し、行事の1コマで実施していく
- 高齢者や障がい者等が安全に避難出来るように考える

重点取り組み③

【目 標】 日々の話しあいができるように顔見知りの人を増やしていこう

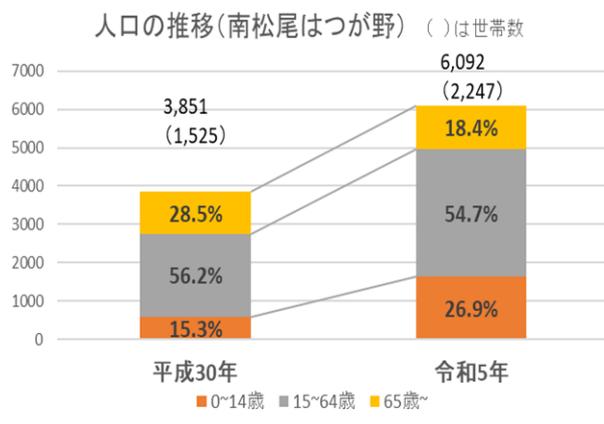
【具体的な取り組み】

- いきいきサロンへ参加した事のない人（高齢者・子ども等）の参加を促す
- 高齢者・子ども等が参加しやすい行事や集いの場を考え試していく
- 老人クラブや各種団体とのコラボで世代間交流の出来る行事等を企画



南松尾はつが野校区

地域別人口



基礎データ

組織・人的資源	町会自治会数	9
	校区社協役員数	21
	校区社協ボランティア数	43
	民生委員・児童委員数	9
	老人クラブ会員数	1001
	いきいきいずみ体操数	1
	おたがいさまサポーター数	59
	高齢者見守り協力事業所数	14
	子ども食堂(子どもの居場所)数	0
対象者数	自主防災組織の有無	有
	ふれあい訪問利用者数	3
	誕生月訪問利用者数	52
	避難行動要支援者登録者数	32

ふくしアンケート結果ランキング(抜粋)

こんなまちだといいな	
1.住民同士のまとまりや助けあいが多いまち	
2.みんなが集まれるイベントやお祭りがあるまち	
2.買物が便利なまち	
こんな場所があったらいいな	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.いつでも自由にボールなどで遊べる場所	1.思いっきり遊べる広い公園や広場
2.高齢者の経験や強みを活かせる場所	2.雨の日でも遊べる場所
2.障がい児やその保護者を支援する居場所	
2.放課後に保護者が帰宅するまで、安全に子どもが過ごせる居場所	3.いろいろな遊び道具があって自由に遊べるしせつ
興味があるボランティア活動	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.高齢者の地域での見守り訪問	1.年下の子どもの遊び相手をしたり面倒をみる
2.子どもの登下校の見守り	2.赤ちゃんや小学校に入る前の子どもの世話をする
2.地域や世代を問わない誰もが食を通じて集える場づくり	
3.災害ボランティア	3.自然や環境の保ご活動をする

地域での話しあい(ワークショップ)での意見

- ❖ 自然豊かな古くからのまちである南松尾と新興住宅地であるはつが野がそれぞれの強みを活かし、手を取り、うまく融合した地域づくりを進めていきたい。

南松尾とはつが野が「知りあう・学ぶ、繋がる」

私たちの重点取組み

重点取組み①

【目 標】 「災害時助けあい」の仕組みを整え、生きのびる力の強いまちづくり

【具体的な取組み】

- 全町に自主防災組織を立ち上げ、災害時助けあい活動が行えるように事前に役割を決め依頼しておく
- 身の回りの物を災害時に役立たせる方法を学び、日頃からの備え力を身に付ける
- みんなが参加したいと思える楽しいイベント等も取り入れた現実味のある防災訓練を実施する

重点取組み②

【目 標】 地域全体で子育て世代を応援するまちづくり

【具体的な取組み】

- 想いを集め、はつが野（4丁目～6丁目）の中に子育て世代が集い、地域住民と交流できる居場所づくりを行う
- 学校と地域との連携を深め、子どもの成長を共に支え合う仕組みづくりについての話し合いを始める
- いきいきサロンでの子どもたちとの交流を企画し、世代間でのつながりを深める

重点取組み③

【目 標】 南松尾とはつが野が校区としての交流を深め、校区としての繋がり

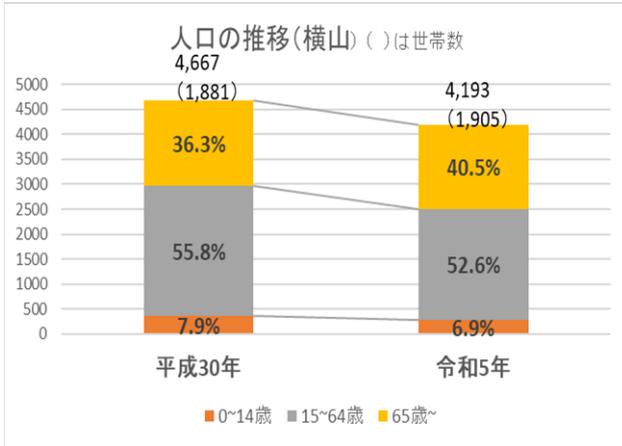
【具体的な取組み】

- はつが野住民を南松尾で行うだんじり祭り等の恒例行事への参加を呼びかけ、歴史の伝承と活動の継続を行う
- 自然豊かな南松尾の強みを活かし、校区に住む親子やおとしよりが参加できる体験型イベントを行い、交流を深める
- 協議の場等の話し合いの場で、南松尾とはつが野それぞれの強みや困りごとを共有し、協議して解決する関係・体制づくりを行う



横山校区

地域別人口



基礎データ

組織・人的資源	町会自治会数	12
	校区社協役員数	33
	校区社協ボランティア数	84
	民生委員・児童委員数	12
	老人クラブ会員数	1419
	いきいきいずみ体操数	3
	おたがいさまサポーター数	12
	高齢者見守り協力事業所数	10
	子ども食堂(子どもの居場所)数	1
	自主防災組織の有無	有
対象者数	ふれあい訪問利用者数	4
	誕生月訪問利用者数	83
	避難行動要支援者登録者数	63

ふくしアンケート結果ランキング(抜粋)

こんなまちだといいな	
1. 買い物が便利なまち	
2. 困りごとの相談窓口が分かりやすいまち	
3. 住民同士のまとまりや助けあいが多いまち	
こんな場所があったらいいな	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1. 放課後に保護者が帰宅するまで安全に子どもが過ごせる居場所	1. 自由に使える友だちとのたまり場
2. 高齢者の経験や強みを活かせる居場所	2. 思いっきり遊べる広い公園や広場
3. 子育てを応援してくれる居場所	3. 雨でも遊べる場所
興味があるボランティア活動	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1. 子どもの登下校の見守り	1. 年下の子どもの遊び相手をしたり、面倒をみる
1. 地域や世代を問わない誰もが食を通じて集まれるみんな食堂	2. 赤ちゃんや小学校に入る前の子どもの世話をする
2. 高齢者の地域での見守り訪問	3. 年下の子どもの勉強をみたり、話し相手になる
2. 高齢者の交流の場づくり	

地域での話しあい(ワークショップ)での意見

- ❖ コロナ前のように校区がー丸となって行うイベントを再開したい。まずは、若い人たちの声を聴き活動を進めたい。
- ❖ 校区全体の防災意識が高まるように、災害時の具体的な避難手段や支援のマニュアル化について考えていきたい。
- ❖ 若い人が横山に住みたくなるよう魅力的なまちづくりについて考えていきたい。

横山校区の活動テーマ

老若男女がつとえる田舎まち横山

私たちの重点取組み

重点取組み①

【目 標】 ひとりひとりが地域づくりに参加するまちづくり

【具体的な取組み】

- 男性も参加しやすいサロン（交流の場）活動を行い、男性ボランティアを増やす
- 学校やPTAとの連携も考え、様々な世代の人のアイデアを生かしたイベントを開催する
- 子どもの登下校の時間帯に併せた健康づくりウォーキングを推奨する

重点取組み②

【目 標】 災害に強いまちづくり

【具体的な取組み】

- 隣近所のお付き合いを大切にし、顔の見える関係を継続する
- 防災マニュアルを家庭でも地域でも身近になる取組みを進める
- 地域に合った防災訓練や研修等を行い、減災の取組みを進める

重点取組み③

【目 標】 暮らしやすいまちづくり

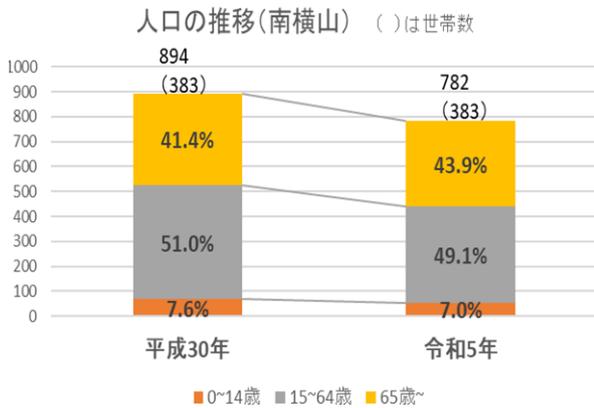
【具体的な取組み】

- 話しあいの場を継続させる
- なんでも相談会を定期的を開催し、住民自身が助けを求める（受援力）をつけよう
- 横山のあたらしいささえあいの形を考えていこう



南 横 山 校 区

地域別人口



基礎データ

組織・人的資源	町会自治会数	3
	校区社協役員数	20
	校区社協ボランティア数	33
	民生委員・児童委員数	5
	老人クラブ会員数	197
	いきいきいずみ体操数	3
	おたがいさまサポーター数	2
	高齢者見守り協力事業所数	3
	子ども食堂(子どもの居場所)数	1
	自主防災組織の有無	無
対象者数	ふれあい訪問利用者数	0
	誕生月訪問利用者数	23
	避難行動要支援者登録者数	8

ふくしアンケート結果ランキング(抜粋)

こんなまちだといいな	
1.買物が便利なまち	
2.住民同士のまとまりや助けあいが多いまち	
3.困りごとの相談窓口がわかりやすいまち	
こんな場所があったらいいな	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.高齢者の経験や強みを活かせる場所	1.自由に使える友だちとのたまり場所
2.いつでも自由にボールなどで遊べる場所	2.思いっきり遊べる広い公園や広場
2.地域の誰もが参加できる地域食堂	2.体育館やプール
2.放課後に保護者が帰宅するまで、安全に子どもが過ごせる居場所	3.雨の日でも遊べる場所
興味があるボランティア活動	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.高齢者の地域での見守り訪問	1.自然や環境の保ご活動をする
	1.年下の子どもの遊び相手をしたり面倒をみる
2.子どもの居場所づくり	2.赤ちゃんや小学校に入る前の子どもの世話をする
	2.年下の子どもに勉強を教えたり話し相手になる
3.地域や世代を問わない誰もが食を通じて集える場づくり	2.自然や環境の保ご活動をする

地域での話しあい(ワークショップ)での意見

- ❖ 子どもも含めた顔の見える関係づくりが、地域防災・防犯力UPに繋がる。
- ❖ 自然豊かなまちの良さを子どもや若い人たちに継承することが大切。まちの魅力を知り、移り住む人が増えてほしい。
- ❖ 高齢者がそれぞれの強みを活かし、いきいきと過ごせる居場所づくりが大切。

子どもまんなか健康長寿のまち南横山

私たちの重点取組み

重点取組み①

【目 標】 防災・減災に向けて“助けてと言える・わかる”仕組みづくり

【具体的な取組み】

- 基本的な防災・減災の学習会を開催する
- 連絡網の見直しと、いざという時に助け合える体制を整える
- 実践的な防災訓練を年に1回は実施する

重点取組み②

【目 標】 高齢者がいつまでも安心して暮らせるまちづくり

【具体的な取組み】

- 趣味や生きがいを見出せる居場所を作る
- 困りごとをつぶやける居場所を作る
- 世代を問わないスポーツなどを通じた交流の場を作る

重点取組み③

【目 標】 子育て世代が住みやすいまちづくり

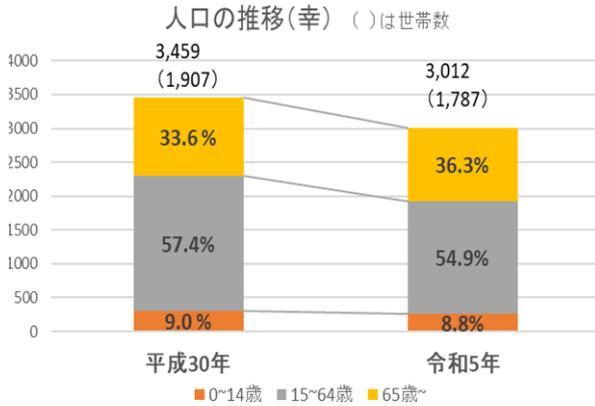
【具体的な取組み】

- 「こんにちは！元気？」大人同士子どもを含めた地域全体でのあいさつ運動
- 地域の伝統・文化を発信・PRしていく
- 地域の中に放課後の子どもたちの居場所を作る



幸 校 区

地域別人口



基礎データ

組織・人的資源	町会自治会数	4
	校区社協役員数	14
	校区社協ボランティア数	17
	民生委員・児童委員数	11
	老人クラブ会員数	292
	いきいきいずみ体操数	3
	おたがいさまサポーター数	2
	高齢者見守り協力事業所数	9
	子ども食堂（子どもの居場所）数	1
	自主防災組織の有無	有
対象者数	ふれあい訪問利用者数	26
	誕生月訪問利用者数	216
	避難行動要支援者登録者数	50

ふくしアンケート結果ランキング（抜粋）

こんなまちだといいな	
1.みんなが集まれるイベントやお祭りがあるまち	
1.買物が便利なまち	
2.障がい者の理解が進みバリアフリーなまち	
こんな場所があったらいいな	
一般住民	子ども（小学5年生/中学2年生）
1.放課後に保護者が帰宅するまで、安全に子どもが過ごせる居場所	1.思いっきり遊べる広い公園や広場
2.高齢者の経験や強みを活かせる場所	2.サッカーや野球などができる運動場
3.子育てを応援してくれる場所	2.体育館やプール
	2.いろいろな遊び道具があって自由に遊べるしせつ
	2.自由に使える友だちとのたまり場所
興味があるボランティア活動	
一般住民	子ども（小学5年生/中学2年生）
1.子どもの登下校の見守り	1.赤ちゃんや小学校に入る前の子どもの世話をする
	1.年下の子どもの遊び相手をしたり面倒をみる
2.子どもの居場所づくり	2.年下の子どもに勉強を教えたり話し相手になる
3.子ども食堂	2.自然や環境の保ご活動をする

地域での話しあい（ワークショップ）での意見

- ❖ 小学校の統廃合と市営住宅の建て替えなどでまちの形態や住まう人の変化が予想される。そのことも踏まえたまちづくりを進めていこう。
- ❖ 子どもから高齢者までこのまちにあった住みやすさを考えていきたい。

町会中心に住民自治の力をつける新しいまちづくり

私たちの重点取組み

重点取組み①

【目 標】 多世代・多様性を理解した居場所づくり

【具体的な取組み】

- 地域のかたちにあった出張モーニングの拠点を増やし、多くの人が利用しやすい仕組みづくりを行う
- 子どもが地域住民と交流できる拠点を作り、子どもの声をキャッチできる体制づくりを行う
- 町会・自治会など各種団体の役割分担を整理し地域づくりを進める

重点取組み②

【目 標】 とおり近所の声かけと自分の身は自分で守る防災

【具体的な取組み】

- 『自分の身は自分で守る！』意識を高める啓発活動（研修等も含む）を行う
- 「災害時にはとりあえずこうする」など日頃から習慣化する防災訓練を行い自助・共助の仕組みづくりを行う
- 町会単位での防災に関する取組みを進める

重点取組み③

【目 標】 みんなが生活しやすいまちづくり

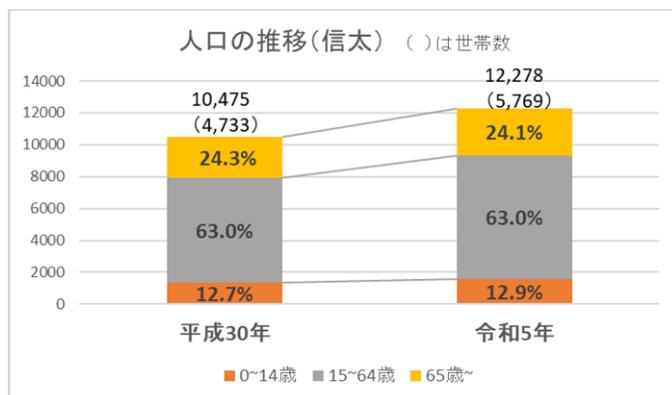
【具体的な取組み】

- 『一緒に行こう・元気か？』などの声かけやあいさつでつながり、地域での顔の見える関係づくりを進めるとともに、高齢者など買い物に困っている人がどれだけいるか把握し、新たな助けあいの仕組みについて考える
- みんなが使える社会資源の情報を整理し可視化したものを発信する
- 人にやさしい人権豊かな福祉のまちづくりを地域各種団体や人権文化センター（隣保館）をはじめとした地域内施設と連携・協働しながら推進していく。



信太校区

地域別人口



基礎データ

組織・人的資源	町会自治会数	12
	校区社協役員数	91
	校区社協ボランティア数	82
	民生委員・児童委員数	20
	老人クラブ会員数	207
	いきいきいずみ体操数	4
	おたがいさまサポーター数	12
	高齢者見守り協力事業所数	12
	子ども食堂(子どもの居場所)数	1
	自主防災組織の有無	有
対象者数	ふれあい訪問利用者数	51
	誕生月訪問利用者数	211
	避難行動要支援者登録者数	89

ふくしアンケート結果ランキング(抜粋)

こんなまちだといいな	
1.買物が便利なまち	
2.住民同士のまとまりや助けあいが多いまち	
3.みんなが集まれるイベントやお祭りがあるまち	
こんな場所があったらいいな	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.高齢者の経験や強みを活かせる場所	1.思いっきり遊べる広い公園や広場
2.地域の誰もが参加できる地域食堂	2.いろいろな遊び道具があって自由に遊べるしせつ
	2.インターネットが使えるしせつ
3.放課後に保護者が帰宅するまで、安全に子どもが過ごせる居場所	3.雨の日でも遊べる場所
興味があるボランティア活動	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.高齢者の地域での見守り訪問	1.年下の子どもに勉強を教えたり話し相手になる
2.地域や世代を問わない誰もが食を通じて集える場づくり	2.自然や環境の保ご活動をする
3.子どもの登下校の見守り	3.年下の子どもの遊び相手をしたり面倒をみる

地域での話しあい(ワークショップ)での意見

- ❖ 住民や事業所、関係団体で連携しながら、支援が必要な方の見守り、支え合いができる地域作りをこれからも目指していきたい。そのためにも見守りに対する理解を深めることも大切だ。
- ❖ 防災の啓発、世代間の交流、色々な地域課題の解決等も含んだ話しあい(協議の場)をこれからも行っていこう。

信太校区の活動テーマ

自分もみんなも大切にする

明るい幸せなまち 信太校区

私たちの重点取組み

重点取組み①

【目 標】 地域で見守り、ささえあえる信太校区を目指す

【具体的な取組み】

- ボランティアと民生委員で見守り活動について、情報交換や共有のための話しあいの場を持つ。その次の段階として町会や老人クラブも一緒に話しあいを行う
- 見守り方法や認知症などについて、定期的に勉強会・研修会を開催する
- ご近所同士や関係機関、団体とのつながりを大切にした見守り活動を継続すると共に、地域の気になる人とつながるきっかけ作り（仕組み）を検討する

重点取組み②

【目 標】 防災の備えとして、無理なくできることを考える

【具体的な取組み】

- 消防団や学校等と連携し、多世代が参加できる形で校区全体の避難訓練を開催する
- 避難場所や日頃の備えの確認など、自分たちでできる自助の大切さを啓発する
- 消防団とも連携し、備蓄倉庫の見学等を通じて、いざという時に動けるように備える

重点取組み③

【目 標】 地域のつどい・つながり作りを考える

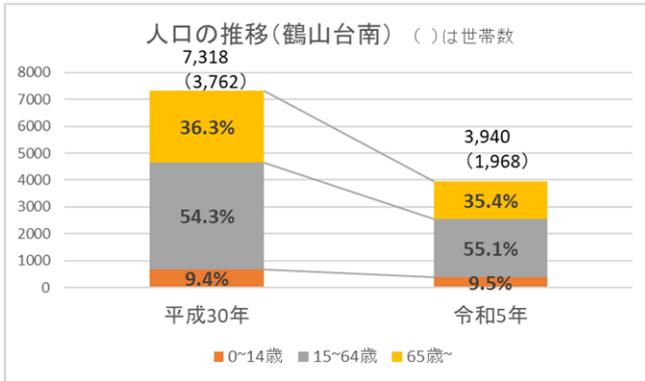
【具体的な取組み】

- サロン活動や校区社協の活動など、広報誌の作成や放送を活用し広報活動を検討する
- 買い物がしやすい町を目指し、移動販売の活用や総菜などの販売ができる場作りを検討する
- 信太校区いきいきサロンや町内スタンプラリー、食を通じた交流の場等、子どもから大人まで、楽しく参加できる交流の場を増やし、地域のつながりの大切さを伝えよう



鶴山台南校区

地域別人口



基礎データ

組織・人的資源	町会自治会数	12
	校区社協役員数	26
	校区社協ボランティア数	56
	民生委員・児童委員数	10
	老人クラブ会員数	164
	いきいきいずみ体操数	2
	おたがいさまサポーター数	8
	高齢者見守り協力事業所数	4
	子ども食堂(子どもの居場所)数	0
	自主防災組織の有無	有
対象者数	ふれあい訪問利用者数	19
	誕生月訪問利用者数	261
	避難行動要支援者登録者数	52

ふくしアンケート結果ランキング(抜粋)

こんなまちだといいな	
1.買物が便利なまち	
2.住民同士のまとまりや助けあいが多いまち	
3.みんなが集まれるイベントやお祭りがあるまち	
こんな場所があったらいいな	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.高齢者の経験や強みを活かせる場所	1.思いっきり遊べる広い公園や広場
2.地域の誰もが参加できる地域食堂	2.雨の日でも遊べる場所
3.放課後に保護者が帰宅するまで、安全に子どもが過ごせる居場所	3.いろいろな遊び道具があって自由に遊べるしせつ
興味があるボランティア活動	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.地域や世代を問わない誰もが食を通じて集える場づくり	1.年下の子どもの遊び相手をしたり面倒をみる
2.高齢者の地域での見守り訪問	2.自然や環境の保ご活動をする
3.子どもの居場所づくり	3.校区の清そう活動やリサイクル活動をする

地域での話しあい(ワークショップ)での意見

- ❖ 高齢化が進むなか、災害時でも支え合える関係を作るために、日頃からのつながり作りの大切さを改めて確認できた。だからこそ、地域の集い場の活動や交流を進め、地域の団体や住民の意見交換の場「協議の場」も継続して行っていこう。
- ❖ 地域の防災について、継続して考えていくために、新たに防災のワーキングチームを作り、活動や協議を着実に進めていこう。

防災をテーマに皆がつながり、 安心安全なまちづくりを目指す

私たちの重点取組み

重点取組み①

【目 標】 防災に強いまちづくり

【具体的な取組み】

- R6～7年度には第3住宅や中地区等の自主防災組織の訓練見学等を行い、R8年度には校区全体の避難訓練を行う
- 子どもから大人、若い世代も参加したくなるような防災の啓発や企画（小中学校との連携、防災倉庫の見学等）を検討する
- 各家庭での危機管理についての啓発や研修会等を積極的に行い、地域の集い場や個別の見守り活動の場でも啓発を行っていく

重点取組み②

【目 標】 地域のつながりづくり

【具体的な取組み】

- 子どもから大人まで、気軽に集え、話せる場を作る
- 地域活動や協議の場の内容についての広報の充実、紙媒体での啓発に加えて、SNS等の活用も検討する
- 身近な場所でのつながり作りを通じて、災害時にも助けあいができる関係性を構築する

重点取組み③

【目 標】 話しあいの場づくり

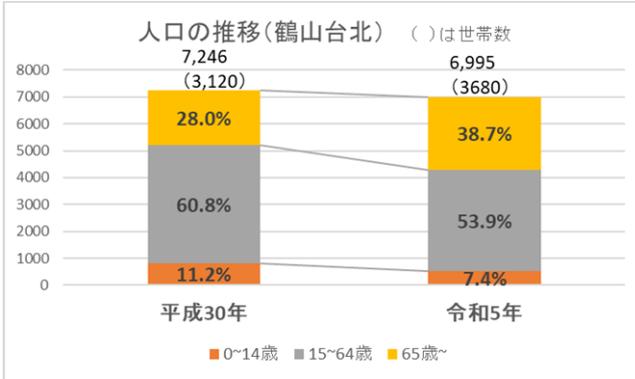
【具体的な取組み】

- R6年度に、町会役員の代表、防災リーダー、有志ボランティア等が中心となり、「防災ワーキングチーム」を立ち上げ、校区の防災の取組みを計画的に進める
- 目標に挙げた地域活動を計画的に進めるため、協議の場で話しあいを行う。協議の場では、防災ワーキングチームの動きの報告、共有も行う
- 男性が交流できるような新たな集い場作りを検討する



鶴山台北校区

地域別人口



基礎データ

組織・人的資源	町会自治会数	10
	校区社協役員数	35
	校区社協ボランティア数	78
	民生委員・児童委員数	10
	老人クラブ会員数	327
	いきいきいずみ体操数	6
	おたがいさまサポーター数	7
	高齢者見守り協力事業所数	0
	子ども食堂(子どもの居場所)数	1
対象者数	自主防災組織の有無	有
	ふれあい訪問利用者数	28
	誕生月訪問利用者数	128
	避難行動要支援者登録者数	80

ふくしアンケート結果ランキング(抜粋)

こんなまちだといいな	
1.買い物が便利なまち	
2.住民同士のまとまりや助けあいが多いまち	
3.災害時の避難体制や避難所の運営がわかりやすく示されているまち	
3.幅広い世代の人々の交流や付き合いが多いまち	
こんな場所があったらいいな	
一般住民	子ども(小学5年生・中学2年生)
1.高齢者の経験や強みを活かせる場所	1.思いっきり遊べる広い公園や広場
2.地域の誰もが参加できる地域食堂	2.自由に使える友だちとのたまり場所
3.放課後に保護者が帰宅するまで、安全に子どもが過ごせる居場所	3.雨の日でも遊べる場所
興味があるボランティア活動	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.子どもの居場所づくり	1.年下の子どもの遊び相手をしたり面倒をみる
2.地域や世代を問わない誰もが食を通じて集える場づくり	2.年下の子どもに勉強を教えたり話し相手になる
3.高齢者の地域での見守り訪問	3.赤ちゃんや小学校に入る前の子どもの世話をする

地域での話しあい(ワークショップ)での意見

- ❖ 鶴北校区はいろいろな活動をしているので、現状の活動を持続可能な形につなげていく事が理想であり、自分たちの地域は自分たちの手で守っていききたい。
- ❖ 子どもから高齢者まで誰もが活躍できるようにしていきたい。

鶴山台北校区の活動テーマ

子どもから高齢者まで誰もが繋がれる地域づくり

私たちの重点取り組み

重点取り組み①

- ① 【目 標】 子どもも高齢者も参加したくなる世代間交流の場を増やしていく

【具体的な取り組み】

- 大人も子どもも集える行事等を企画し、参加してもらえるように考えていく
- あいさつ運動で子どもたちと顔の見える関係を増やし、小中学校等とお互いに協力できる行事を増やしていく
- 既存の地域の集まりの場を、子どもから高齢者まで参加できるように考えていく

重点取り組み②

- ② 【目 標】 地域で取り組む見守り体制づくり

【具体的な取り組み】

- 登下校時の見守りあいさつ運動に加え、集まりの場も活用して地域のみんなが子どもたちを見守っていく方法を考えていく
- 支援を必要としている方と繋がる仕組みづくりに取り組んでいく
- 防災訓練等で、支援を必要としている方の安否確認に行くときには、防災用品などを持参し、災害への備えや、日頃からのご近所とのつながりが大切なことを説明していく

重点取り組み③

- ③ 【目 標】 地域の誰もが活躍し続ける地域づくり

【具体的な取り組み】

- 各種団体が連携しながら、情報共有などの話しあいを進め、お互いが協力できることを見つけていく
- 地域のニーズを発信しながら、対応できる経験やスキルを持った人を見つけていく
- 地域の人々が活躍できる仕組みづくりを考え、新たな担い手を増やしていく

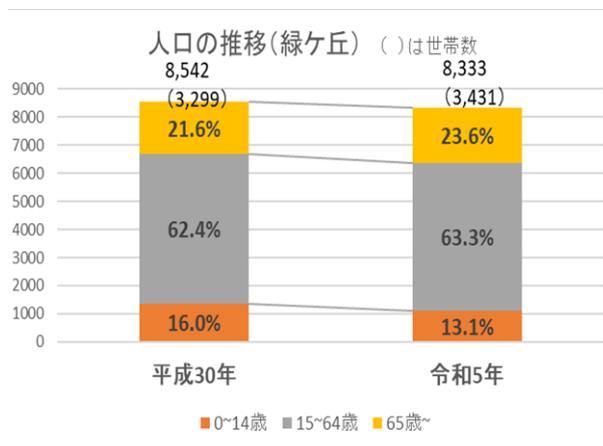


地域福祉活動計画で
取り組んだ新たな活
動はこちら →



緑ヶ丘校区

地域別人口



基礎データ

組織・人的資源	町会自治会数	5
	校区社協役員数	24
	校区社協ボランティア数	61
	民生委員・児童委員数	9
	老人クラブ会員数	204
	いきいきいずみ体操数	7
	おたがいさまサポーター数	26
	高齢者見守り協力事業所数	3
	子ども食堂(子どもの居場所)数	0
対象者数	自主防災組織の有無	有
	ふれあい訪問利用者数	42
	誕生月訪問利用者数	106
	避難行動要支援者登録者数	69

ふくしアンケート結果ランキング(抜粋)

こんなまちだといいな	
1.通学路の見守りをしてくれる人が多いまち	
2.住民同士のまとまりや助けあいが多いまち	
2.買い物便利なまち	
こんな場所があったらいいな	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.いつでも自由にボールなどで遊べる場所	1.雨の日でも遊べる場所
2.子育てを応援してくれる場所	2.いろいろな遊び道具があって自由に遊べるしせつ
3.放課後に保護者が帰宅するまで、安全に子どもが過ごせる居場所	3.体育館やプール
興味があるボランティア活動	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.子どもの居場所づくり	1.年下の子どもの遊び相手をしたり面倒をみる
2.地域や世代を問わない誰もが食を通じて集える場づくり	2.校区の清そう活動やリサイクル活動をする
2.子ども食堂	3.年下の子どもに勉強を教えたり話し相手になる
3.子育て世代の交流の場づくり(子育てサロンなど)	3.自然や環境の保ご活動をする

地域での話しあい(ワークショップ)での意見

- ❖ 新たな担い手発掘のため、若い人たちの得意なことや興味のあることを活かせる場面があればよい。イベントなどの催しに部分的に関わってもらうなど、負担感なく楽しさを感じられるような工夫や役割分担が必要。
- ❖ 校区の地域福祉活動を小学校での福祉学習やSNSなどを活用しPRしてはどうか。

ゆるやかに見守りができ、 日常の生活を支えられる緑ヶ丘

私たちの重点取組み

重点取組み①

【目 標】 地域の課題を話し合える場づくり

【具体的な取組み】

- 地域にある団体の活動について情報交換できる場を設ける
- 多くの人に共通する「防災」をきっかけに、話しあいや勉強会について検討する
- 地域福祉について、より多くの人々が自分ごととして考えられるよう、話しあいや勉強会を検討する

重点取組み②

【目 標】 認知症になっても安心して暮らせる緑ヶ丘

【具体的な取組み】

- 自治会単位で実施している認知症サポーター養成講座を今後も継続する
- 啓発物の作製・配布について検討する
- 行方不明になったときの連絡手段・方法について考える

重点取組み③

【目 標】 子どもたちを含めたあらゆる世代が集える場づくり

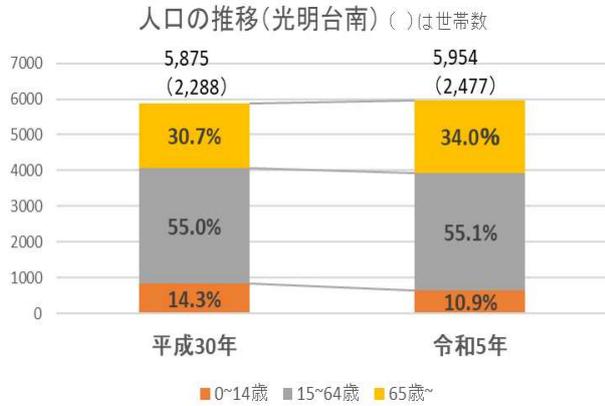
【具体的な取組み】

- 福祉体験学習を入り口に小学校との連携を深め、登下校見守り隊との連携も深める
- 参加者の得意なことを活かし、無理なく続けられる方法を検討する
- 地域交流の場でできたつながりが災害時にも活かされる関係性をつくる



光明台南校区

地域別人口



基礎データ

組織・人的資源	町会自治会数	4
	校区社協役員数	19
	校区社協ボランティア数	37
	民生委員・児童委員数	11
	老人クラブ会員数	237
	いきいきいずみ体操数	2
	おたがいさまサポーター数	13
	高齢者見守り協力事業所数	3
	子ども食堂(子どもの居場所)数	0
	自主防災組織の有無	有
対象者数	ふれあい訪問利用者数	28
	誕生月訪問利用者数	82
	避難行動要支援者登録者数	61

ふくしアンケート結果ランキング(抜粋)

こんなまちだといいな	
1.買物が便利なまち	
2.住民同士のまとまりや助けあいが多いまち	
3.幅広い世代の人々の交流や付き合いが多いまち	
こんな場所があったらいいな	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.高齢者の経験や強みを活かせる場所	1.自由に使える友だちとのたまり場所
2.地域の誰もが参加できる地域食堂	2.雨の日でも遊べる場所
3.放課後に保護者が帰宅するまで、安全に子どもが過ごせる居場所	3.体育館やプール
興味があるボランティア活動	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.地域や世代を問わない誰もが食を通して集える場づくり	1.赤ちゃんや小学校に入る前の子どもの世話をする
2.高齢者の地域での見守り訪問	2.年下の子どもの遊び相手をしたり面倒をみる
3.子どもの登下校の見守り	3.校区の清そう活動やリサイクル活動をする

地域での話しあい(ワークショップ)での意見

- ❖ 地域全体で、子どもやその家族が過ごしやすい場について考えることで、他の住民も元気や明るさをもらうきっかけが増え、地域の未来も膨らんでくるだろう。
- ❖ 防災、相談窓口、世代間交流を考える際も、参加したくなる楽しさや新しさを視野に入れ、柔軟な取組みを進めていくことも大切だろう。

ご近所同士のつながりがすべての原点

私たちの重点取組み

重点取組み①

【目 標】 地域ぐるみの子育て・子育て ～子どもは地域の宝～

【具体的な取組み】

- 小中学校との連携を図り、子ども達からの声・発信を大切に、光明台フェスタやアイデアコンテストなどを通じて、子育ての支援をしよう
- 地域の子ども達の居場所や、子どもも高齢者も交流できる場を作ろう
- げんきっ子活動を充実させて、地域の方々と共に元気になろう

重点取組み②

【目 標】 地域の見守り・防災・防犯 ～防災・防犯 認知症への理解を地域のみんなで深める～

【具体的な取組み】

- 住民だけでなく地域の商業施設の方等も交え、地域ぐるみで認知症声掛け見守り訓練を継続し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指そう
- 多くの方が参加したくなるような校区全体の避難訓練を実施し、住民の防災意識をより一層高めよう
- 校区全体で避難行動要支援者への体制づくりに取り組もう

重点取組み③

【目 標】 地域の助けあい・ささえあい ～楽しんで交流～

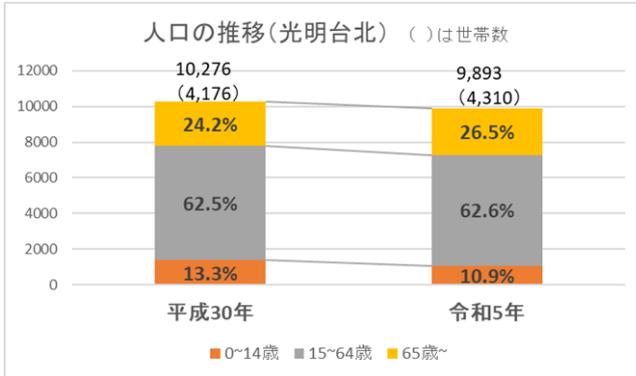
【具体的な取組み】

- 校区全体で挨拶運動を推進しよう
- 若い世代が地域活動に参加しやすくなるように広報誌などを活用し、地域活動の情報発信、PRを推進しよう
- ご近所カフェなど、身近なご近所同士で助けあいや要支援者の方への見守り活動を進めていこう



光明台北校区

地域別人口



基礎データ

組織・人的資源	町会自治会数	16
	校区社協役員数	13
	校区社協ボランティア数	49
	民生委員・児童委員数	13
	老人クラブ会員数	344
	いきいきいずみ体操数	3
	おたがいさまサポーター数	30
	高齢者見守り協力事業所数	2
	子ども食堂(子どもの居場所)数	0
	自主防災組織の有無	有
対象者数	ふれあい訪問利用者数	24
	誕生月訪問利用者数	126
	避難行動要支援者登録者数	61

ふくしアンケート結果ランキング(抜粋)

こんなまちだといいな	
1.住民同士のまとまりや助けあいが多いまち	
2.買物が便利なまち	
3.幅広い世代の人々の交流や付き合いが多いまち	
こんな場所があったらいいな	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.高齢者の経験や強みを活かせる場所	1.自由に使える友だちとのたまり場所
2.地域の誰もが参加できる地域食堂	2.思いっきり遊べる広い公園や広場
3.放課後に保護者が帰宅するまで、安全に子どもが過ごせる居場所	3.雨の日でも遊べる場所
興味があるボランティア活動	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.地域や世代を問わない誰もが食を通じて集える場づくり	1.年下の子どもの遊び相手をしたり面倒をみる
2.子ども食堂	2.赤ちゃんや小学校に入る前の子どもの世話をする
2.高齢者の地域での見守り訪問	3.年下の子どもに勉強を教えたり話し相手になる
2.施設などへの慰問及び交流のための訪問	

地域での話しあい(ワークショップ)での意見

- ❖ 校区として大事にしてきた住民の交流の場であるサロン活動を継続、充実に努めて行こう。参加者やボランティアの拡充も目指していく。

光明台北校区の活動テーマ

あいさつ、ありがとう運動を通じ、地域の絆を高める

私たちの重点取組み

重点取組み①

【目 標】 見守り活動を充実させて、もっとみんなが住みやすい町を作る

【具体的な取組み】

- 地域全体での「あいさつ、ありがとう運動」を通じて、住民のつながりを作り、認知症の方や家族、誰もが住みやすい地域作りを目指す
- 認知症サポーター養成講座を積極的に実施する
- 高齢化が進む中、一人暮らしの高齢者等の見守り方法を検討する

重点取組み②

【目 標】 ふくしの輪をさらに充実させる

【具体的な取組み】

- いきいきサロンや趣味のサークル活動をふやす
- 散歩や清掃活動を行い、交流のきっかけを増やす
- 老人会、民生委員・児童委員、校区社協ボランティアが連携するため、情報共有の場を作る

重点取組み③

【目 標】 広報誌を発行し、地域のつながり作りに活かす

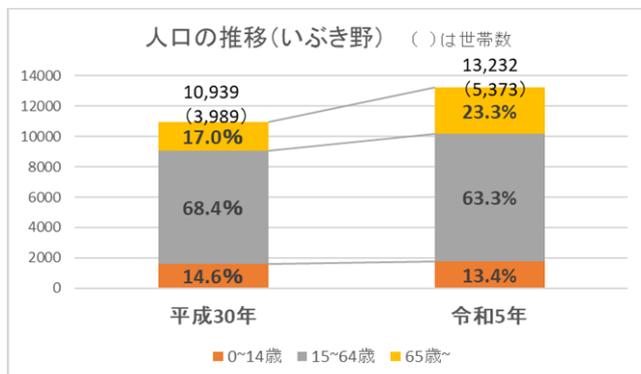
【具体的な取組み】

- 地域の様々な活動等の情報を発信するために、広報誌等を作成する
- 世代間交流をさらに進める
- 友達作戦、近所の人に、広報誌等を有効活用して、活動の参加の声掛けを行う



いぶき野校区

地域別人口



基礎データ

組織・人的資源	町会自治会数	9
	校区社協役員数	15
	校区社協ボランティア数	41
	民生委員・児童委員数	14
	老人クラブ会員数	147
	いきいき体操数	5
	おたがいさまサポーター数	18
	高齢者見守り協力事業所数	6
	子ども食堂(子どもの居場所)数	0
	自主防災組織の有無	有
対象者数	ふれあい訪問利用者数	0
	誕生月訪問利用者数	119
	避難行動要支援者登録者数	78

ふくしアンケート結果ランキング(抜粋)

こんなまちだといいな	
1.買物が便利なまち	
2.困りごとの相談窓口がわかりやすいまち	
2 住民同士のまとまりや助けあいが多いまち	
こんな場所があったらいいな	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.高齢者の経験や強みを活かせる場所	1.自由に使える友だちとのたまり場所
2.子育てを応援してくれる場所	2.雨の日でも遊べる場所
3.放課後に保護者が帰宅するまで、安全に子どもが過ごせる居場所	3.静かに宿題・勉強ができる場所
	3.いろいろな遊び道具があって自由に遊べるしせつ
興味があるボランティア活動	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.高齢者の地域での見守り訪問	1.年下の子どもの遊び相手をしたり面倒をみる
2.子どもの居場所づくり	2.赤ちゃんや小学校に入る前の子どもの世話をする
3.災害ボランティア	3.年下の子どもに勉強を教えたり話し相手になる

地域での話しあい(ワークショップ)での意見

- ❖ コロナ禍での数年間は、話しあいの会議をしたくてもできなかった。コロナもおさまってきたので、みんなでいぶき野のことを話しあい、目標に向かって活動に取り組んでいきたい。

いぶき野校区の活動テーマ

住み続けたい つながいがある 明るい豊かな街

私たちの重点取り組み

重点取り組み①

【目 標】 笑顔でつながる街づくり

【具体的な取り組み】

- 明るいあいさつを広めていく
- 困った時の相談窓口の情報を届ける
- 朝・夕の散歩時の見守り活動など、ライフスタイルに見守りを取り入れる

重点取り組み②

【目 標】 災害時に困らない街づくり

【具体的な取り組み】

- 非常食等の備蓄を各家庭で取組めるようにする
- 防災訓練を定期的に行い、習慣になるまで続ける
- 防災マニュアルから学び、活用していく

重点取り組み③

【目 標】 人々の交流が増える街づくり

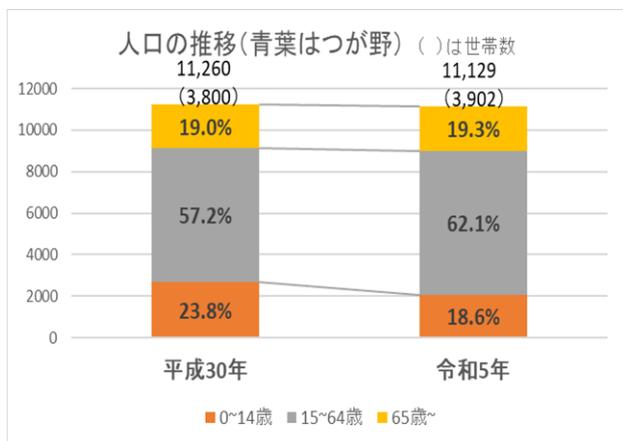
【具体的な取り組み】

- 子どもや高齢者が一緒に集えるように集える場を考えていく
- 身近な集いの場の開催情報を周知していく
- 既存の行事にプラスアルファの内容を考えて、多くの人が交流できるようにする



青葉はつが野校区

地域別人口



基礎データ

組織・人的資源	町会自治会数	4
	校区社協役員数	11
	校区社協ボランティア数	58
	民生委員・児童委員数	10
	老人クラブ会員数	458
	認知症サポーター数	3
	おたがいさまサポーター数	13
	高齢者見守り協力事業所数	1
	子ども食堂(子どもの居場所)数	1
自主防災組織の有無	有	
対象者数	ふれあい訪問利用者数	0
	誕生月訪問利用者数	110
	避難行動要支援者登録者数	66

ふくしアンケート結果ランキング(抜粋)

こんなまちだといいな	
1.買物が便利なまち	
2.困りごとの相談窓口がわかりやすいまち	
2.みんなが集まれるイベントやお祭りがあるまち	
こんな場所があったらいいな	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.いつでも自由にボールなどで遊べる場所	1.自由に使える友だちとのたまり場所
2.高齢者の経験や強みを活かせる場所	2.雨の日でも遊べる場所
3.放課後に保護者が帰宅するまで、安全に子どもが過ごせる居場所	3.インターネットが使えるしせつ
興味があるボランティア活動	
一般住民	子ども(小学5年生/中学2年生)
1.災害ボランティア	1.年下の子どもの遊び相手をしたり面倒をみる
2.高齢者の地域での見守り訪問	2.赤ちゃんや小学校に入る前の子どもの世話をする
2.地域や世代を問わない誰もが食を通じて集える場づくり	3.年下の子どもに勉強を教えたり話し相手になる
2.子ども食堂	

地域での話しあい(ワークショップ)での意見

- ❖ 地域情報ネットワークの構築が必要だ。
- ❖ 「ひとりではない」、他人(ひと)と「伴走」することの大切さ。
- ❖ 参加自由、不参加自由の<緩やかな組織>、<ゆるやかな活動>が必要だ。大きなイベントではなく、小さなイベントを大切に。

青葉はつが野校区 新たな出発に向けて

私たちの重点取組み

重点取組み①

【目 標】 話しあいの場づくり（情報共有）

【具体的な取組み】

- 現行のリーダー会議のメンバーが中心となり、テーマごとに、広く関係機関に参加を呼びかけ、定期的な意見交換、情報交換を実施する。
- 対面での交流とともに、SNS を活用した多様な情報交換を実施する。
- 高齢者の孤立を防ぐために、地域に則した見守り活動の在り方を検討する。

重点取組み②

【目 標】 地域活動の活性化

【具体的な取組み】

- 現行リーダーがそれぞれ個別に「懇親会」を開催し、それを通じてボランティアを獲得する。
- ボランティアとして、若い世代、地元大学生に参加を働きかける。
- ボランティアの定着のために関係者の情報共有を充実する。

重点取組み③

【目 標】 世代間の交流を後押しできるまちづくり

【具体的な取組み】

- それぞれが実施する事業に必ず「世代間交流」プログラムを企画し、少なくとも年 1 回の実施に努力する。
- 子育てサロンに「先輩ママ」「爺」「婆」も参加し、世代交流を図る。
- 小さな子どもを持つママやパパの子育てを支援する「子育てサロン」を引き続き開催する。



第5章 推進体制と評価

1. 推進体制

(1) 計画の推進

「地域福祉基本計画」「地域福祉活動計画」両計画の推進にあたって、市民に対し制度や仕組みの周知、理解促進に努めます。

また、市と市社協は、地域福祉の推進に不可欠である市民、地域活動団体、ボランティア、事業所など、地域にかかわるさまざまな主体と連携・協力し、多様な主体が一丸となって地域福祉の推進に取り組むことができるよう努めます。

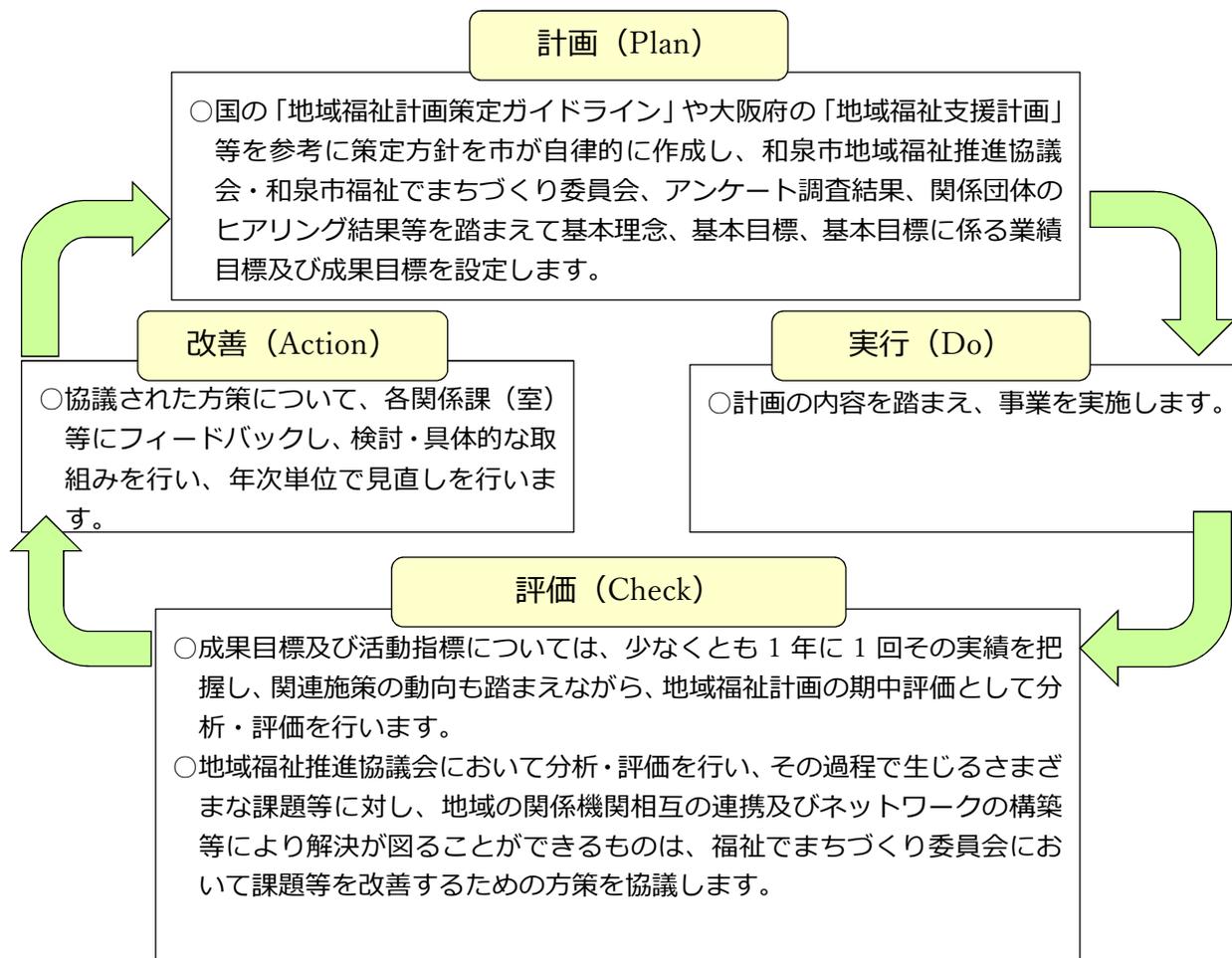
また、地域福祉の推進、とりわけ包括的な支援体制の整備は、福祉分野だけではなく、さまざまな分野との連携・協力が必要となることから、市及び市社協内においては分野を横断した連携体制で計画を推進します。

(2) 市民・地域との連携

市民一人ひとりが福祉に対する意識や理解を高め、日頃から身近な地域への関心を持つことができるよう、各基本目標に対する施策の取組みを推進します。

2. 計画の進捗管理について

計画の進捗状況を把握し、また、計画の基本理念を達成するため、各基本目標に業績目標・成果目標を設けました。業績目標・成果目標は定量的な目標とし、数値化することによって計画の進捗状況の「見える化」を行います。そして進捗状況を把握し、和泉市地域福祉推進協議会及び和泉市福祉でまちづくり委員会に報告を行い、計画のPDCAサイクルのチェックと実効性を確保していきます。さらに、同報告に基づき、市、市社協、ならびに、各関係機関、共助の主体、市民一人ひとりの自助・共助・公助の具体的取組み内容を年次単位で見直し、その「見える化」を行います。



なお、和泉市行政として上記の進捗管理を所管する庁内の仕組みとして「和泉市地域福祉基本・活動計画連絡会議」を新たに設置します。ここで、協議、庁内調整したことは、「和泉市地域福祉推進協議会」「和泉市福祉でまちづくり委員会」へ報告、提案します。

同「連絡会議」の設置・運営要綱については、両「協議会」「委員会」へも共有し、この計画にも掲載します。

参考資料

1. 計画の根拠となる法律

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき市が策定する市町村地域福祉計画であり、関連計画の基本理念・基本目標を踏まえ、本市における地域福祉の基本的な方向性や理念を定めるものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が市民及び福祉関係団体、事業者等に呼びかけを行い、地域福祉の推進に関わる具体的な活動を定める民間の活動・行動計画です。

本計画では円滑に運営するため、「地域福祉基本計画」と「地域福祉活動計画」を一体として作成しています。

(1) 社会福祉法第 107 条（令和 3 年 4 月 1 日施行）

（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2. 前計画のまとめと評価

アンケート調査結果等を受けて、第4次計画の4つの基本目標に係る指標の評価と分析及び次計画への引継ぎは次のとおりです。

基本目標1 安全・安心に暮らせる地域づくり

○指標：災害時の避難行動要支援者支援制度の認知度（「知っている」人の割合）

有効回答数 1,126 件 知っている 257 件

平成30年	第4次計画目標値	令和5年現状値	達成状況
14.5%	50.0%	22.8%	未達成

○評価：前回アンケート調査実施時より 8.3 ポイント上昇していますが、目標は未達成です。

○分析：認知度の目標値は未達成でしたが、今回のアンケート調査結果を見ると、避難時の声かけや安否確認、日常のみまもりなど避難行動要支援者の支援について、積極的に協力したい・役割を決めてもらえれば協力してもよいと回答している人の割合が 58.1%（650 人：有効回答数 1,118 件）あります。世代別で見ると中年層が最も多く（304 人：46.7%）、若年層が最も少なく（80 人：12.3%）なっています。潜在的に協力しても良いと考えている人を避難行動要支援者の支援に関わってもらえるようにすることが事業を推進する上で重要となります。

○課題：各地域の避難支援体制を構築していくためには避難支援等関係者（町会・自治会、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、消防団等）だけでなく、協力してもよいと考えている人達を巻き込む、若年層も含め協力してくれる人を増やしていけるよう取組んでいく必要があります。

○方向性：制度の認知度向上や避難支援に協力してくれる人を増やしていくための周知に加えて、防災に関する啓発活動を通じて、避難行動要支援者支援事業と各地域の避難支援体制構築の必要性を伝え、災害に強い福祉のまちづくりに取組んでいく必要があります。

基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり

○指標：近所づきあいをよくしている市民の割合（「近所の仲の良い人とよく行き来している」「会えば親しく話をする人がいる」人の割合）

有効回答数 1,175 件 近所の仲の良い人とよく行き来している 169 件

会えば親しく話をする人がいる 413 件 合計 582 件

平成 30 年	第 4 次計画目標値	令和 5 年現状値	達成状況
53.3%	60.0%	49.5%	未達成

○評価：前回アンケート調査実施時より 3.8 ポイント低下しており目標は未達成です。

○分析：今回のアンケート調査結果を見ると、近所づきあいをしない理由として、仕事などで家を空けることが多く知り合う機会が少ない、煩わしいので避けている、つい消極的になってしまうと回答している人の割合は前回のアンケート調査結果と比較すると減少しています。一方、ふだん留守の家が多いなど、そもそも近所づきあいがほとんどないところであると回答している人の割合が 16.3%から 30.2%と 13.9 ポイント上昇しています。また、地域行事や地域活動がもっと活発に行われるようにしていくために大切なことの間いに対して、無理なく、気軽に参加できる雰囲気や地域の関係づくりが最も多くなっています。近所づきあいをほとんどしない人が、地域行事や地域活動がもっと活発に行われるようにしていくために大切なこととして挙げた回答を見てみると、世代を問わず、あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げるとなっており、緩やかな地域関係づくりが求められています。

○課題：町会自治会の加入率が減少傾向であり、地域の間関係の希薄化が進んでいます。

○方向性：おたがいが無理なく気軽に参加できる雰囲気や地域関係づくりに取り組み、地域に住む誰もが役割を持ち活躍することができる地域共生社会の実現に向け取り組みを推進します。

基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり

○指標：民生委員・児童委員の割合の認知度（「よく知っている」「ある程度知っている」人の割合

有効回答数 1,134 件 知っている 82 件、ある程度知っている 407 件 合計 489 件

平成 30 年	第 4 次計画目標値	令和 5 年現状値	達成状況
43.5%	50.0%	43.1%	未達成

○評価：前回アンケート調査結果より 0.4 ポイント低下しており目標は未達成です。

○分析：前回アンケート調査結果とほぼ横ばいの状況です。あなた自身がさまざまな場面で困ったとき、誰（またはどこ）に相談しますかの問いに対し、民生委員・児童委員と回答した方は、高齢者が最も多く、中年層、若年層と年齢が若くなるにしたがって減少しています。団体とのヒアリングによると、マンションなどのみまもり活動が難しくなっており、民生委員・児童委員の活動について周知を行うなど活動しやすい環境整備が求められています。またアンケート調査結果では地域の活動に参加しない理由として、関心がないからと答えた方が最も多く、地域のつながりが弱くなってきている影響が表れており、現在地域で活動されている方の負担増や担い手不足につながっていると考えられます。

○課題：民生委員・児童委員の担い手不足や負担軽減が課題です。

○方向性：担い手不足や負担軽減のための方策を講じつつ、民生委員・児童委員は身近な地域の相談役としてだけでなく、声かけ・みまもりなど地域のセーフティネット構築につながる活動に取り組まれているため活動支援を継続します。

○指標：CSW（地域福祉総合相談員）の認知度（「よく知っている」「ある程度知っている」人の割合

有効回答数 1,133 件 知っている 33 件、ある程度知っている 180 件 合計 213 件

平成 30 年	第 4 次計画目標値	令和 5 年現状値	達成状況
15.1%	50.0%	18.7%	未達成

○評価：前回アンケート調査時より 3.6 ポイント上昇していますが、目標は未達成です。

○分析：今回のアンケート調査結果を見ると、あなた自身がさまざまな場面で困ったとき、誰（またはどこ）に相談しますかの問いに対し、いきいきネット相談支援センター（CSW）

と回答があったのは 2,458 件中 9 件となっています。年代別で見ると高齢者が最も多く、中年層、若年層と年齢が若くなるにしたがって少なくなっています。中年層や若年層にも認知してもらえるよう周知が必要です。また、平成 30 年度の相談対応件数が実数 720 件（のべ対応件数 3,076 件）、令和 4 年度の相談対応件数が実数 599 件（のべ対応件数 2,834 件）と新型コロナウイルス感染症の影響により地域活動が休止・中止となるなか、地域活動から把握していた相談が入らなくなったことで相談件数及びのべ対応件数が減少しています。

○課題：アンケート調査結果では、市が率先すべき課題として、地域における相談窓口の充実が求められており、地域の身近な相談窓口として CSW が果たすべき役割は大きいですが、住民の認知度が十分とは言えないため市の実施する広報はもちろんですが、CSW が各地域で実施する地域に密着した更なる広報活動も必要です。

○方向性：アンケート調査結果では、本市が率先して取り組むべき課題についての問いに対し、地域における相談窓口の充実（身近で気軽に相談できる、必要な支援につながる、ワンストップで解決できる相談窓口づくり、相談窓口間のネットワークづくりなど）が最も多く求められており、関係機関間の連携強化や相談員の資質向上など総合相談ネットワークの充実に取組んでいく必要があります。

基本目標 4 健康で活躍できる福祉のまちづくり

○評価：平成 30 年と比較すると、69 人減少しており目標は未達成です。

○分析：今回のアンケート調査結果を見るとボランティア活動に参加したことがない理由として、仕事や家事で忙しいからが最も多く、次に活動の内容や参加の方法が分からないと答えている人が多いです。また、市が率先すべき課題として福祉に関する情報提供や案内を求めている方は多く、公的なサービスだけでなくボランティアなどのインフォーマルなサービスの情報提供を行うことで、潜在的にボランティアに取り組んでみたいと考えている方が活動を始めるきっかけとなるような仕組みづくりが必要です。

○課題：ボランティア登録者数の減少

○方向性：ボランティア活動の内容や参加の方法について広報周知を行うなど、地域活動の担い手確保のための方策が必要です。また、地域活動を地域住民だけで実施するのではなく、企業や NPO、社会福祉法人等地域の多様な主体を活動に巻き込み持続可能なものとしていけるよう取組みを推進します。

○指標：アイ・あいロビー登録者数

平成 30 年	第 4 次計画目標値	令和 5 年現状値	達成状況
個人 86 人 団体 93 団体	個人 130 人 団体 100 団体	個人 88 人 団体 99 団体	未達成

○評価：平成 30 年と比較すると個人、団体の登録者数がともに上昇していますが目標は未達成です。

○分析：今回のアンケート調査結果を見るとボランティア活動に参加したことがない理由として、仕事や家事で忙しいからが最も多く、次に活動の内容や参加の方法が分からないと答えている人が多いです。また、市が率先すべき課題として福祉に関する情報提供や案内を求めている方が多く、公的なサービスだけでなくボランティアなどのインフォーマルなサービスの情報提供を行うことで、潜在的にボランティアに取組んでみたいと考えている方が活動を始めるきっかけとなるような仕組みづくりが必要です。

○課題：アイ・あいロビー登録者数の伸び悩み

○方向性：ボランティア活動の内容や参加の方法について広報周知を行うなど、地域活動の担い手確保のための方策が必要です。また、地域活動を地域住民だけでなく、企業や NPO、社会福祉法人等地域のあらゆる主体を活動に巻き込み持続可能なものとしていけるよう取組みを推進します。

○全体の評価

計画の基本目標の進捗を計る指標について、平成 30 年と比較すると令和 5 年の現状値が上昇している指標もありますが、全て未達成という状況です。

第 4 次計画の重点取組みであった『総合相談ネットワークの充実』について、地域における相談窓口の充実（身近で気軽に相談できる、必要な支援につながる、ワンストップで解決できる相談窓口づくり、相談窓口間のネットワークづくりなど）が求められており、包括的な支援体制の整備に向けて更なる資質向上、関係機関の連携、地域とのネットワークづくりが必要です。

また、『災害時の避難支援体制の整備』について、避難行動要支援者支援事業の周知はもちろんのこと、各地域の取組み状況を発信することで、地域の機運を高め、避難支援に協力してもよいと考えている人達を巻き込む、増やしていく方策が必要です。

『ボランティアや近所の助けあい活動の推進』については、町会自治会の加入率が減少傾向であり、加えて、校区社会福祉協議会ボランティア登録者の減少や民生委員・児童委員の担い手不足など地域活動の担い手の確保が課題となっており方策が必要です。また、地域住民だけで活動を実施するのではなく、各地域にある企業や社会福祉法人、NPO等多様な主体との連携を強め、共に地域づくりに取組む体制整備に取り組んでいく必要があります。

3. アンケート調査結果

住民の地域福祉に関する意識や意見、地域活動への参加状況などの実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

○アンケート調査の概要

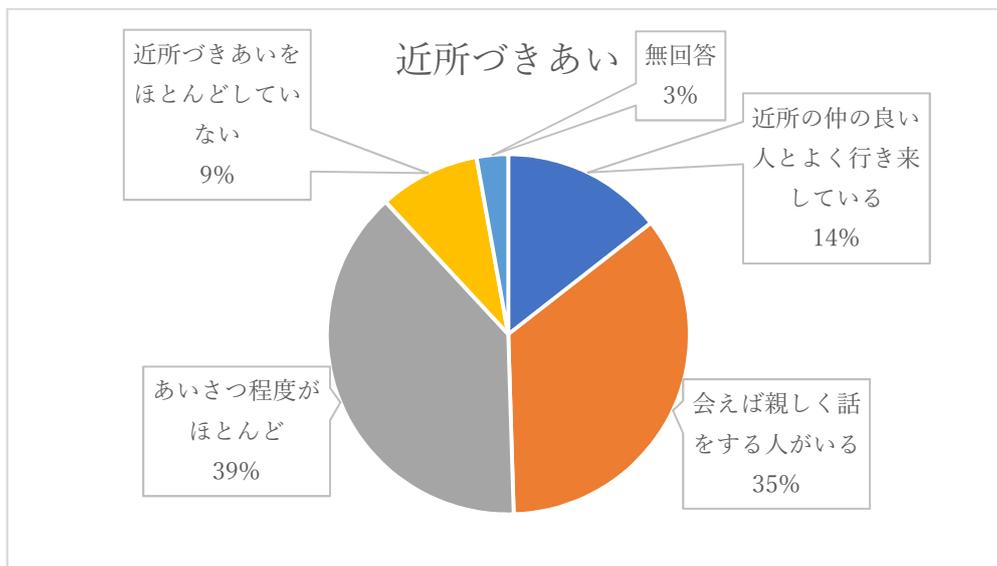
項目	内容
調査対象者	和泉市内在住の18歳以上3,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年9月22日～10月10日
回収結果	有効回収数：1,175人 回収率39.16%

(1) 地域との関わりや支えあいについて

○近所づきあいについて

住民の半数（49%）が、会えば親しく話をしたり、仲の良い人とよく行き来していると回答。あいさつ程度を加えると約9割の方が地域で顔の見える関係を持っています。

一方、9%の方が「近所づきあいをほとんどしていない」と回答。その理由として、「仕事などで家をあけることが多く、知り合う機会がない（39%）」、「近所づきあいはわずらわしいので避けている（21%）」となっています。



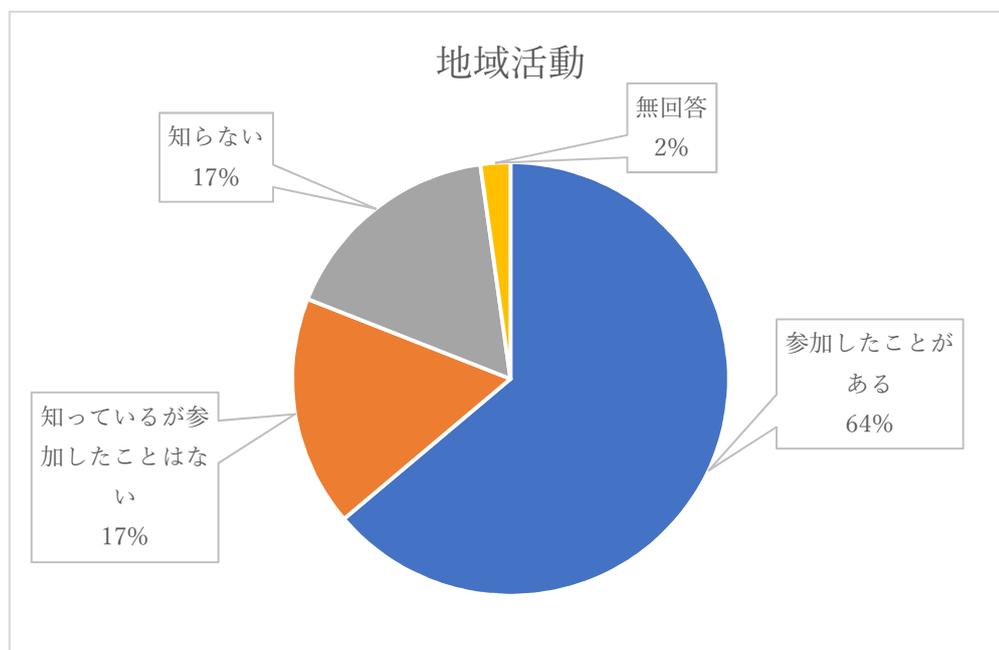
○近所づきあいをほとんどしない理由について（複数回答可）

回答内容	人数	割合
仕事などで家をあけることが多く、知りあう機会がない	67	39.0%
近所づきあいはわずらわしいので避けている	36	20.9%
近所づきあいはしたいが、つい消極的になってしまう	17	9.9%
近所づきあいはしたいが、仲間に入れてもらえない	0	0.0%
ふだん留守の家が多いなど、そもそも近所づきあいがほとんどないところである	52	30.2%

（単位：人）

○地域活動について

回答者の6割が地域の行事や地域活動に「参加したことがある」と回答。その内容は、「町会・自治会、老人クラブ、子ども会活動」が最も多く、次いで「盆踊りや運動会などのイベント」、「PTA 活動」への参加となります。一方、「みまもり声かけ訪問、配食サービス、サロン活動などの地域ボランティア活動」を挙げた人は少数でした。



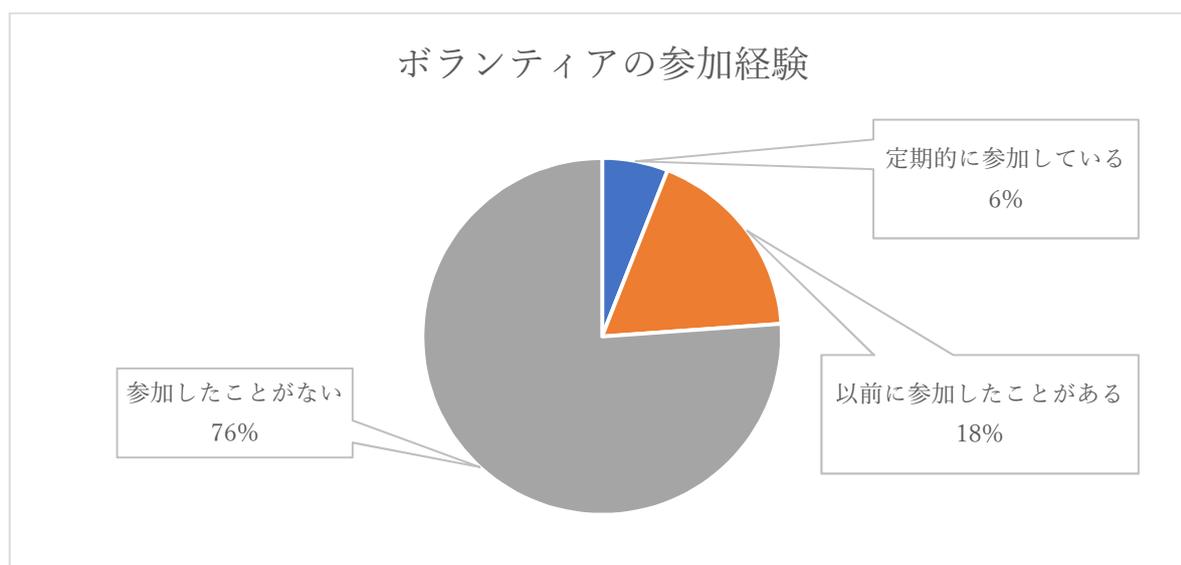
○どんな行事や地域活動に参加したことがあるか（複数回答可）

回答内容	回答数	割合
町会・自治会、老人クラブ、子ども会活動	593	41.2%
盆踊りや運動会などのイベント	369	25.6%
PTA 活動	241	16.7%
防災訓練や災害に関するイベント	152	10.6%
みまもり声かけ訪問、配食サービス、サロン活動などの地域ボランティア	45	3.1%
高齢者や障がい者の方を支援するボランティア活動	38	2.6%
その他	1	0.1%
無回答	1	0.1%

（単位：人）

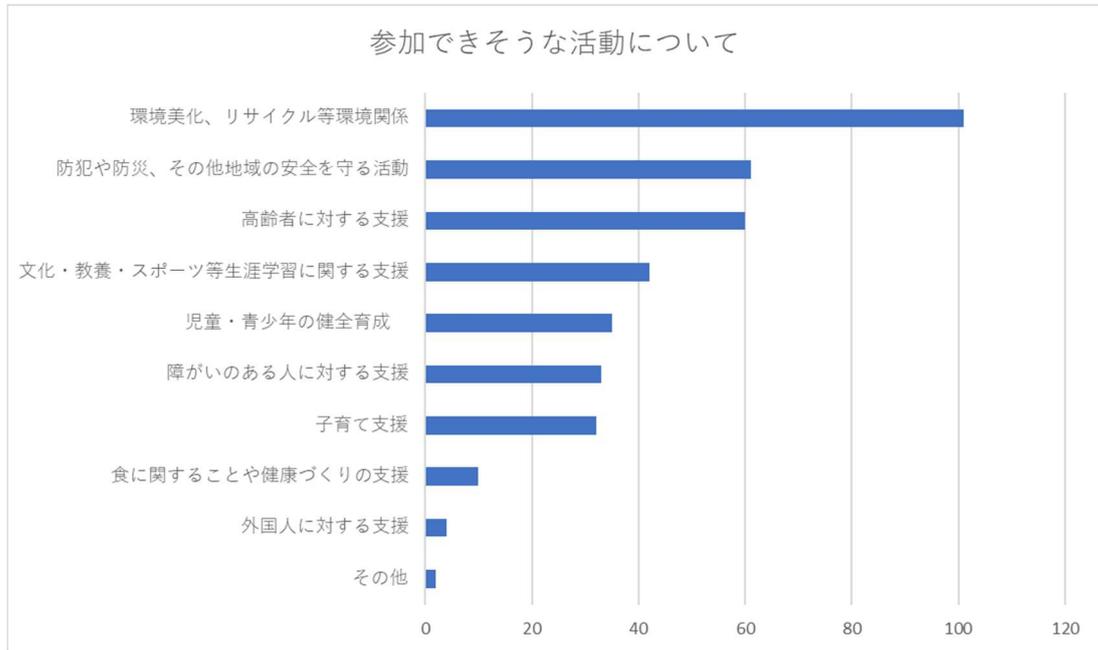
○ボランティア活動について

ボランティア活動や NPO 活動の参加経験をたずねたところ、76%が「参加したことがない」と回答。定期的に参加していると回答した方は6%でごく少数であることがわかります。



○参加できそうな活動について（関心がある活動）

環境美化やリサイクル等環境関係なら参加できそうだとした回答が最も多くなり、次いで防犯や防災、その他地域の安全を守る活動の順になりました。参加できそうな活動は、「高齢者への支援」、「文化・教養・スポーツ等の生涯学習」、「児童・青少年の健全育成」、「障がい者支援」、「子育て支援」など多岐にわたることもわかります。一方、「外国人への支援」は少なくなっています。



(単位：件)

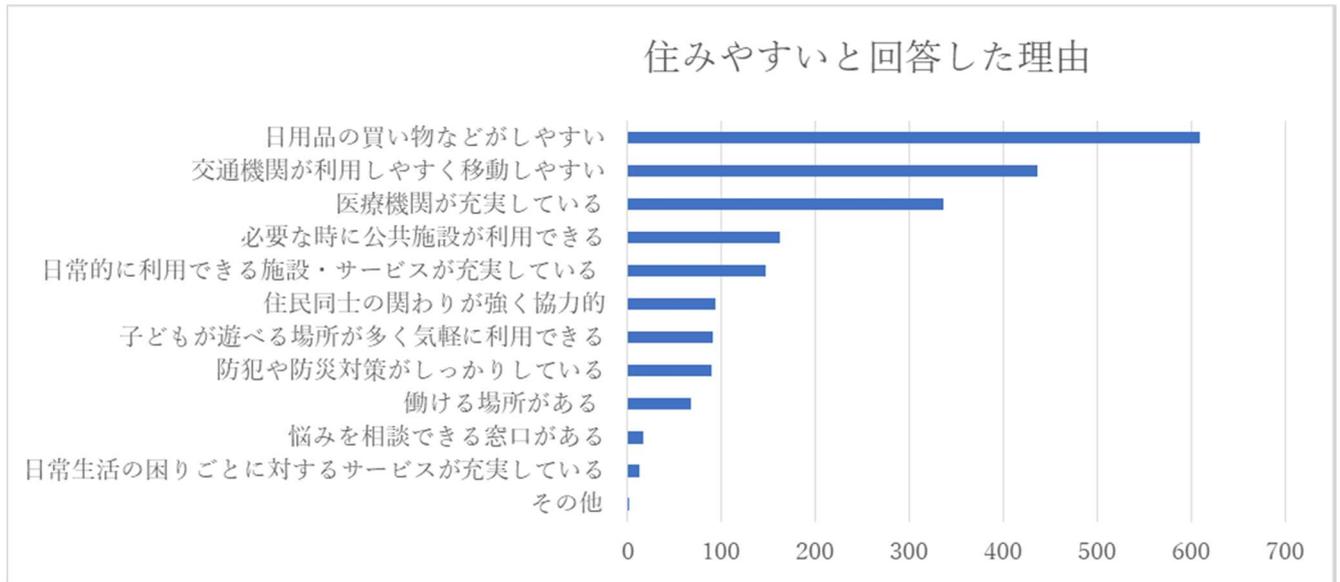
(2) 住みやすさについて

およそ、75%の方が和泉市は住みやすいと回答。その理由は、「日用品の買い物などがしやすい」、「交通機関が利用しやすく移動しやすい」、「医療機関が充実している」という点でした。一方、「住みにくい」基準も「買い物」、「移動」、「医療機関」が上位にあげられています。

●あなたのお住まいの地域は住みやすいですか。

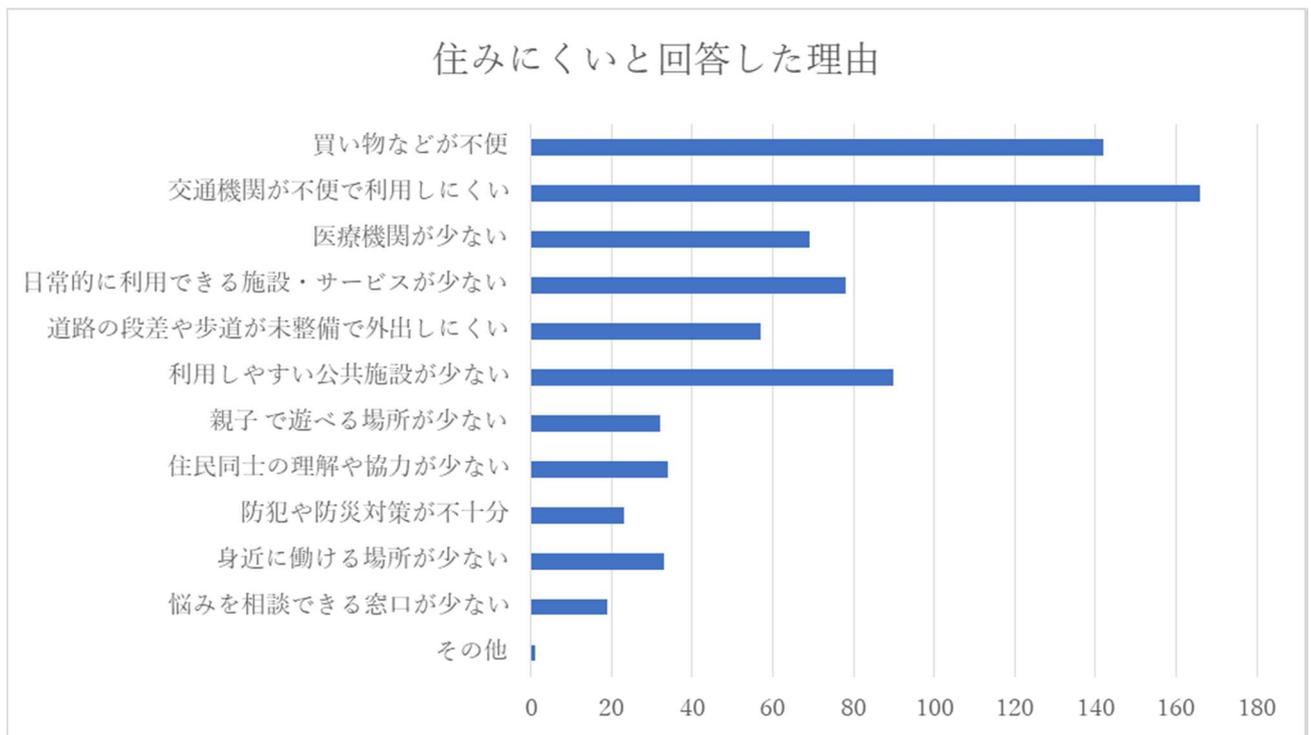
NO	回答内容	回答数	割合	合計
1	住みやすい	432 件	36.8%	74.9%
2	どちらかという住みやすい	448 件	38.1%	
3	どちらかという住みにくい	189 件	16.1%	18.6%
4	住みにくい	29 件	2.5%	
5	わからない	41 件	3.5%	6.5%
6	無回答	36 件	3.0%	

○住みやすいと答えた理由（複数回答可）



(単位：件)

○住みにくいと答えた理由（複数回答可）



(単位：件)

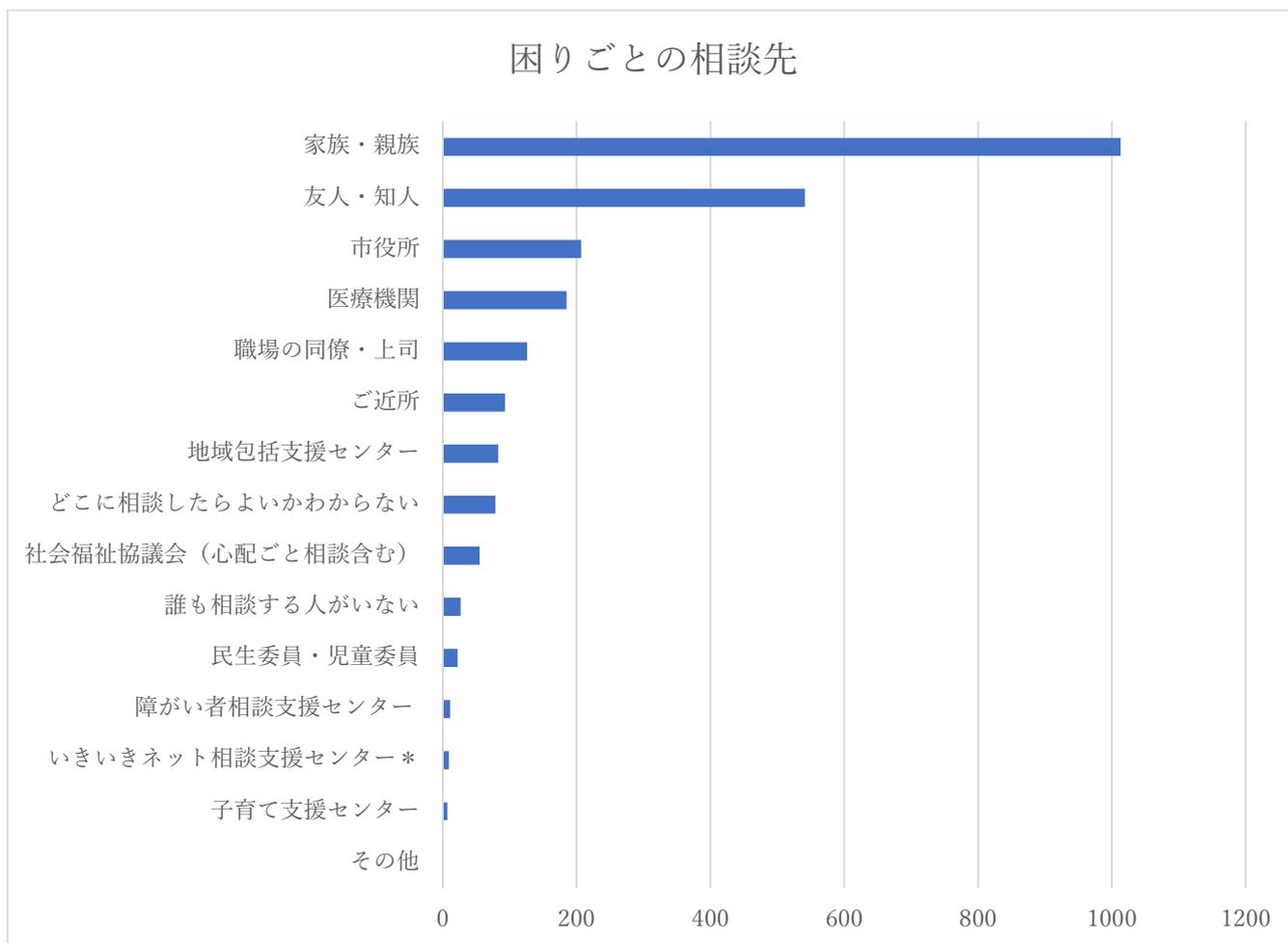
(3) 不安や相談について

悩みや不安の相談先について、「家族・親族」が最も多く、次いで「友人・知人」、「市役所」や「医療機関」となっています。

また、和泉市が率先すべき課題という問いに対し、「地域における相談窓口の充実（身近で気軽に相談できる、必要な支援につながる、ワンストップで解決できる相談窓口づくり）」を望む意見が多くなりました。

なお、「どこに相談したらよいかわからない」、「誰も相談する人がいない」と回答している方もおられます。

○あなたが自身が困ったときに誰に相談しますか（複数回答可）



(単位：件)

*いきいきネット相談支援センターとは、市から委託を受けた相談機関です。CSW（コミュニティ・ソーシャルワーカー）が窓口となり相談をお伺いします。

(4) 災害時について

避難行動要支援者支援事業の認知度について、「事業内容を知らない」が77%で、「事業内容を知っている」23%を大幅に上回っています。

また、災害に対する備えが日常からできていると答えた方はおよそ1割と少ないことがわかります。

○避難行動要支援者支援事業の認知度



○災害に対する備え

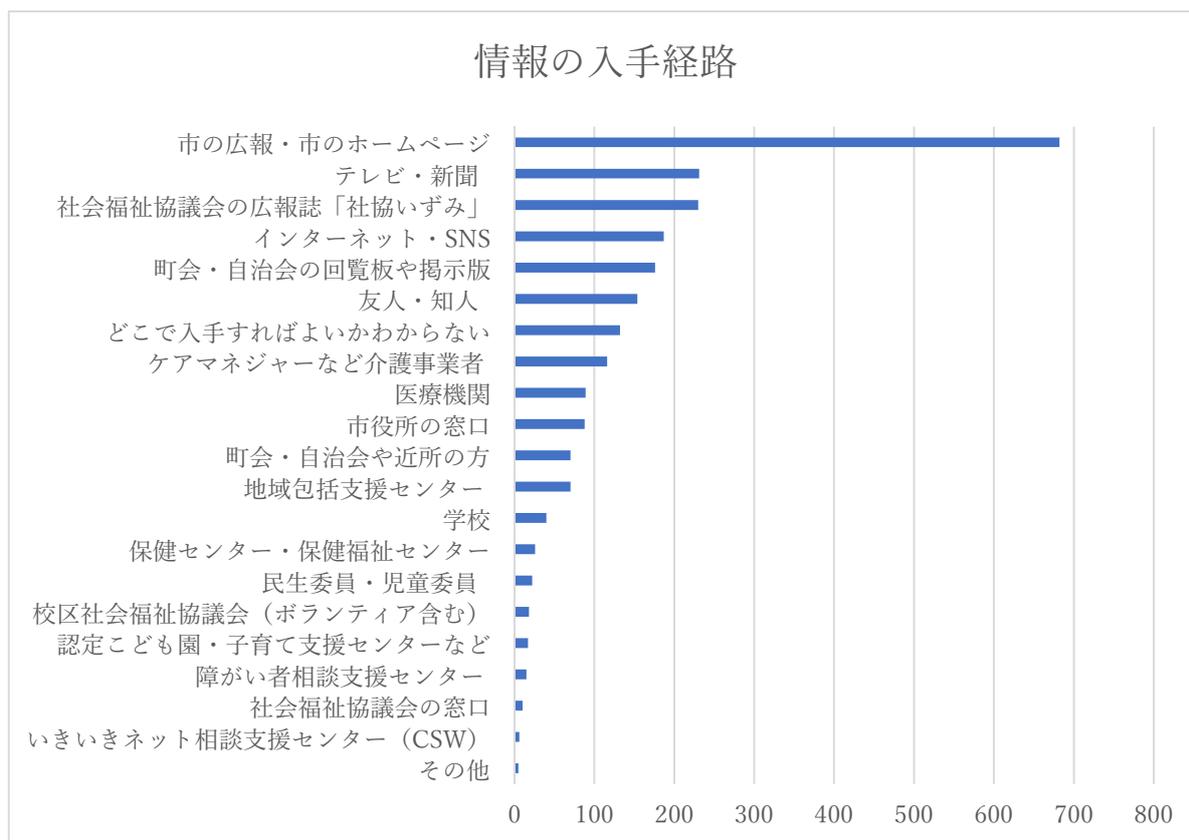
あなたやあなたの家族は災害時の備え（水や食糧の確保、家具転倒防止、避難場所の確認など）ができていますか。

回答内容	人数	割合	
できている	127	11.1%	
一部できている	732	64.6%	88.9%
できていない	275	24.3%	

(5) 福祉サービスの情報の入手について

「市の広報・ホームページ（682件）」から入手しているが最も多く、次いで「テレビ・新聞（231件）」「社会福祉協議会の広報紙（230件）」、「インターネット・SNS（187件）」、「町会・自治会の回覧板や掲示板（176件）」という順になります。情報の入手経路には市の広報とその他情報では大きな差があることがわかります。

また、「どこで入手すればよいかわからない」という回答も132件（5%）あります。



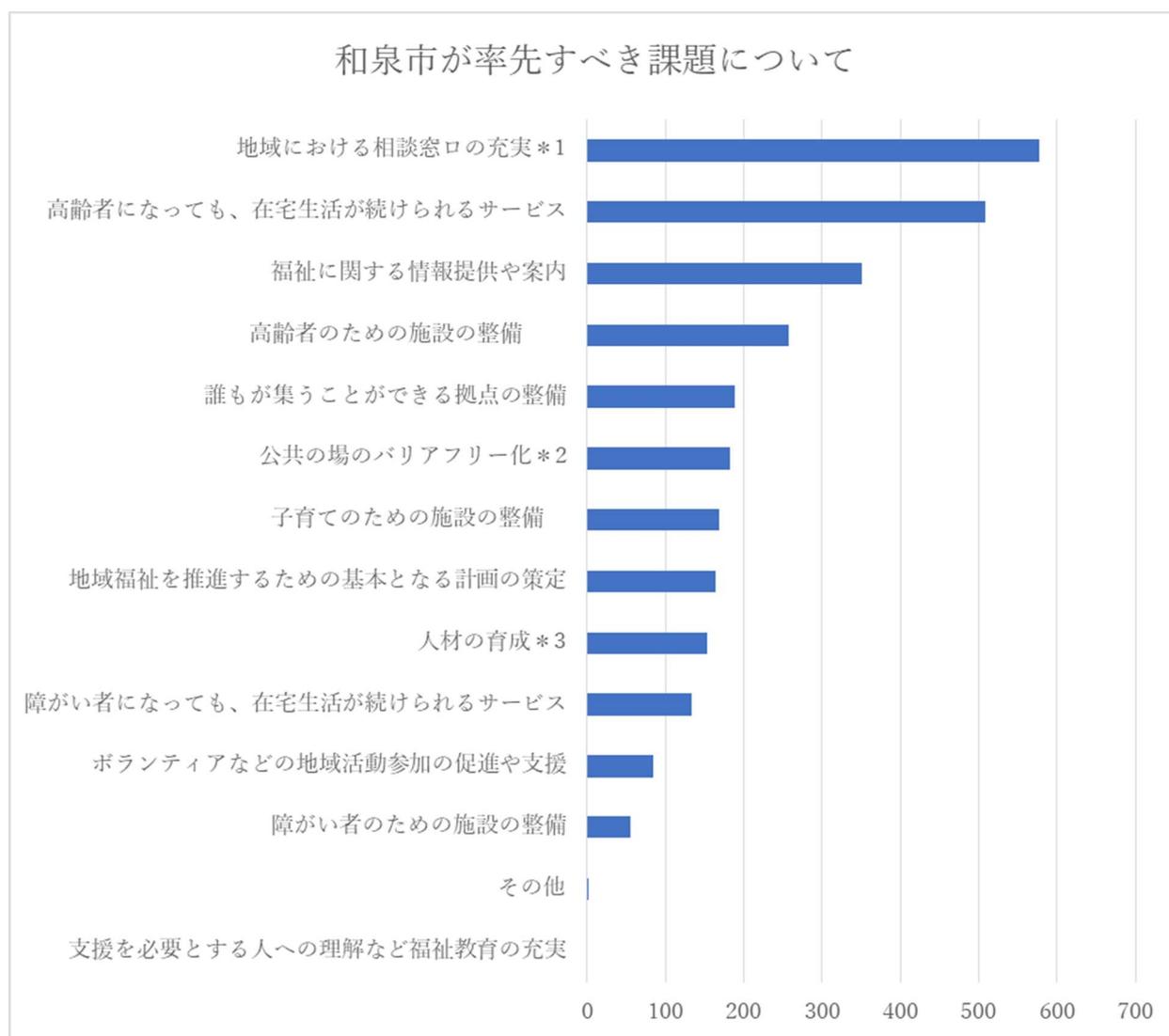
（単位：件）

(6) 和泉市が率先すべき課題について

地域における相談窓口の充実（身近で気軽に相談できる、必要な支援につながる、ワンストップで解決できる相談窓口づくり、相談窓口間のネットワークづくりなど）が1番となりました。次いで、高齢者になっても、在宅生活が続けられるサービス、福祉に関する情報提供や案内への期待が高いことがわかります。

施設や設備といったハード面の充実よりも相談や情報提供といったソフト面を課題とする意見が多くなりました。

○和泉市が率先すべき課題について



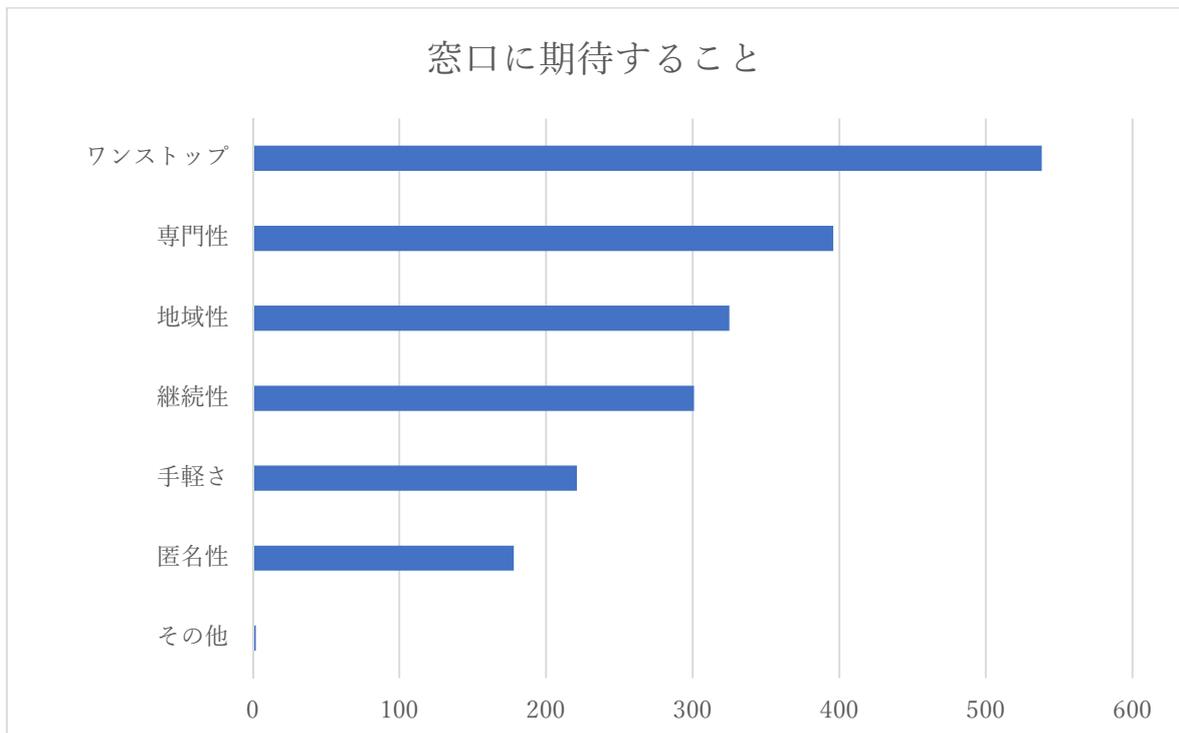
(単位：件)

* 1：身近で気軽に相談できる、必要な支援につながる、ワンストップで解決できる相談窓口づくり、相談窓口間のネットワークづくりなど

* 2：段差をなくす、スロープの設置、点字ブロックの整備、エレベーターの設置など

* 3：地域における保健や福祉に関する活動の中心となる人材の育成

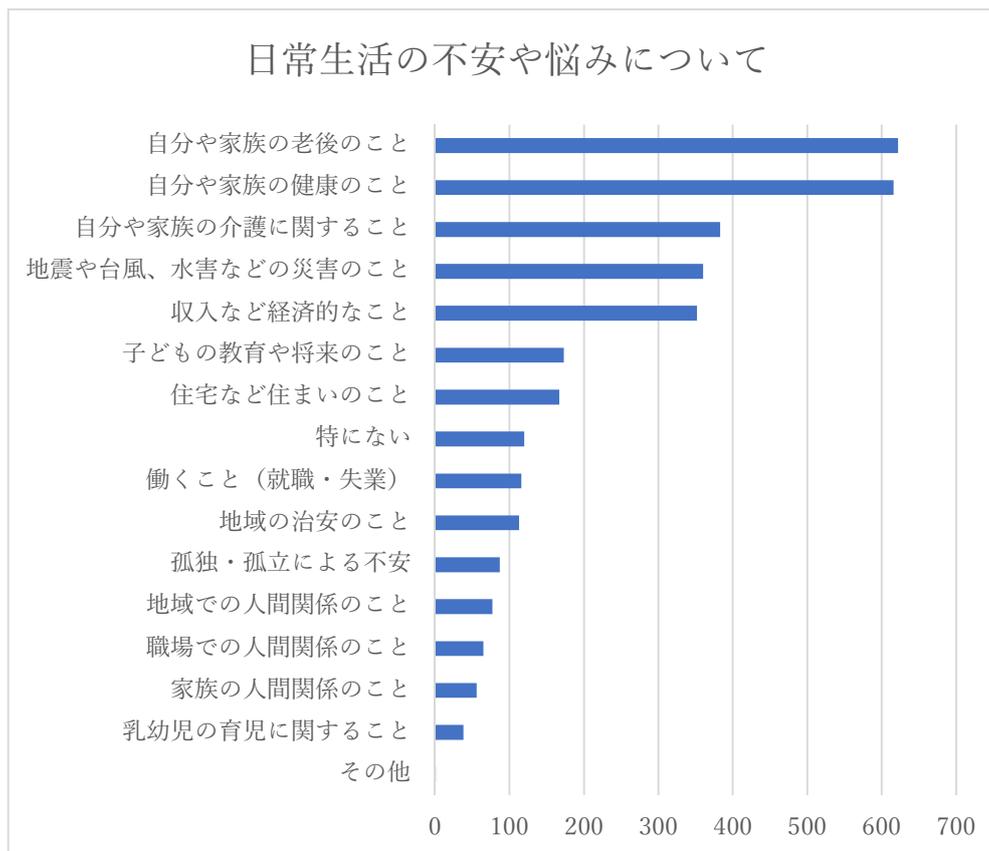
○窓口に期待すること



(単位：件)

(7) 日常生活の不安や悩みについて

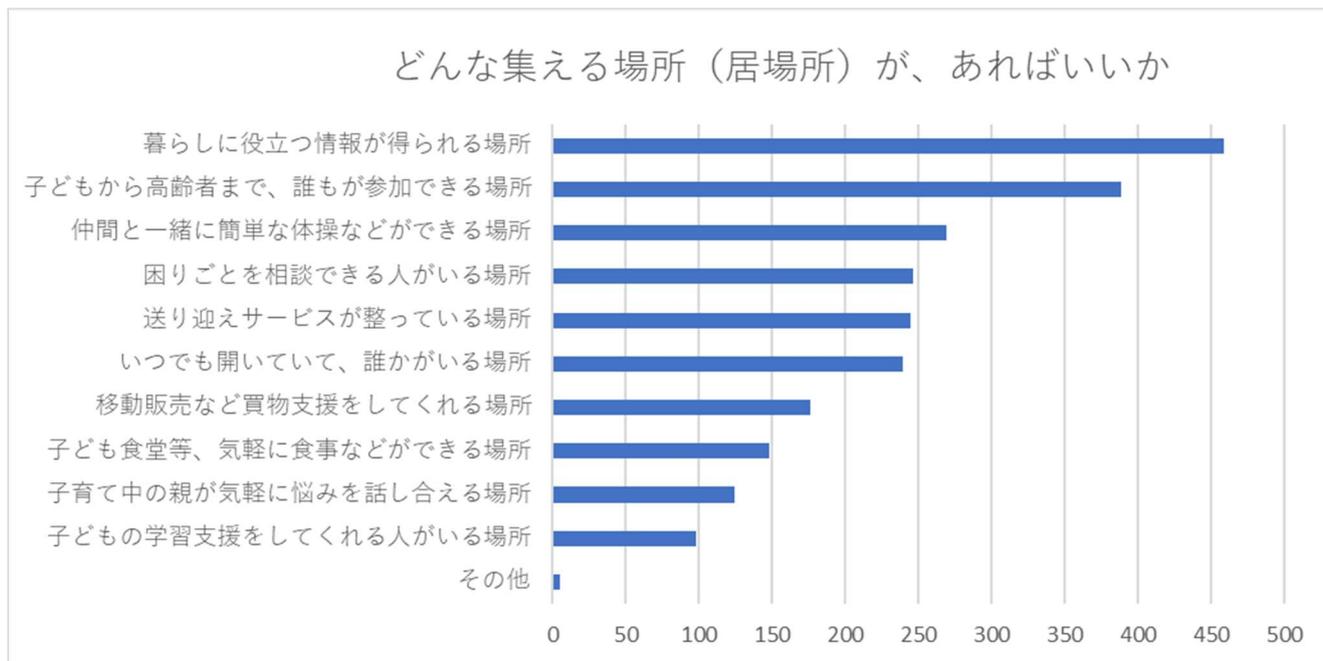
自分や家族の老後、健康、介護に対する不安をあげる方が最も多く、次いで災害、経済的な不安と続きます。次に、「子どもの教育や将来のこと」、「住宅など住まいのこと」「特にない」「働くこと（就業・失業）」「地域の治安のこと」「(地域・職場・家族の) 人間関係のこと」、「孤独・孤立による不安」「乳幼児の育児に関すること」という順になります。



(単位：件)

(8) どんな居場所があればよいか

「暮らしに役立つ情報が得られる場所」が最も多くなりました。また、子どもの居場所に対する関心が高く、「子ども食堂」や「子育て中の親が気軽に悩みを話し合える場所」、「子どもの学習支援」を足し合わせると370件と2番目に多くなります。



(単位：件)

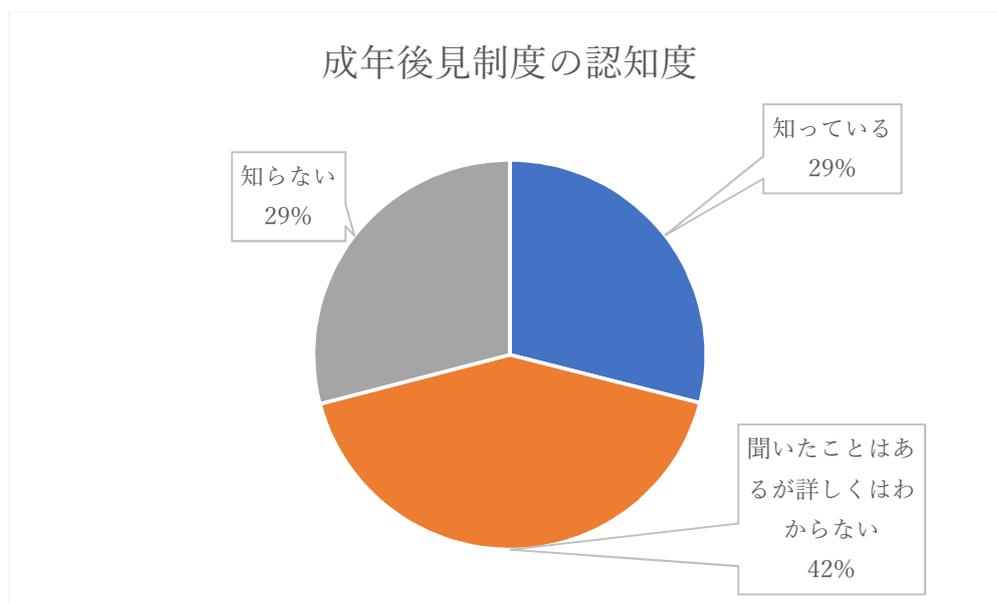
回答内容	回答数	小計
子ども食堂等、気軽に食事などができる場所	148	370
子育て中の親が気軽に悩みを話し合える場所	124	
子どもの学習支援をしてくれる人がいる場所	98	
暮らしに役立つ情報が得られる場所		459

(9) 成年後見制度の認知度等について

今回、成年後見利用促進基本計画を策定することから、成年後見制度の認知度等について質問をしました。その結果、「制度自体を知っている（29%）」、「聞いたことがある（42%）」を合わせて約7割の方が制度のことを知っているまたは、聞いたことがあると回答しています。一方、制度を知っていると回答した方に、利用意向について聞いたところ、7割が「わからない」としています。「利用したくない」と回答した理由として「制度や仕組みがよくわからないため」と半数以上が回答しています。

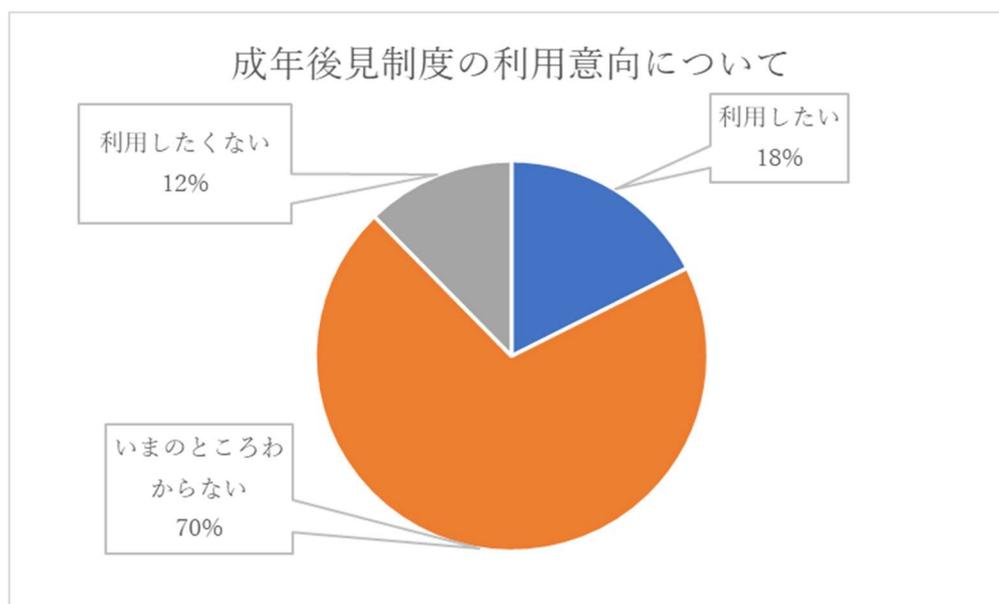
①成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度は、「聞いたことはあるが詳しくはわからない」が42%と最も高く、次いで、「知っている」と「知らない」がともに29%と拮抗しています。約7割の市民が成年後見制度について、詳しく知らない状況です。



②成年後見制度の利用意向

本人または親族等の判断能力が不十分となった場合の成年後見制度の利用意向は、「いまのところわからない」が70%、次いで「利用したい」が18%、「利用したくない」が12%となっています。



③成年後見制度を利用したくない理由

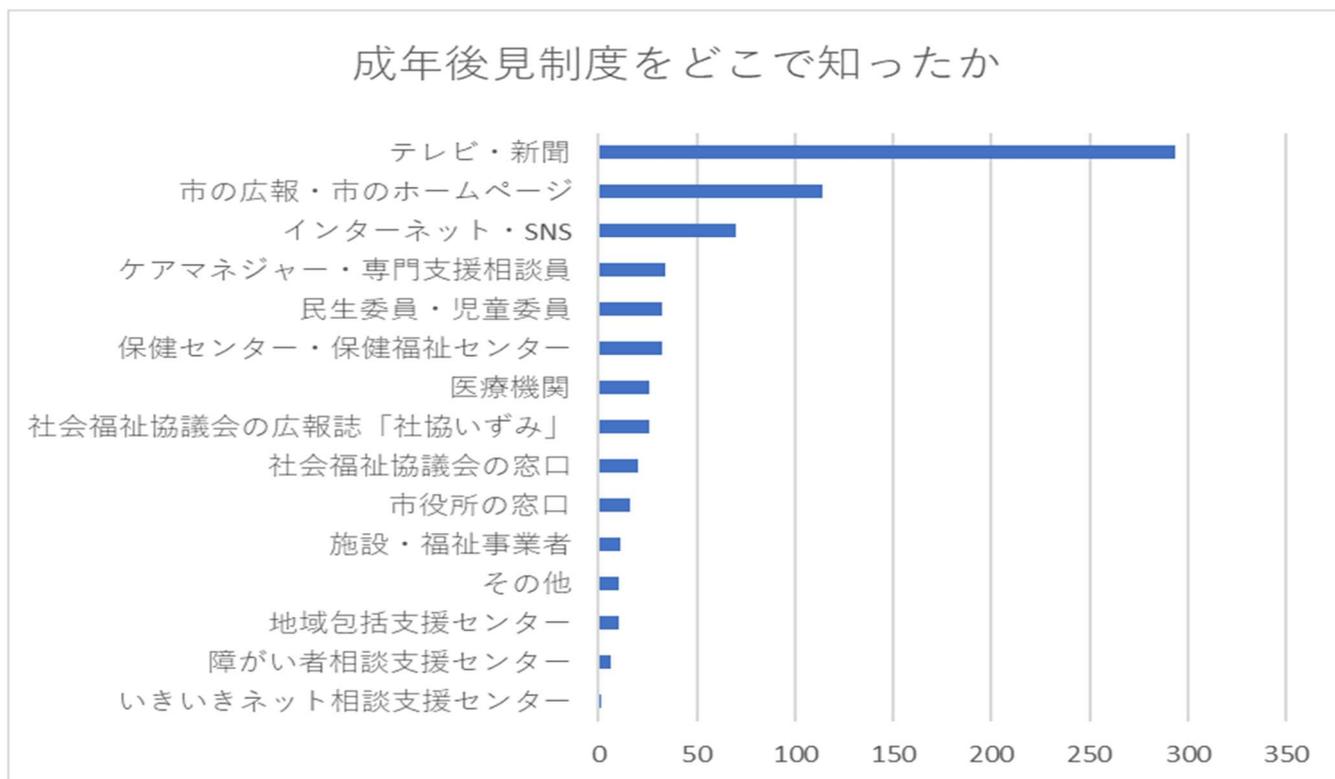
②で、利用したくないと答えた方の理由については、「制度や仕組みがよくわからないから」と答えた方が52%と最も多く、次いで「他人に財産などプライベートを知られたくないから」が24%、「費用がかかるから」が16%となっています。「家族との関係が悪くなりそうだから」と答えた方も6%ありました。

利用したくない理由	回答数	割合
制度や仕組みがよくわからないから	310	52.4%
他人に財産などプライベートを知られたくないから	140	23.7%
費用がかかるから	94	15.9%
家族との関係が悪くなりそうだから	37	6.3%
その他	10	1.7%
合計	591	100%

(単位：件)

④成年後見制度の情報入手経路

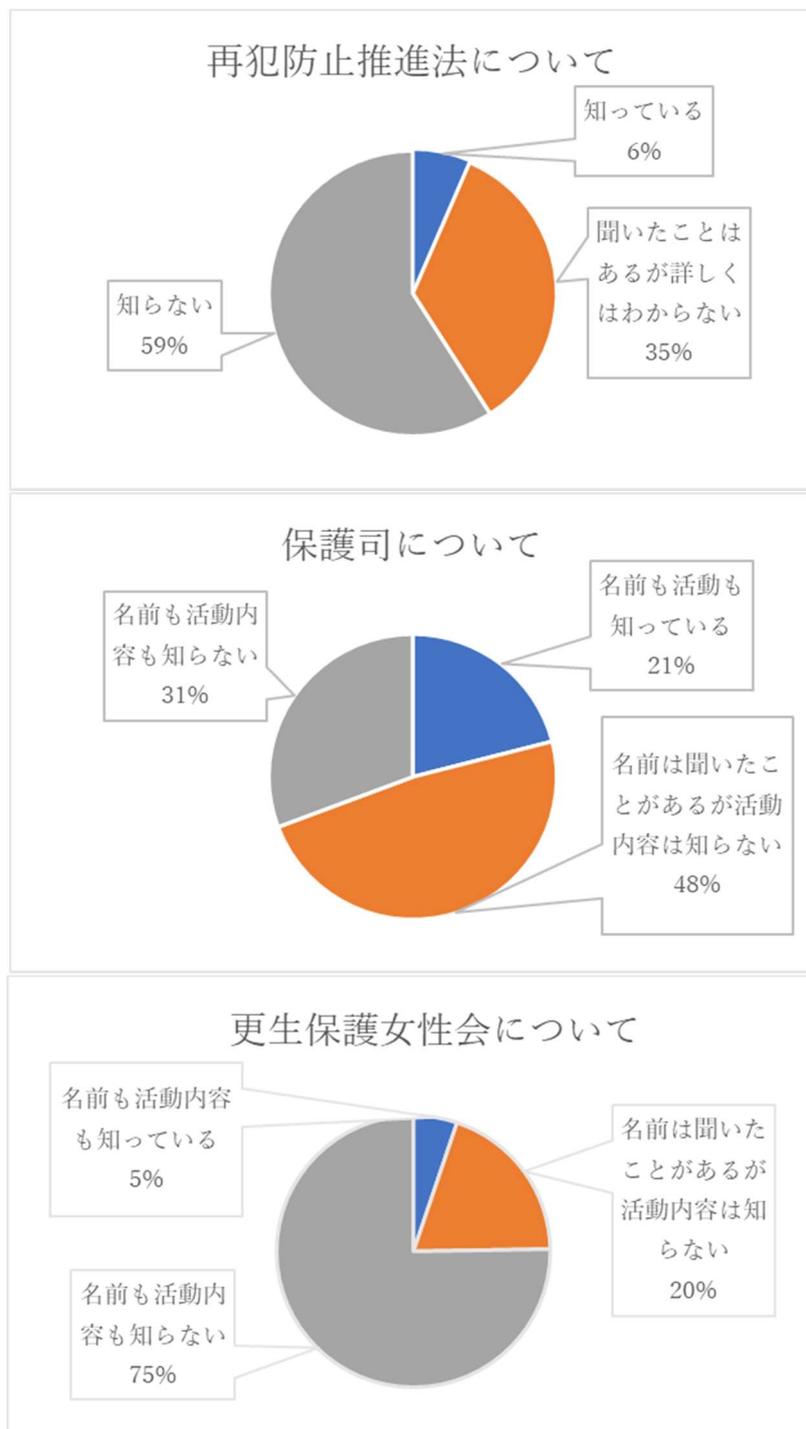
①で「成年後見制度を知っている」と答えた方が、制度をどこで知ったかをたずねたところ、「テレビ・新聞」と答えた方が最も多く、次いで「市の広報・市のホームページ」、「インターネット・SNS」の順になっています。



(単位：件)

(10) 再犯の防止等の推進に関する法律の認知度等について

今回、再犯防止推進計画を策定することから、関係する法律等の認知度等について質問をしました。その結果、「知っている（6%）」、「聞いたことはあるが詳しくはわからない（35%）」を合わせて、約4割の方が法律のことを知っている、または、聞いたことがあると回答しています。また、保護司の名前も活動も知っていると答えた人は21%、更生保護女性会の名前も活動も知っていると答えた人は5%となっています。



4. 市社協アンケート調査結果

地域住民の地域福祉やボランティア活動等に関する意識や意見を把握し、計画策定の基礎資料とするため、一般住民と子どもを対象とする2種類のふくし（ふだんのくらしのしあわせ）アンケート調査を行いました。回答数の偏りはありましたが、アンケート調査2種類共に全ての小学校区の方からの協力をいただきました。

○アンケート調査の概要

項目	内容	
調査対象者	一般住民対象 (市内在住/在勤)	子ども対象 (市内の小学5年生/中学2年生)
抽出方法	市内各所にポスターの掲示やチラシを配布、イベント会場等での紙媒体での回答の呼びかけ	小学校長会及び中学校長会にて協力の呼びかけ
調査方法	Google フォームを活用した電子媒体と紙媒体の2種類	Google フォームを活用した電子媒体
調査期間	令和5年5月1日～6月30日	令和5年6月26日～7月21日
回収結果	1,520通	1,781通(小学5年生644通・中学2年生1,137通)回収率55%

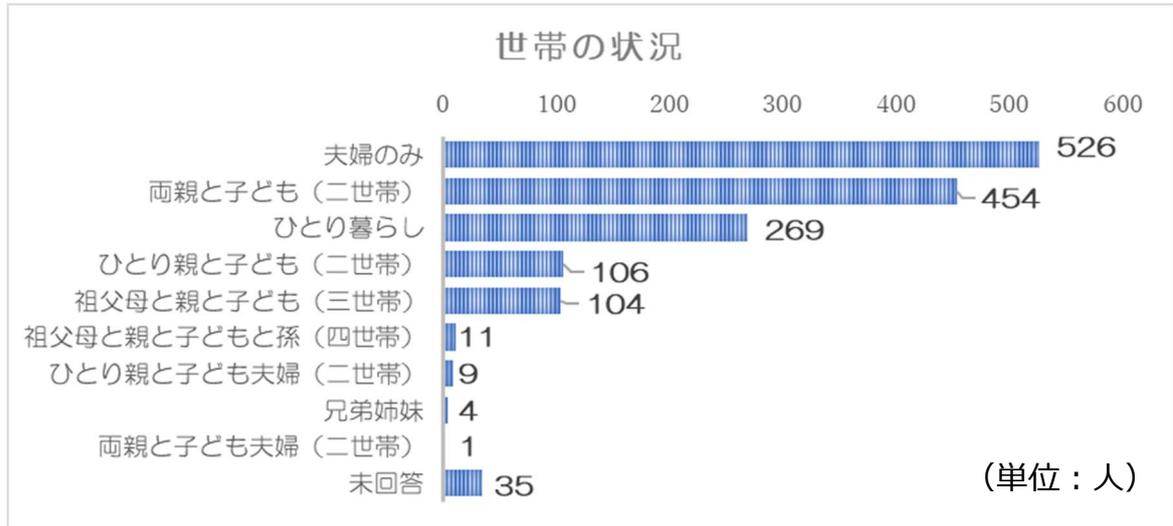
【協力いただいた団体】

校区社会福祉協議会・町会連合会・民生委員児童委員協議会・老人クラブ連合会・保護司会・障がい者家族会・視覚障がい者団体・ふたば幼児教室・エンゼルハウス・小学校・中学校等

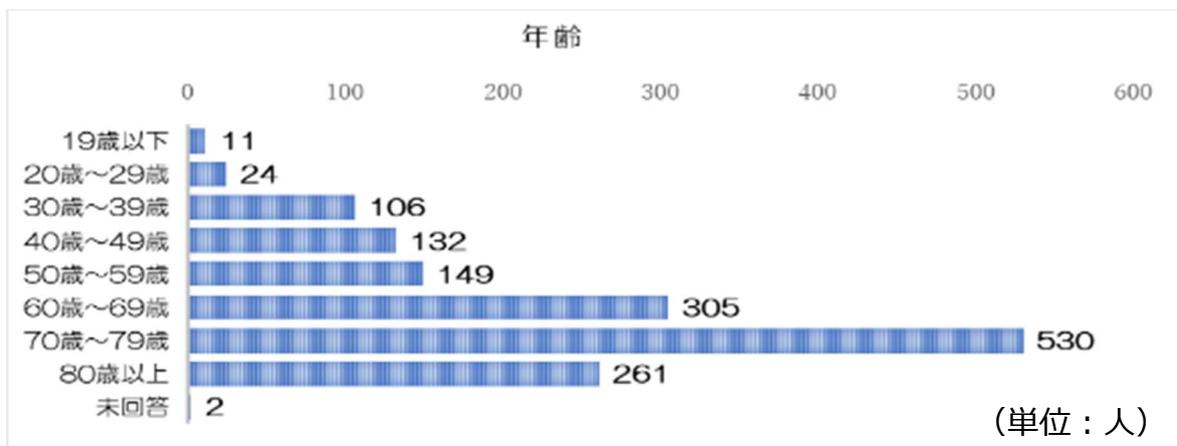
(1) 一般住民対象ふくし（市内在住/在勤）アンケート集計結果

世帯、同居している家族、年齢などすべてに関して幅広い層の方から回答いただけています。

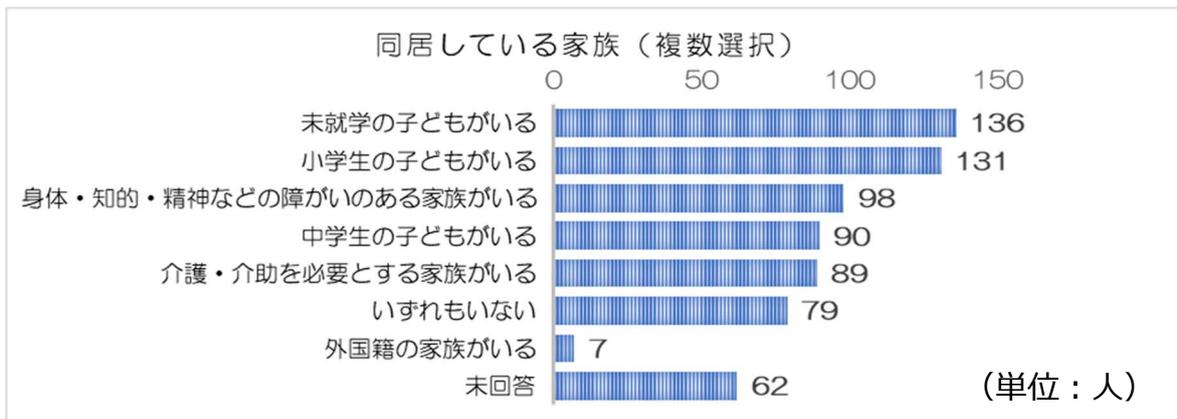
・回答者の世帯の状況



・回答者の年齢



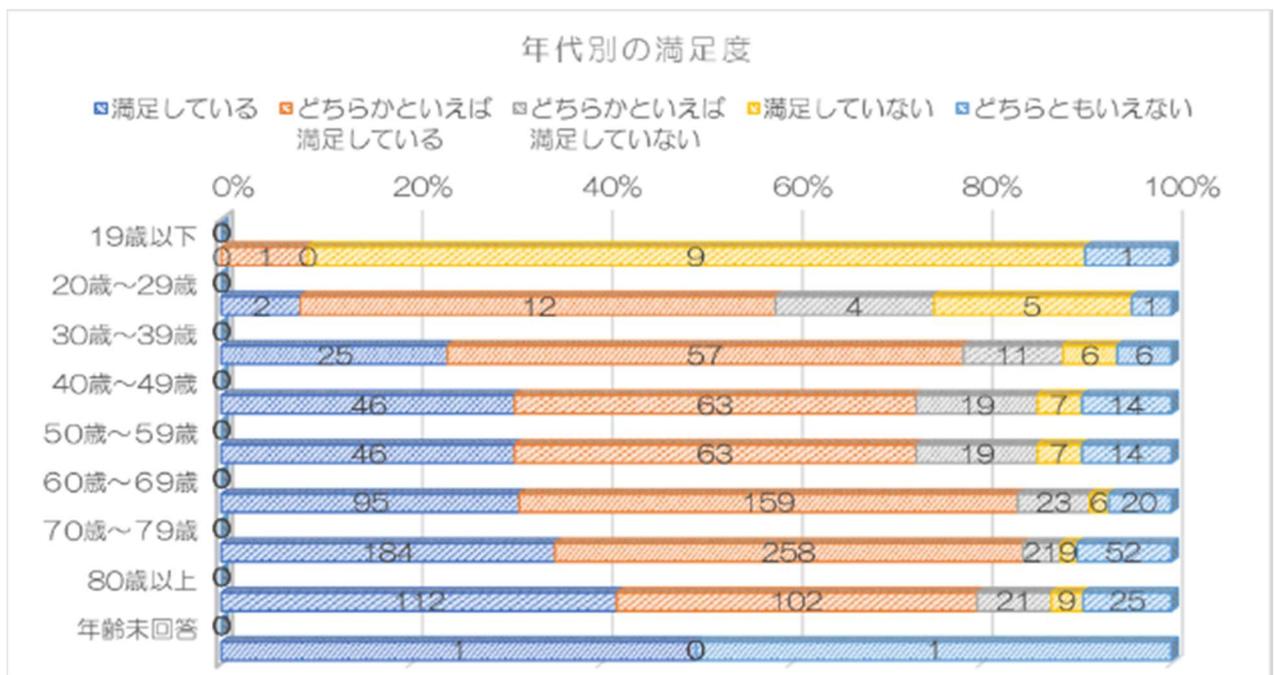
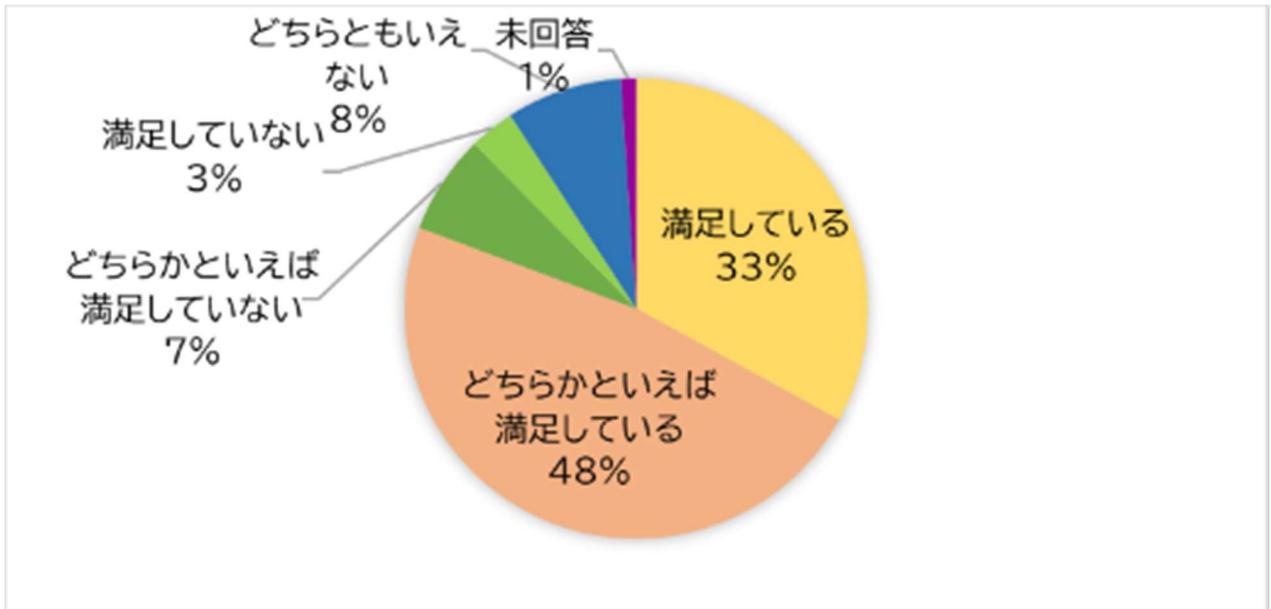
・回答者の同居している家族（複数選択）



○生活の満足度について

回答者の半数（48%）が『どちらかといえば満足している』と回答。次いで『満足している』という順になります。

また、年齢別の満足度を示すグラフでは年齢が高くなるほど満足度が高い結果となっています。

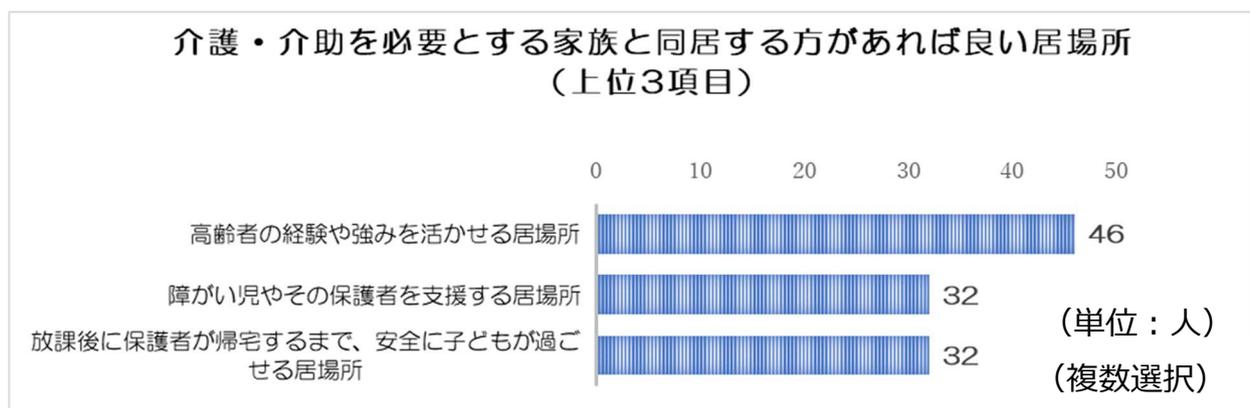
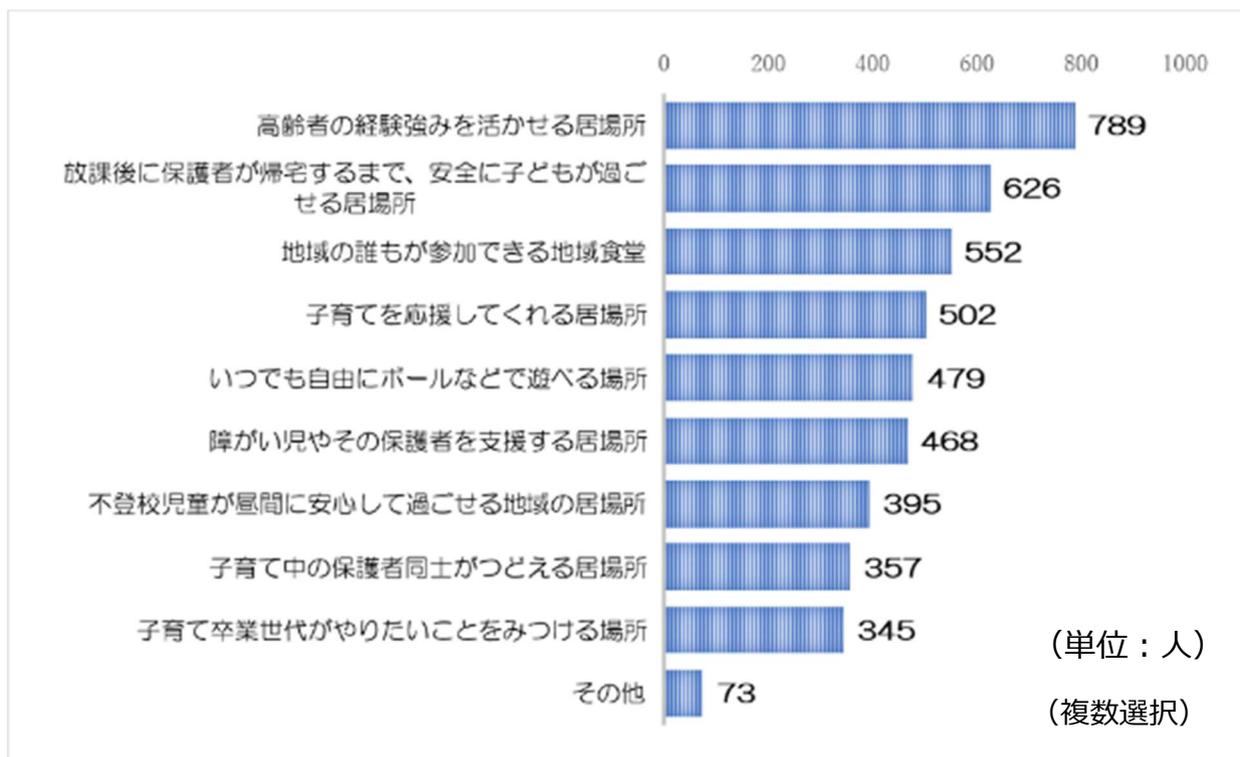


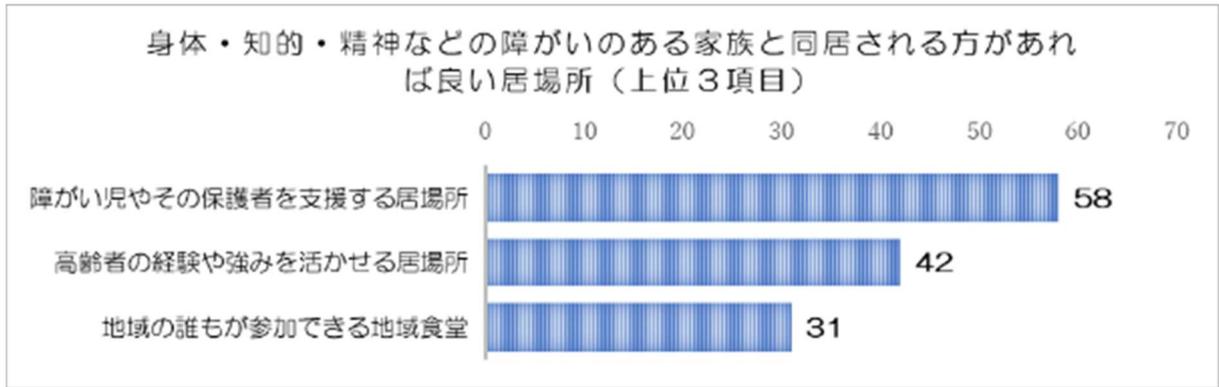
(単位：人)

○どんな居場所があればよいか

「高齢者の経験や強みを活かせる居場所」が最も多く、次いで「放課後に保護者が帰宅するまで、安全に子どもが過ごせる居場所」「地域の誰もが参加できる地域食堂」「子育てを応援してくれる居場所」と続きます。少数意見ではありますが、その他の意見としては、「高齢の男性がつどえる場所」「生活上の困りごとを気軽に相談できる場所」「外国人同士が交流できる場所」などがあります。

また、介護・介助を必要とする家族と同居する方の回答上位3項目は、「高齢者の経験や強みを活かせる居場所」「障がい児やその保護者を支援する居場所」「放課後に保護者が帰宅するまで、安全に子どもが過ごせる居場所」の順です。次に、身体・知的・精神などに障がいのある家族と同居する方の回答上位3項目は「障がい児やその保護者を支援する居場所」「高齢者の経験や強みを活かせる居場所」「地域の誰もが参加できる地域食堂」の順です。

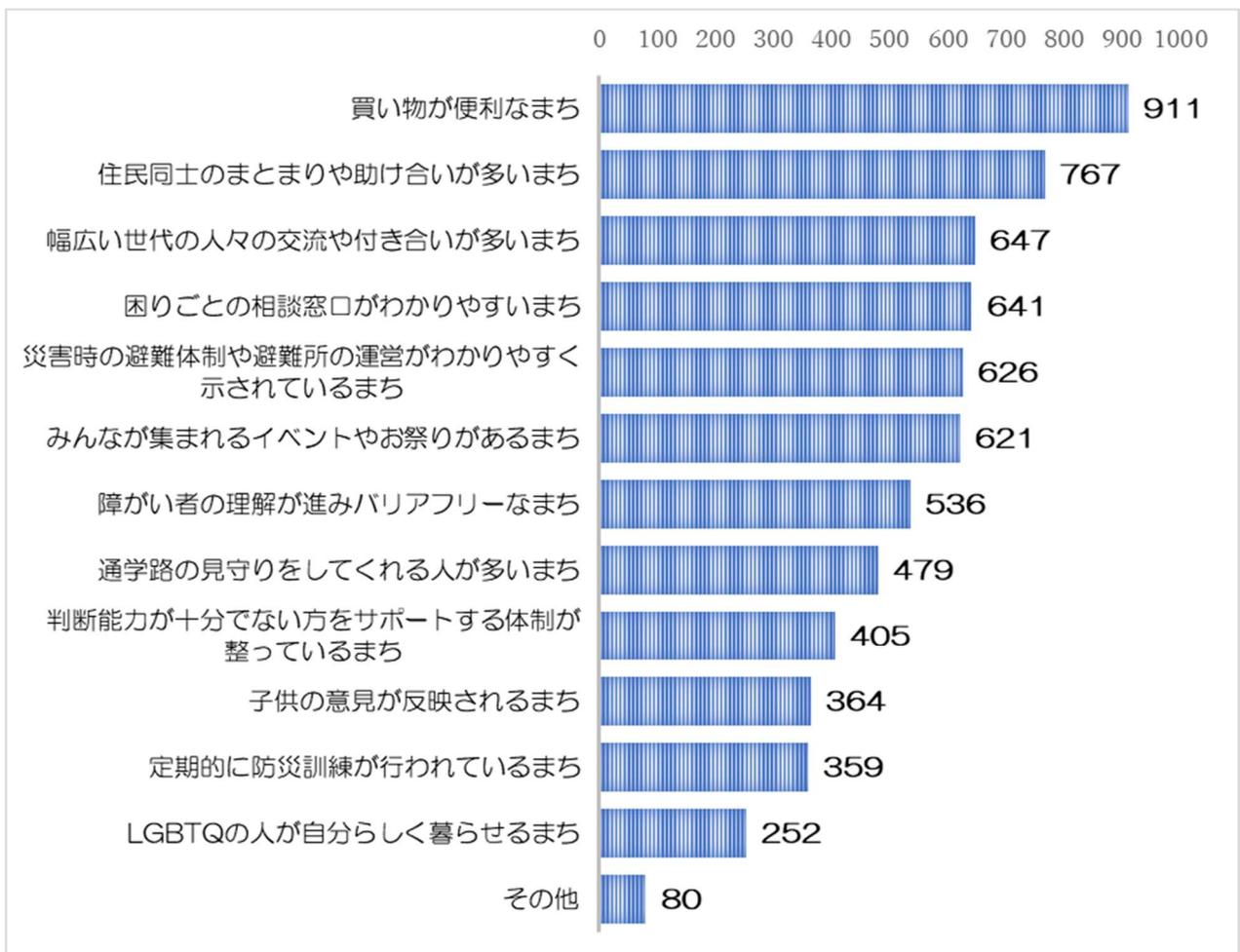




(単位：人)

○どんなまちだと良いか

「買い物が便利なまち」が最も多く、次いで「住民同士のまとまりや助けあいが多いまち」「幅広い世代の人々の交流や付き合いが多いまち」「困りごとの相談窓口がわかりやすいまち」「災害時の避難体制や避難所の運営がわかりやすく示されるまち」の順です。

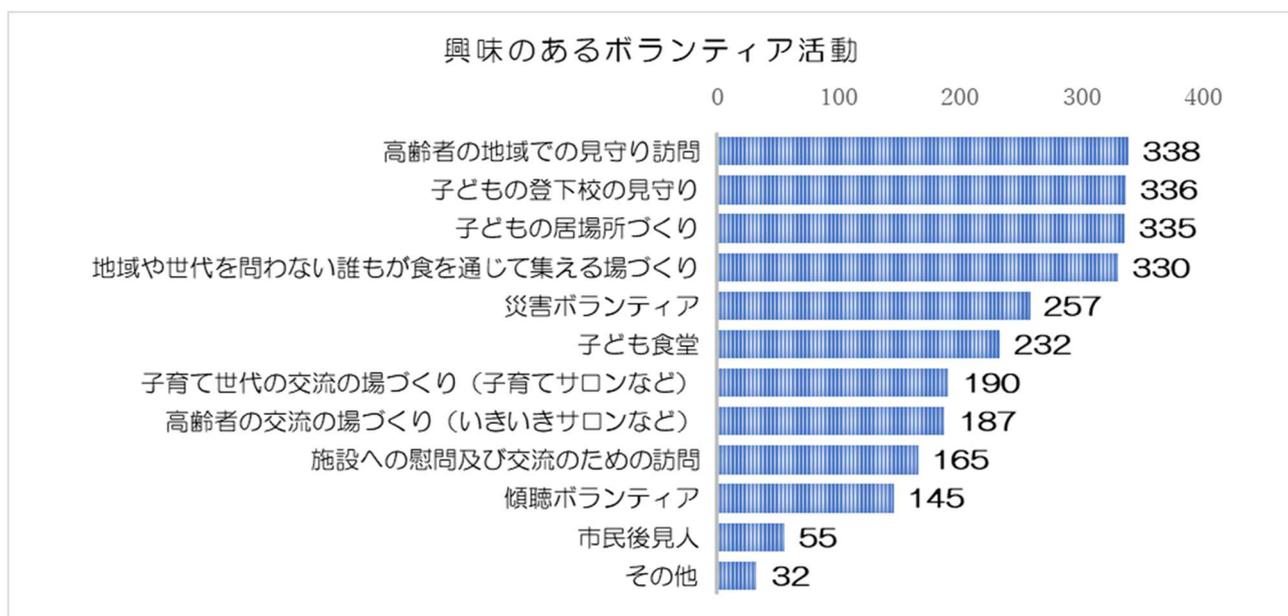


(単位：人)

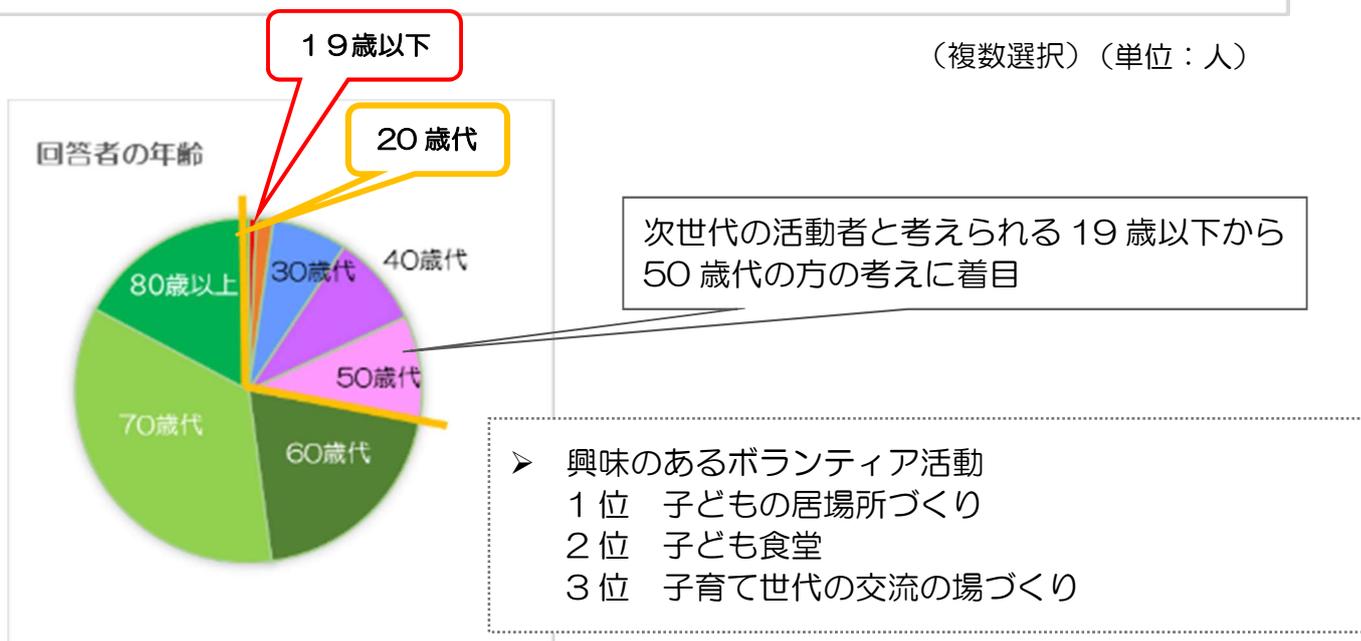
○興味のあるボランティア活動について

「高齢者の地域での見守り訪問」「子どもの登下校の見守り」「子どもの居場所づくり」「地域や世代を問わない誰もが食を通じて集える場づくり」の4項目が僅差で上位の回答です。次に、「災害ボランティア」と続きます。

また、次世代の担い手として19歳以下から50歳代の意見に着目すると、「子どもの居場所づくり」「子ども食堂」「子育て世代の交流の場づくり」が上位となります。その他の意見としては「地域のクラブ活動の指導者」「学校が苦手な子どもへの支援活動」「外国人を孤立させない活動」「子どもや不登校の子の学習支援」「障がい者の活動支援」等、子どもにまつわるボランティア活動や外国人や障がい者への支援活動などにも関心がうかがえます。

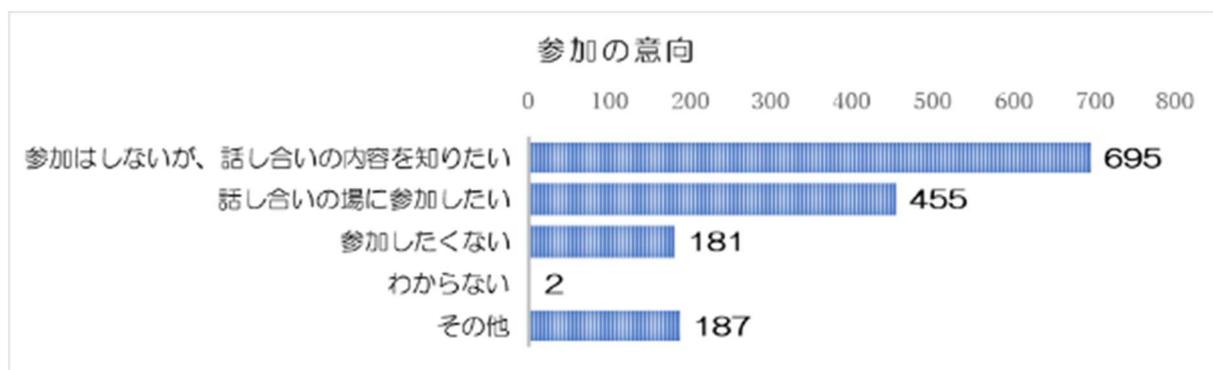


(複数選択) (単位:人)



○地域を良くする話しあいや活動への参加について

最も多かったのは、「参加はしないが、話し合いの内容を知りたい」次に「話し合いの場に参加したい」の順で、話しあいや活動の情報発信が地域活動者を増やす糸口になることがわかります。

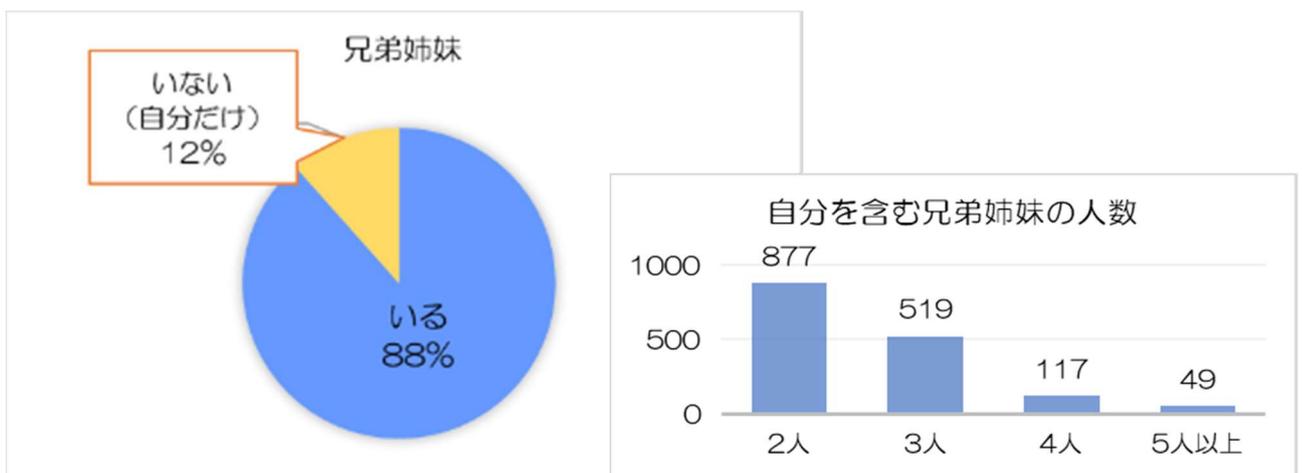


(単位：人)

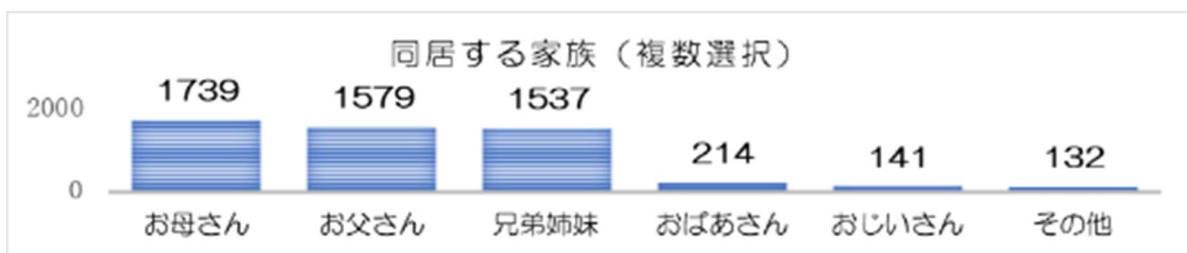
子ども対象ふくし（市内の小学5年生/中学2年生）アンケート調査結果

○同居する家族の状況

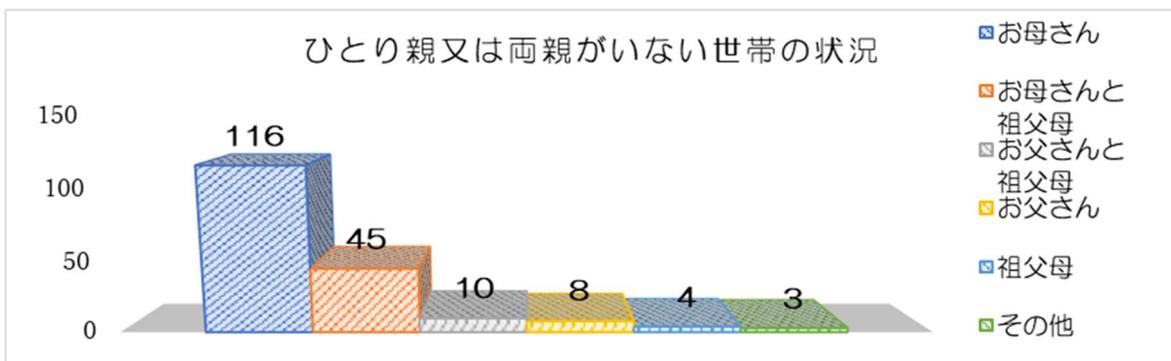
兄弟姉妹がいる子どもは約9割（88%）、自分を含めた兄弟姉妹の人数は2人が最も多く、次いで3人です。また、同居する家族については、「お母さん」「お父さん」「兄弟姉妹」と続き、「おばあさん」や「おじいさん」との同居が極めて少ないです。次に、ひとり親又は両親がいない世帯のおとなの構成では、「お母さん」が単独で子どもを養育している割合が高いです。



(単位：人)



(単位：人)

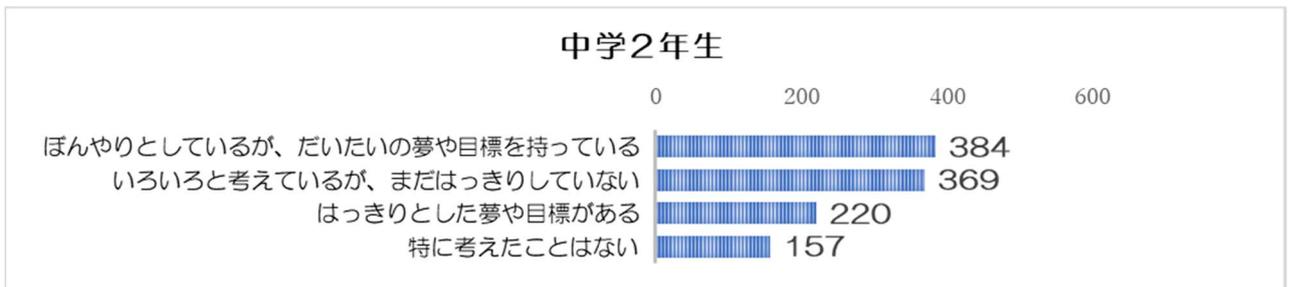


(単位：人)

○将来の夢や目標について

中学2年生は、「ぼんやりとしているが、だいたいの夢や目標を持っている」が多く、次に「いろいろと考えているが、まだはっきりしていない」「はっきりとした夢や目標がある」「特に考えたことはない」と続きます。

小学5年生は、「はっきりとした夢や目標がある」が最も多く、次に「ぼんやりとしているが、だいたいの夢や目標を持っている」「いろいろと考えているが、まだはっきりしていない」「特に考えたことはない」と続きます。



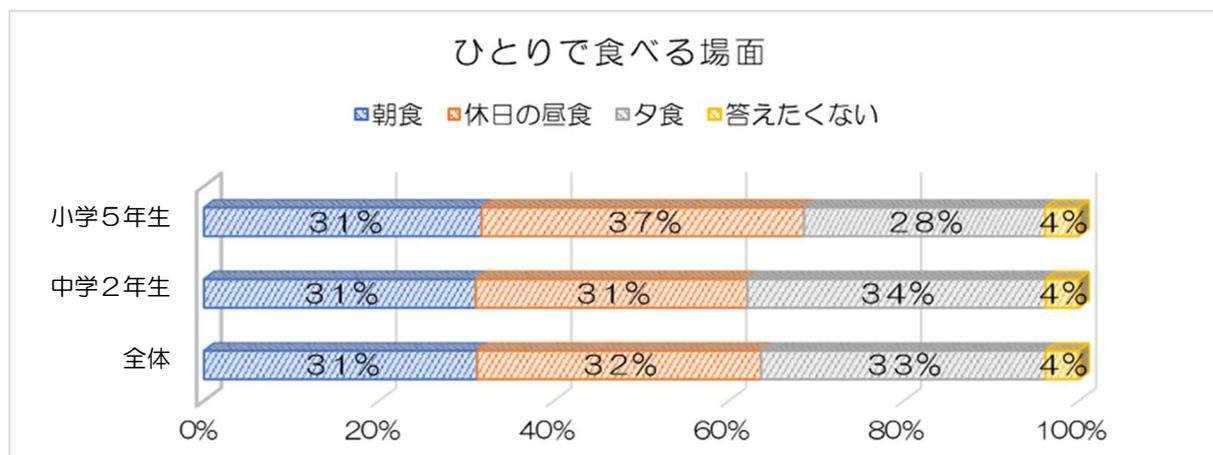
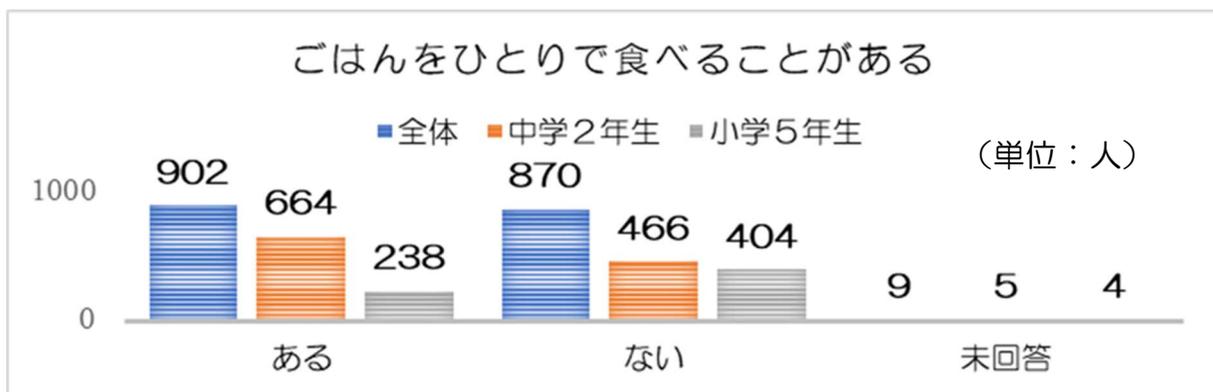
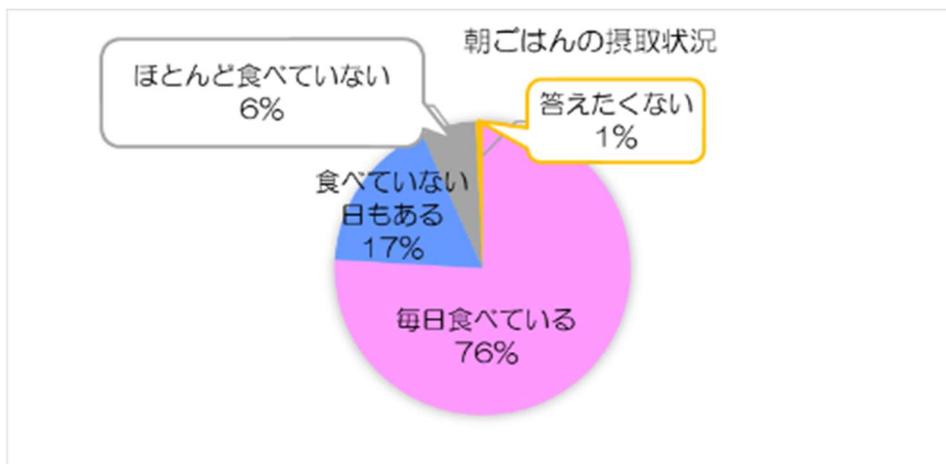
(単位：人)



(単位：人)

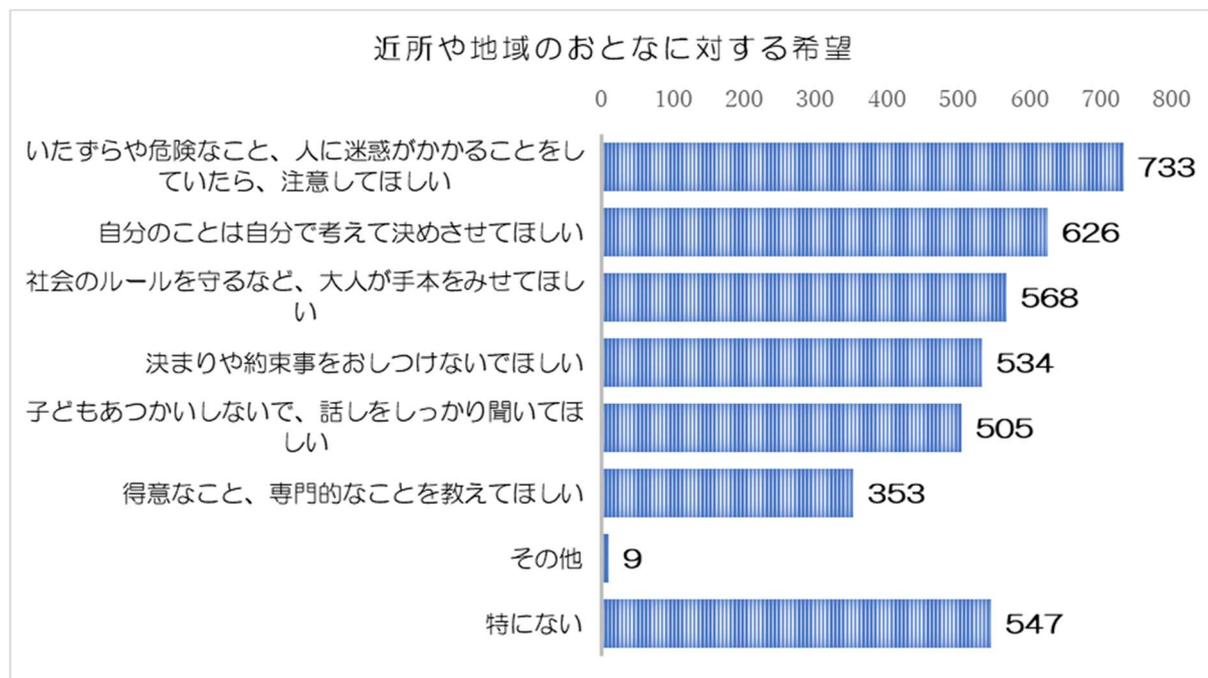
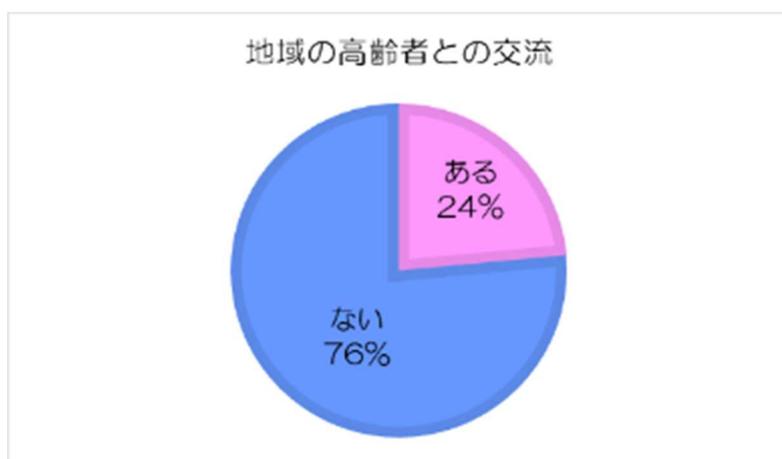
○食事について

朝ごはんの摂取状況は、「毎日食べている」76%と最も多く、次に「食べていない日もある」17%「ほとんど食べていない」6%と続きます。「ごはんをひとりで食べる」と回答した子どもの内訳を確認したところ、中学生では「ある」が59%で小学生では「ある」が37%でした。また、ひとりで食べる場面については、中学生は場面ごとの差はあまり見られませんが、小学生は、「休日の昼食」にひとりで食べることが多いことがわかります。



○地域住民の交流について

地域との高齢者との交流が「ない」と約 8 割の子どもが回答。近所のおとなに対する希望としては「いたずらや危険なこと、人に迷惑がかかることをしていたら、注意してほしい」が最も多く、次に「自分のことは自分で考えて決めさせてほしい」「社会のルールを守るなど、大人が手本をみせてほしい」と続きます。

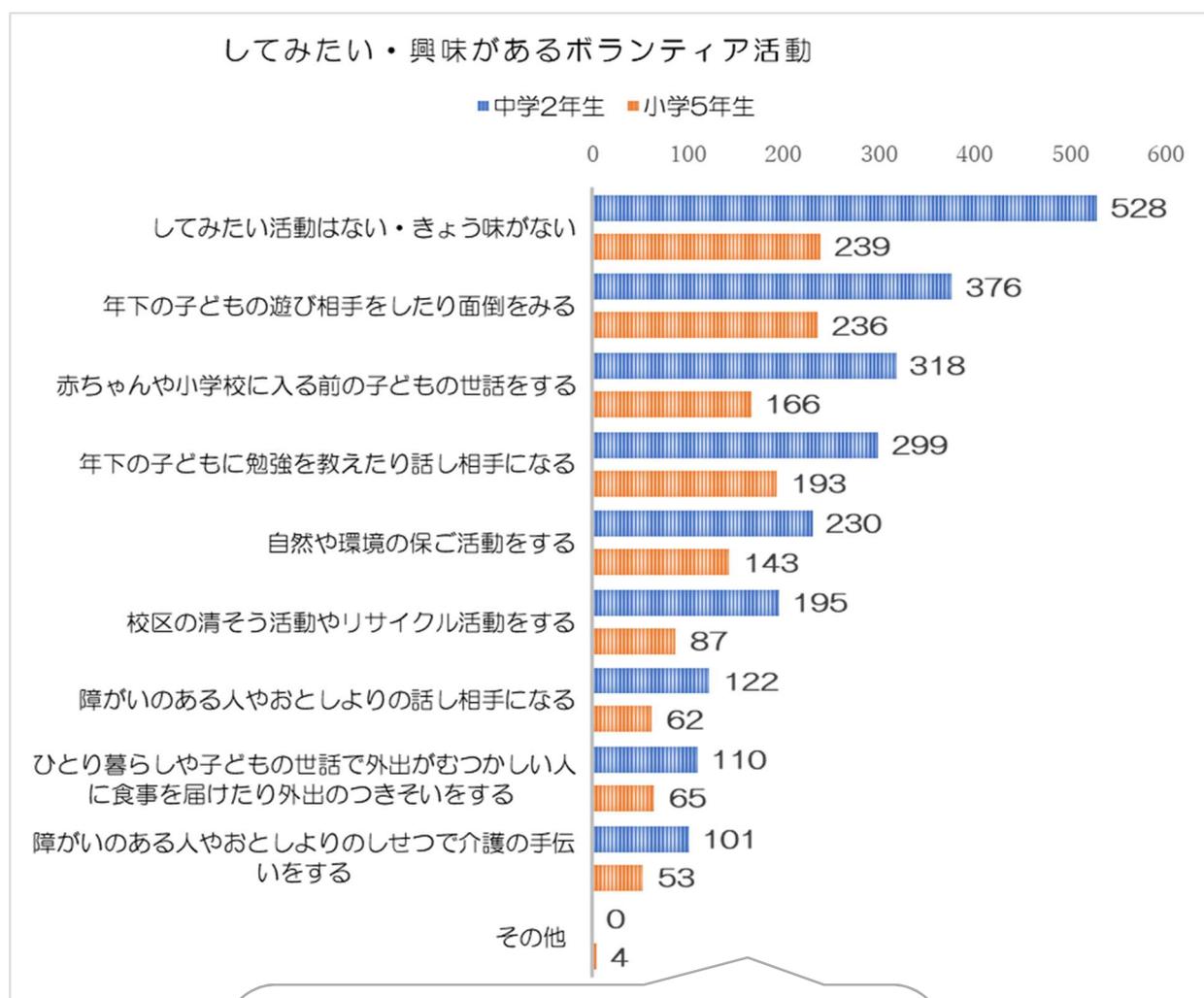


(単位：人)

○ボランティア活動について

してみたい・興味があるボランティア活動については、中学2年生及び小学5年生ともに「してみたい活動はない・きょうみがない」が最も多かったが、「年下の子ども遊び相手をしたり面倒をみる」「赤ちゃんや小学校に入る前の子どもの世話をする」が「年下の子どもに勉強を教えたり話し相手になる」と自分より年下の子どもの世話をするボランティア活動に興味があることがわかります。

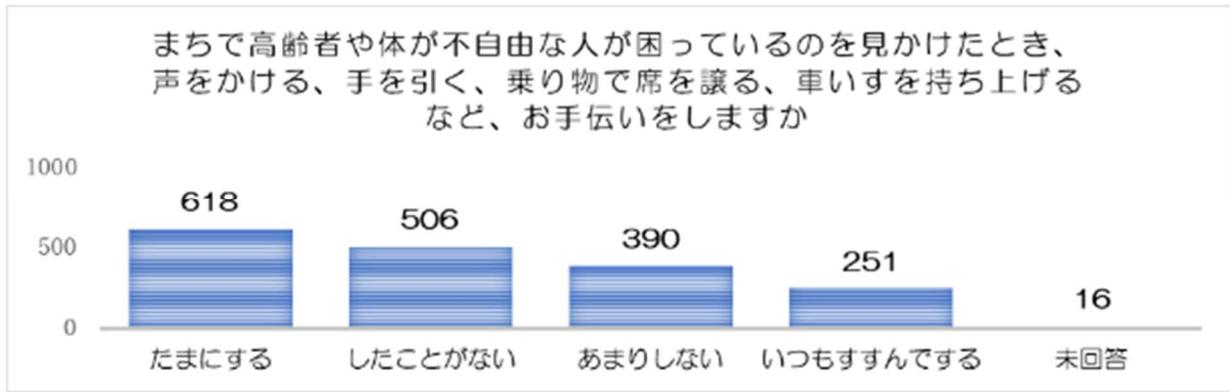
また、まちで高齢者や体の不自由な人が困っていたらお手伝いをするかとの設問に対して、「たまにする」が最も多く、次に「したことがない」「あまりしない」「いつもすすんです」と続きます。



その他の意見

- ◎困っている人がいたら助けてあげたい
- ◎保育園に行ってお手伝いをする
- ◎図書館でのお手伝い
- ◎ボランティアをしたことがないのでわからない

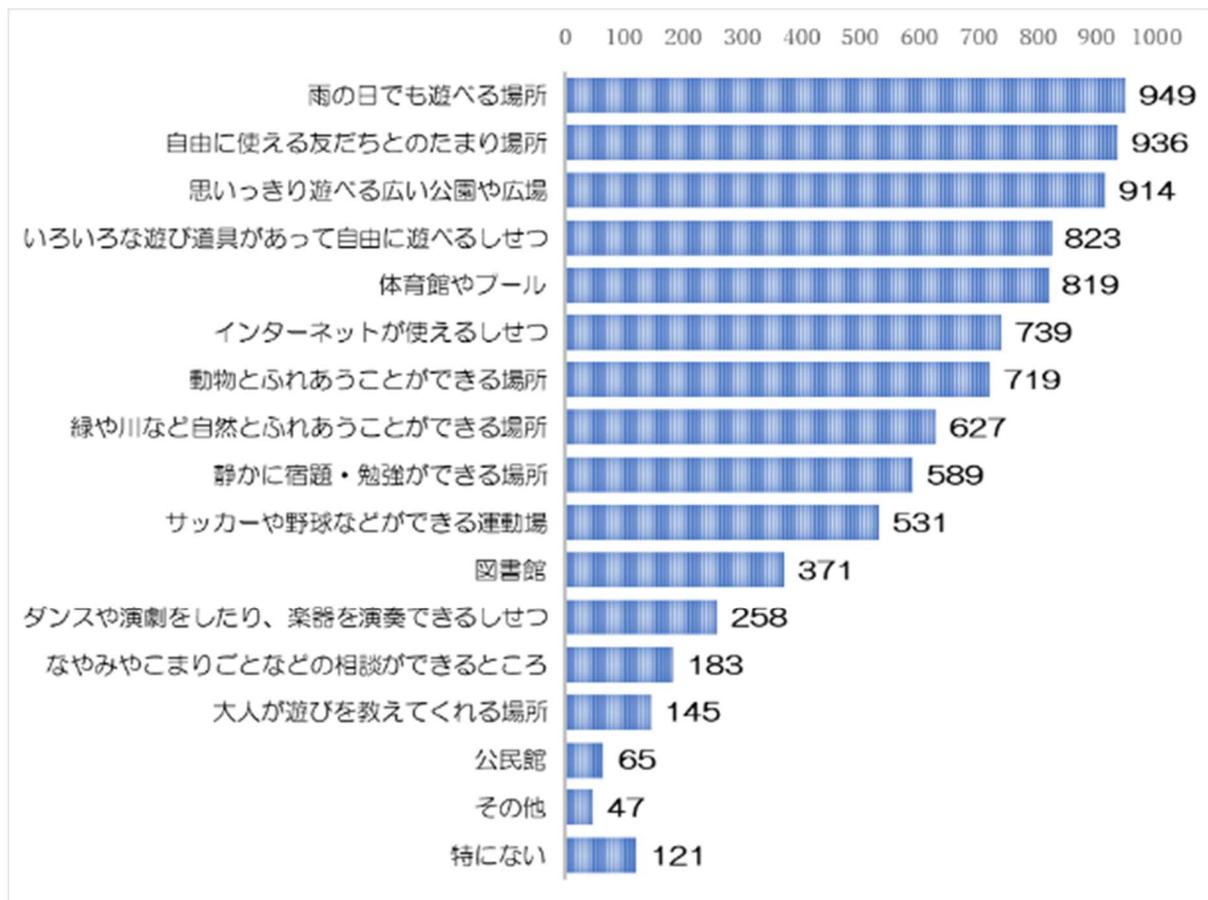
(単位：人)



(単位：人)

○「近くにあったらいいな」と思う遊び場や施設

「雨の日でも遊べる場所」「自由に使える友だちとのたまり場」「思いっきり遊べる広い公園や広場」が僅差で上位にあがり、次に「いろいろな遊び道具があって自由に遊べるしせつ」「体育館やプール」と続きます。子どもたちは地域の中で、つながりを作れる居場所を必要としているようです。



(単位：人)

5. 第5次地域福祉基本・活動計画に包含する新しい計画の詳細について

今次、新たに包含する計画の詳細を下記に掲載します。

(なお、取組み目標、業績指標や成果指標は本文にも一部掲載しています。)

成年後見利用促進基本計画

ア) 計画策定の趣旨と背景

平成 28 年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下、「成年後見制度利用促進法」という。)により、成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な計画を定めることが市町村の努力義務とされました。

本市ではこれまで、地域福祉計画に成年後見制度の利用促進を含む権利擁護の推進を位置付け、取り組んできたところですが、この基本的な計画の策定にあたり、地域福祉基本・活動計画をはじめとする他の計画と有機的に連携を図り、進めることが重要です。そこで、本市では新たに「和泉市成年後見利用促進基本計画」を策定し、「第5次和泉市地域福祉基本・活動計画」に成年後見制度の利用促進を含む市民の権利擁護に関する取組みを定め、総合的・計画的に進めていきます。

イ) 計画の位置づけ

「和泉市成年後見利用促進基本計画」は、「成年後見制度利用促進法」第14条第1項の規定に基づき、成年後見制度利用促進の理念や方向性を示すものです。策定にあたっては、本市における地域福祉基本計画をはじめとする各種関連計画との整合を図ります。

ウ) 成年後見利用促進基本計画の策定に関する専門委員会の設置

計画策定にあたり、和泉市地域福祉推進協議会の下部組織として、学識経験者、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会の代表を委員とする「成年後見利用促進基本計画の策定に関する専門委員会」を開催し、検討を行いました。

○主にいただいたご意見

- ・市長申立の件数が少なく、必要な人に適切に権利擁護を実施することが出来るような仕組みづくりが重要
- ・市民後見人の養成と活躍の場の検討の必要性

- ・ 経済的な負担によって成年後見制度の利用が断念されないような体制づくり
- ・ 日常生活自立支援事業との連動

工) 申立の状況

福祉的援助が必要で二親等以内の親族がいない方などに対して行う成年後見制度の市長申立の件数は、近年1～5件程度で推移しています。令和4年度には、認知症高齢者で4件、知的、精神障がい者で1件となっています。本市の成年後見制度の利用者数は増加傾向にあり、令和4年には後見開始が302人、保佐開始が78人、補助開始が22人となっています

○市長申立の件数

	令和2年	令和3年	令和4年
知的障がい・精神障がい	1人	0	1人
認知症高齢者	0	2人	4人

○和泉市申立件数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年
申立件数	58件	61件	69件

出典：大阪家庭裁判所「成年後見関係事件の概況」

○和泉市の成年後見制度の利用者数

	令和2年	令和3年	令和4年
利用者数	361人	381人	406人

出典：大阪家庭裁判所「成年後見関係事件の概況」

○利用者数の内訳(累計)

	令和2年	令和3年	令和4年
後見開始	274人	289人	302人
保佐開始	62人	69人	78人
補助開始	22人	20人	22人
任意後見監督人	3人	3人	4人
合計	361人	381人	406人

出典：大阪家庭裁判所「成年後見関係事件の概況」

オ) 施策の体系

基本理念	取組み	具体的な取組み
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">誰もが主人公！</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">一人ひとりが輝けるまち和泉</p>	<p style="text-align: center;">I</p> <p>成年後見制度の周知と 利用しやすさの向上を 図る</p>	<p>①成年後見制度の啓発と制度理解の推進</p> <p>②意思決定支援に関する周知と研修の開催</p> <p>③後見人等候補者の適切な推薦等の実施</p> <p>④成年後見制度利用支援事業の充実</p>
	<p style="text-align: center;">II</p> <p>権利擁護支援の地域連 携ネットワークを構築 する</p>	<p>⑤中核機関及び協議会の設置</p> <p>⑥権利擁護支援が必要な人の早期発見 と早期支援の推進</p> <p>⑦本人を取り巻く支援体制の整備</p>
	<p style="text-align: center;">III</p> <p>権利擁護支援への多 様な主体の参加と地 域づくりを推進する</p>	<p>⑧権利擁護支援に関するニーズの把握</p> <p>⑨権利擁護支援に携わる人材の育成・活躍支援</p> <p>⑩日常生活自立支援事業との連携推進</p>

カ) 取組みⅠ 「成年後見制度の周知と利用しやすさの向上を図る」

成年後見制度を正しく理解できるよう、わかりやすい制度の周知に努めます。

本人の意思決定や身上保護を重視した支援が行われるよう、各関係機関に対して理解を促し、支援体制の整備を進めます。

【現状と課題】

- ・成年後見制度について、市民が制度そのものを知らなかったり、その意義について十分に理解されていない状況です。成年後見制度について広く周知し、多くの方が正しく理解できるよう取組みを進める必要があります。
- ・支援者側においても、成年後見制度に関する理解度や経験に個人差があり、支援者を対象とした学習の機会が必要です。
- ・成年後見制度の利用を希望する人が、手続きの煩雑さや経済的な負担により、利用を断念してしまうことがないよう、さまざまな段階での支援が必要です。

【具体的な取組み】

No.	具体的な取組み	取組みの内容
①	成年後見制度の啓発と制度理解の推進	○パンフレットやSNS等を活用したわかりやすい情報発信を行います。 ○対象者のニーズに合わせた講演会、研修会、出前講座等を開催し、制度の理解を深めます。
②	意思決定支援に関する周知と研修の開催	○意思決定支援に関するガイドライン等についての研修会を開催するとともに、普及啓発に取り組めます。
③	後見人等候補者の適切な推薦等の実施	○本人の状況や意思を踏まえ、適切な後見人等候補者を推薦できるよう、受任調整の機能を強化します。
④	成年後見制度利用支援事業の充実	○虐待等によって、侵害された権利の回復や本人の福祉の増進を図るため、市長申立を適切に実施するとともに、必要となる費用を助成する成年後見制度利用支援事業の充実を図ります。

キ) 取組みⅡ 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する

身近な地域において、相談窓口を整備するとともに、支援の必要な方を早期に発見し、必要な支援へ適切につなげる地域連携ネットワークを構築します。また、既存の組織や仕組みを活用し、地域連携ネットワークの整備・運営等を担う中核機関を設置します。

【現状と課題】

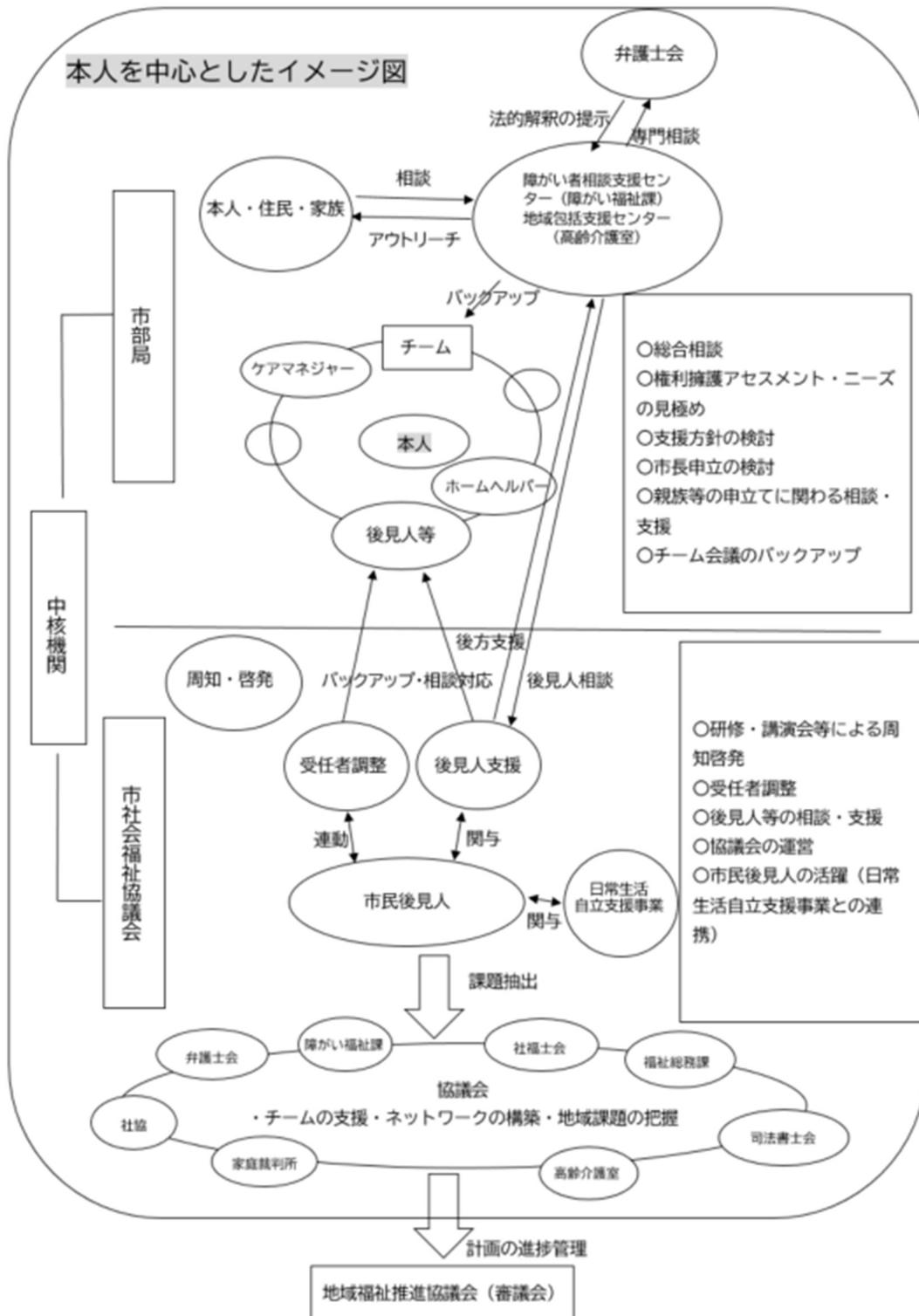
- ・ 少子高齢化等の進行により、高齢者のみの世帯や8050世帯が増えている昨今、家族や地域のつながりの希薄化によって、地域の中でも権利擁護のニーズを把握することが難しくなっています。
- ・ 判断能力が不十分なため、虐待等の権利侵害やセルフネグレクトなどについて、自ら相談することやSOSを発することができない高齢者や障がい者が増えています。
- ・ 本人の状況の変化に適切に対応できるように、本人や支援者等を含めたチームで支える体制を強化する必要があります。体制整備を担う中核機関の機能について具体的に検討し、本市としての位置付け等を定めていく必要があります。

【具体的な取組み】

No.	具体的な取組み	取組みの内容
⑤	中核機関及び協議会の設置	○権利擁護支援の要となる中核機関を設置します。 ○既存の組織を活用し、権利擁護支援の課題や取組み等を協議する協議会を設置します。
⑥	権利擁護支援が必要な人の早期発見と早期支援の推進	○地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障がい者相談支援センター、相談支援事業所などとの連携を図り、権利擁護が必要な人の初期相談のための取組みを強化するとともに、地域連携ネットワークを整備します。 ○専門職による相談会などを実施し、早期の段階から、身近な地域で相談できる体制を整備します。
⑦	本人を取り巻く支援体制の整備	○後見等開始前には、親族、福祉・医療・地域等の関係者が、後見等開始後には、これに成年後見人等が加わり、意思決定支援や身上保護等の必要な対応ができる支援体制を整備します。

・【地域連携ネットワークのイメージ】

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす、すべての人が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」です。



ク) 取組みⅢ 権利擁護支援への多様な主体の参加と地域づくりを推進する

地域共生社会の実現に向け、権利擁護支援を必要とする方が適切な制度を利用し、地域で安心して暮らせる、誰もが支えあうまちづくりをめざします。成年後見人等の担い手の確保や育成に努め、成年後見制度を安心して利用することができる環境を整備します。

【現状と課題】

- ・地域共生社会の実現に向け、社会参加や地域づくりを促進する観点から、より多くの市民が権利擁護支援に参加できる取組みが求められています。
- ・成年後見制度の対象者が増えているにも関わらず、利用が進んでいないことから、より多様な成年後見制度の担い手の確保と育成が求められています。
- ・身寄りのない方や親亡き後、親族がいても成年後見人等になることができないケースなどを含め、多様なニーズに対応できる体制づくりが求められています。

【具体的な取組み】

No.	具体的な取組み	取組みの内容
⑧	権利擁護支援に関するニーズの把握	○協議会を開催し、権利擁護支援へ多様な主体の参加の実現に向けて、関係機関で協議を行います。
⑨	権利擁護支援に携わる人材の育成・活躍支援	○市民後見人の活動内容等について検討し、養成・育成・活躍支援の方針を定めます。
⑩	日常生活自立支援事業との連携推進	○利用者が多様な選択ができるよう、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業との連携を推進します。

ケ) 取組みの成果を測る指標

本計画では、施策の実施状況を客観的に評価・検証するため、基本目標に対する具体的な取組みごとに以下のように指標を掲げ、成年後見制度の利用を計画的に促進していきます。

○ 目標値

指標		施策 番号	現状値	目標値				
連番	内容			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
1	成年後見制度の認知度 (%)	①	29	35	40	45	50	50
2	研修・講演会の参加者数 (人)	①②	52	100	200	300	400	500
3	市長申立実施件数 (件)	④	5	6	6	6	9	9
4	市民後見人の育成人数 (人)	⑨	未実施	3	6	9	12	15
5	日常生活自立支援事業の待機者数 (人)	⑩	32	20	10	5	5	5

計画の根拠となる法律

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年 5 月 13 日施行） 抜粋

（第 1 条・第 14 条）

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

再犯防止推進計画

・再犯防止推進計画策定の趣旨

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、依存、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを感じ、立ち直りには多くの困難を抱える人が多く、その困難により再び犯罪や非行をしてしまう場合も多いといわれています。このようなことから、生きづらさを抱えて犯罪をした人の課題に対応し、再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を連携・協力して実施することが必要となっています。

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、周囲の人々の温かい理解と協力をはじめ、保護司会や更生保護女性会など、更生保護に関わる人や団体の活動と既存の福祉の支援や地域での活動が連携することで、再犯防止につながることを期待されます。

このような課題を地域で共有し、地域における犯罪被害を防止し、市民が安全で、安心に暮らせるように再犯防止を推進するため、地域福祉基本計画の見直しに合わせ、「再犯防止推進計画」を策定し、罪を犯した人等の社会復帰の支援に努めます。

・計画の位置付け

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、市町村において再犯防止推進計画の策定に努めなければならないとされており、本市では「再犯防止の推進」は、同法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として位置づけ、地域福祉基本計画に包含し策定します。

○再犯の防止等の推進に関する法律

(地方再犯防止推進計画)

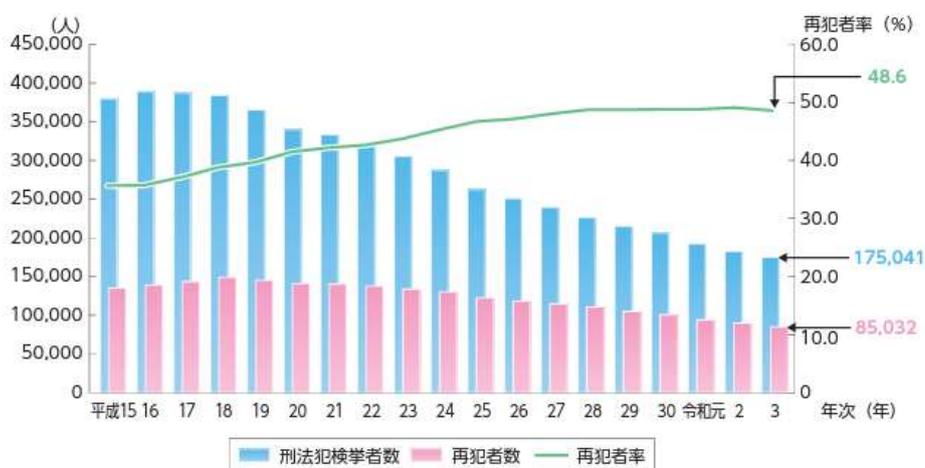
第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

・再犯防止を取り巻く状況

○刑法犯検挙者数と再犯者数の推移

刑法犯検挙者中の再犯者数*は、平成19年以降、毎年減少しており、令和3年は8万5,032人であった。再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、近年上昇傾向にあったが、令和3年は、48.6%と前年（49.1%）よりも0.5ポイント減少した。



出典：令和4年版再犯防止推進白書

*「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。なお、「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

○現状の課題

上のグラフからわかるように全国的に刑法犯者が減少する一方で、検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯率）が相対的に増加、犯罪や非行の繰り返しを防ぐことが課題となっています。

犯罪等をした人の中には、社会復帰後に住居や就労先がない場合や、貧困、障がい、疾病などの様々な生きづらさにより、立ち直りに多くの困難を抱えている人が少なくないことから、社会で孤立することなく地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援する再犯防止の取組みを計画的に推進することが必要です。

・市民の認知度

アンケートでは「再犯防止等の推進に関する法律」について「知っている」または「聞いたことはあるが詳しくはわからない」と答えた方が41%でしたが、保護司の活動を知っていると答えた方は21%、更生保護女性会の活動を知っていると答えた方は5%でした。アンケート結果から、現在、和泉市では更生保護に関する取組みの認知度が低いため、「社会を明るくする運動」等を通じて保護司会や更生保護女性会の活動内容を知ってもらえるよう活動内容の啓発が必要です。

保護司

法務大臣から委嘱を受け、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるため、保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために啓発活動などを行います。

更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体です。家庭や非行問題を地域住民と考えるミニ集会の実施、更生保護施設の訪問、更生保護の啓発活動などを実施しています。

・施策の方向性 再犯防止の推進

犯罪等をした人が、地域社会において孤立することなく、地域住民の理解と協力を得て立ち直り、再び地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図ることで、再犯の防止を推進します。

・具体的な取組み

ア) 再犯防止に関する地域の理解の促進

犯罪等の防止と立ち直りを支える取組みである「社会を明るくする運動」を通じて、再犯防止に関する地域での理解促進に努めます。

イ) 更生保護関係団体の活動支援

保護司会や更生保護女性会が再犯防止に向けた取組み・活動を円滑に実施できるよう支援します。また、地域における更生保護活動の拠点である更生保護サポートセンターの運営を支援します。

ウ) 目標

指 標		現状値	目標値				
連番	内 容		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
1	更生保護活動の認知度	6.0%	10%	15%	20%	25%	30%

計画の根拠となる法律

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年 12 月 14 日施行）抜粋（第 1 条・第 8 条）

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

6. 策定経過

年月日	事項
令和5年5月1日 ～6月30日	市社協アンケート調査の実施（一般住民対象）
令和5年6月26日 ～7月21日	市社協アンケート調査の実施（子ども対象）
令和5年8月2日	令和5年度第1回和泉市地域福祉推進協議会 ①第4次和泉市地域福祉計画の進行管理について ②第4次和泉市地域福祉活動計画の進行管理について ③第5次和泉市地域福祉計画策定について ④第5次和泉市地域福祉活動計画策定について
令和5年8月30日	アドバイザー事業『（愛称）いずみ・ふくし塾【基本の木】』 第5次地域福祉計画策定方針について、アドバイザー及び庁内関係課（室）と議論
令和5年9月22日 ～10月10日	市アンケート調査の実施
令和5年10月23日	令和5年度第2回和泉市地域福祉推進協議会 第5次和泉市地域福祉計画の策定について 令和5年度第1回和泉市福祉でまちづくり委員会 第5次和泉市地域福祉活動計画の策定について
令和5年12月25日	令和5年度第3回和泉市地域福祉推進協議会 第5次和泉市地域福祉計画の具体的取組みについて 令和5年度第2回和泉市福祉でまちづくり委員会 第5次和泉市地域福祉活動計画の具体的取組みについて
令和6年1月16日	令和5年度第4回和泉市地域福祉推進協議会 第5次和泉市地域福祉基本・活動計画の素案について ①全体の構成について ②計画に掲載する取組みの記述内容について
令和6年1月17日	令和5年度第3回和泉市福祉でまちづくり委員会 第5次和泉市地域福祉基本・活動計画の素案について ①全体の構成について ②計画に掲載する取組みの記述内容について
令和6年2月5日 ～3月1日	意見募集（パブリックコメント）の実施
令和6年3月27日	令和5年度第5回和泉市地域福祉推進協議会 ①第5次和泉市地域福祉基本・活動計画（素案）への意見募集結果について ②第5次和泉市地域福祉基本・活動計画（案）について
令和6年3月28日	令和5年度第4回和泉市福祉でまちづくり委員会 ①第5次和泉市地域福祉基本・活動計画（素案）への意見募集結果について ②第5次和泉市地域福祉基本・活動計画（案）について

7. 団体等ヒアリングの実施

福祉に係る各団体等から、今後の和泉市の地域福祉を推進するための課題や取組みについて意見をうかがいました。

<子ども・児童関係>

	団体名
1	いずみ・エンゼルハウス鶴山台
2	いずみ・エンゼルハウス府中
3	いずみ・エンゼルハウス和泉
4	いずみ・エンゼルハウス青葉台
5	子ども食堂 てらこやハッピー
6	子ども食堂 ポピークラブ
7	校区社会福祉協議会（子育てサロン）

<障がい者関係>

	団体名
1	和泉市障がい者団体連絡協議会
2	いずみ障がい福祉サービス事業所団体連合会

<高齢者関係>

	団体名
1	和泉市老人クラブ連合会

<上記の分野以外の団体>

	団体名
1	いきいきネット相談支援センター（CSW）
2	和泉地区保護司会
3	更生保護女性会
4	部落解放同盟大阪府連合会和泉支部
5	和泉市民生委員児童委員協議会

8. 用語解説

【あ行】

- ◆新しい公共：人をささえるという役割を、行政だけが担うのではなく、教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、医療や福祉などに地域に関わる一人ひとりが参加し、それを社会全体で応援するという考え方。
- ◆いきいきネット相談支援センター：身近な地域の福祉の総合相談窓口として、市内に8箇所設置しています。CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）が相談をお伺いします。
- ◆意思決定支援：特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考え方を引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選考に基づく意思決定をするための活動のこと。
- ◆インクルージョン：直訳すると「包括」「包含」などを意味する言葉です。それぞれの個性や能力、考え方を認めあいながら活躍できている状態を意味します。
- ◆SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。インターネット上でコミュニティを作り、人間関係の構築を促進するサービスのこと。
- ◆NPO：Non-Profit Organization（ノン・プロフィット・オーガニゼーション）の略。営利を目的とするのではなく、公益（社会貢献）を目的とする民間の非営利組織のこと。また、特定非営利活動促進法により、法人格を認証された民間非営利団体をNPO法人という。

【か行】

- ◆介護離職：家族を介護する必要から現在の仕事を辞めること。
- ◆核家族：夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子ども、父親または母親とその未婚の子どもの世帯のこと。
- ◆涵養：自然にしみこむように、養成すること。無理のないようだんだんと養い作ること。

- ◆協議会：様々なあるいは同等な立場の人々や団体が集まって議題について、参加者が実現化にむけた議論をし、実現に結びつけることを協議といい、そういった会を協議会という。本計画では、和泉市地域福祉推進協議会や成年後見利用促進に関わる協議会について記載があります。
- ◆協働：複数の主体が、共通の目的に対し、対等な立場で協力しながら活動すること。
- ◆協議の場：各校区に組織されている校区社協を中心に、町会・自治会、民生委員・児童委員、PTA等の地域の団体が集まり、情報共有や地域課題の共有と解決のために話しあいを行う場。
- ◆権利擁護：自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者や障がい者等の権利を守る為、援助者が支援すること。
- ◆校区社会福祉協議会（校区社協）：小学校区を中心に、「誰もが安心して暮らせる、あたたかい福祉の地域づくり」を目指して、町会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、老人クラブなど地域にある各種団体の参加と協力により作られている住民組織のこと。
- ◆更生保護女性会：犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体です。家庭や非行問題を地域住民と考えるミニ集会の実施、更生保護施設の訪問、更生保護の啓発活動など実施しています。
- ◆高齢化率：総人口に占める65歳以上人口の割合のこと。

【さ行】

- ◆サードプレイス：自宅、学校、職場とは別に存在する、居心地のいい居場所のこと。
- ◆CSW（しーえすだぶりゅー）：Community Social Worker（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）の略で、地域住民から寄せられた相談などをきっかけに、個別に必要な支援やサービスへのつなぎ、地域のネットワークづくりなどに取組む専門職のこと。
- ◆シビックプライド：「地域への誇りと愛着」を表す言葉。自分たちの住むまちをより良いものに、そ

して誇れるものにしていこうという思いを指しています。

- ◆市民後見人：弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等のこと。
- ◆社会資源：地域住民や利用者のニーズを充足したり、問題を解決したりするために活用される各種制度、施設、機関、設備、資金、物質、法律、情報、集団・個人の有する知識や技術等を総称したもののこと。
- ◆社会的孤立：地域社会や家族との関係が希薄で、他者との交流が著しく乏しい状態のこと。
- ◆社会的包摂：社会的に弱い立場にある人々も含め市民一人ひとり、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支えあう考え方のこと。
- ◆受援力：助けを求めたり、助けを受けたりする心構えやスキルのこと。
- ◆障がい者相談支援センター：障がいのある人やその家族から、自立した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスに関する相談や調整を行う相談窓口。
- ◆少子高齢化：出生数が減少し子どもの割合が低下することや、平均寿命の伸びなどにより高齢者の割合が増加すること。
- ◆人権文化センター：本市において、すべての人々の人権が尊重され、あらゆる差別のない人権文化豊かな社会を築くことを目的として、市民の福祉の向上並びに生涯学習及び地域交流の促進を図るために設置している施設。
- ◆生活困窮：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのあること。
- ◆性的マイノリティ：同性に恋愛感情を持つ人や、自分の性に違和感がある人などのこと。
- ◆成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方が、本人の財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律的に保護し支援する制度。成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つの種類がある。「任意後見制度」は、現在、判断能力がある方が、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、自身の生活、療養看

護や財産管理に関する事務について、代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくもの。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じる。「法定後見制度」は、すでに判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所に審判の申立てを行い利用。本人の判断能力によって「補助」、「保佐」、「後見」の3つの類型があり、家庭裁判所が選任した成年後見人等が法律的に保護し支援する制度。

- ◆セーフティネット：困難な状況に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組みを意味します。地域福祉では、地域の住民、関係機関・団体、市町村などが地域における課題を共有化し、計画的な課題解決のための取組みを推進するとともに、地域において様々な困難や課題を抱える「要援護者」を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備と、それらの連携システムのことをいいます。
- ◆セルフネグレクト：通常の生活を維持するために必要な行為を行う意欲・能力を喪失し、自己の健康・安全を損なう状態のこと。
- ◆創発：1 + 1が2に止まらず、算術上の計算を超えて3にも4にもなり、相乗効果を生み出す現象のこと。

【た行】

- ◆ダイバーシティ：直訳で「多様性」を意味する言葉です。人種・年齢・性別・能力・価値観などさまざまな違いを持った人々が組織や集団において共存している状態のこと。
- ◆地域包括支援センター：高齢者に関する総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント業務等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的な機関のこと。
- ◆中核機関：成年後見制度に関する権利擁護を必要とする方がどの地域においても適切な支援につながるよう、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関。

【な行】

- ◆日常生活自立支援事業：認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業のこと。本市では和泉市社会福祉協議会が実施している。
- ◆認知症：脳の病気や障がいなどさまざまな原因により、認知機能が低下し、記憶が抜け落ちたり、自分のいる場所がわからなくなったり、幻覚などの症状が現れたりして、日常生活を営むのが困難な状態になってしまう症状のこと。
- ◆認知症サポーター：認知症について理解し、認知症の人やその家族を見守る人で、養成講座を受けたサポーターのこと。

【は行】

- ◆8050（はちまるごうまる）問題：子どものひきこもりが長期化し、80代の親が50代の子どもを養うといった状態に至り、親子ともに経済的困窮や社会的孤立に陥ってしまう問題のこと。
- ◆ひきこもり：さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。
- ◆避難行動要支援者：高齢者、障がい者、乳幼児等の防災対策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。
- ◆避難行動要支援者支援事業：災害等が発生した際に、避難行動要支援者が孤立することなく、安否確認や避難支援を可能な範囲で受けられるように、地域での体制づくりを行うため、予め氏名、住所などの必要な事項を市町村に登録しておく事業のこと。
- ◆福祉避難所：災害時に高齢者や障がい者等の何らかの特別な配慮を必要とする避難者のための避難所のこと。
- ◆保護司：法務大臣から委嘱を受け、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるため、保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰宅先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために啓発活動などを行います。

◆保護司会：保護司は、それぞれに配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っています。また、各保護観察所及び地方更生保護委員会に対応して保護司会連合会及び地方保護司連盟があり、さらに、全国団体として更生保護法人全国保護司連盟が組織されています。

◆ボランティア：公共福祉や社会福祉のために、自主的に無償で社会活動などに参加し、行う奉仕活動のこと。または、その活動を行う人のこと。

【ま行】

◆民生委員・児童委員：民生委員法に基づき、地域の身近な相談相手として、厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員のこと。ボランティアで活動し、委嘱任期は3年。また、民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務し、この民生委員・児童委員の中には児童委員の活動に対する援助・協力をを行う主任児童委員がいる。

【や行】

◆ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている子どものこと。

◆横割り：組織が、分割されており並列している状態のこと。

【ら行】

◆隣保事業：本市では人権文化センターにて実施しており、地域における住民の生活の改善及び向上を図るために実施する相談事業その他関連事業のこと。

【わ行】

◆ワンストップ：1つの窓口で相談事を受けとめ、必要な支援・サービスにつながる窓口のこと。

9. 和泉市地域福祉推進協議会規則、委員名簿

○和泉市地域福祉推進協議会規則

平成25年6月13日

規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 和泉市地域福祉計画及び地域福祉活動計画に基づく福祉施策の円滑かつ計画的な推進及び地域福祉の充実に関すること。
- (2) 地域福祉に関する方策の検討に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉を目的とする団体又は事業者の代表
- (3) 保健施設、医療施設、福祉施設等の関係者
- (4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(専門委員)

第6条 協議会に専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、第3条の委員のほか、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者その他専門的な観点から調査審議を行う知識経験を有すると市長が認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、その者の選任に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(協議会の招集の特例)

第8条 会長は、災害その他の理由により協議会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、地域福祉担当部署において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行時において和泉市地域福祉施策推進協議会設置要綱（平成16年5月20日制定）に基づき和泉市地域福祉施策推進協議会委員として委嘱されている者は、この規則の規

定により委嘱されたものとみなす。この場合における当該委員の任期は、和泉市地域福祉施策推進協議会設置要綱に基づく委嘱の日から起算するものとする。

附 則（平成25年規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年度和泉市地域福祉推進協議会委員名簿

(敬称略、順不同)

区分	団体名	役職	氏名
委員	学識経験者	桃山学院大学	名誉教授 いしだ やすのり 石田 易司
		大阪経済法科大学	客員教授 かなたに いちろう 金谷 一郎
		龍谷大学 社会学部	講師 むらた ともみ 村田 智美
	社会福祉を 目的とする 団体及び事 業者の代表	和泉市社会福祉協議会	会長 さとう まさひろ 佐藤 正浩
		和泉市町会連合会	副会長 もり しげき 森 茂樹
		和泉市老人クラブ連合会	副会長 あかさか ちよこ 赤坂 千ヨ子
		和泉市民生委員児童委員協議会	副会長 まつだ たかふみ 松田 隆文
		和泉ボランティア・市民活動センター アイ・あいロビー運営委員会	運営委員長 あしだ みつお 芦田 三雄
		和泉地区保護司会	会長 ほった とくお 堀田 徳雄
		和泉市障がい者団体連絡協議会	会長 ふじの こういち 藤野 光一
	保健、医 療、福祉施 設等の関係 者	和泉市医師会	副会長 ながた しゅうぞう 永田 就三
		大阪府和泉保健所	所長 ふくしま としや 福島 俊也
	公募市民		きたがわ みほ 北川 美穂
	成年後見 利用促進 基本計画 の策定に 関する専 門委員	学識経験者	大阪体育大学 健康福祉学部
専門的な観 点から調査 審議を行う 知識経験を 有すると市 長が認める 者		大阪弁護士会	代表 やまもと ふうさこ 山本 婦紗子
		司法書士会 (公益社団法人 成年後見セ ンター・リーガルサポート大 阪支部)	代表 もりした きよみ 森下 清美
		社会福祉士会 (公益社団法人 大阪社会福 祉士会)	代表 みやた ひでゆき 宮田 英幸

10. 和泉市福祉でまちづくり委員会規則、委員名簿

○和泉市福祉でまちづくり委員会規則

平成25年6月13日

規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市福祉でまちづくり委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 地域福祉施策の推進に関すること。
- (2) フォーマルサービス（法令に基づき公的機関等が提供する福祉サービスをいう。以下同じ。）及びインフォーマルサービス（家族、地域住民、友人、民生委員、ボランティア等が行う福祉に関する支援であって、フォーマルサービス以外のものをいう。）の検討及び開発に関すること。
- (3) プラットフォーム方式（地域の福祉団体相互の連携及び協働により問題に取り組む方式をいう。）の活用による住民の福祉分野における課題の発見及び解決に向けての活動の企画、立案及び実践に関すること。
- (4) 和泉市附属機関に関する条例第1条第1号の表に規定する和泉市地域福祉推進協議会、関係団体、関係機関、事業者、ボランティア等との連携及び協働に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、和泉市地域福祉計画及び和泉市地域福祉活動計画の基本方針及び基本目標に基づく地域福祉の円滑かつ効果的な推進のための関係分野における連携の強化及び検討に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉を目的とする団体又は事業者の代表
- (3) 保健施設、医療施設、福祉施設等の関係者

(4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、委員会に専門的事項を分掌させるため専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない場合その他委員長が招集できない場合は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員会の招集の特例)

第8条 委員長は、災害その他の理由により委員会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第9条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、地域福祉担当部署において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行時において和泉市福祉でまちづくり委員会設置要綱（平成16年5月20日制定）に基づき和泉市福祉でまちづくり委員会委員として委嘱又は任命されている者は、この規則の規定により委嘱又は任命されたものとみなす。この場合における当該委員の任期は、和泉市福祉でまちづくり委員会設置要綱に基づく委嘱又は任命の日から起算するものとする。

附 則（平成25年規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年度和泉市福祉でまちづくり委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

区分	団体名	役職	氏名	
委員	学識経験者	桃山学院大学	名誉教授 いしだ やすの 石田 易司	
		大阪経済法科大学	客員教授 かなたに いちろう 金谷 一郎	
		龍谷大学 社会学部	講師 むらた ともみ 村田 智美	
	社会福祉を 目的とする 団体及び 事業者の 代表	和泉市校区社会福祉協議会	代表 ほった としかず 堀田 敏一	
		校区社会福祉協議会ボランティア	代表 くりやま ひさよ 栗山 寿代	
		和泉ボランティア・市民活動センター アイ・あいロビー運営委員会	運営委員長 あした みつお 芦田 三雄	
		シルバーサポートこうきた	代表 みちうら けい 道浦 勁	
		子ども食堂 ポピークラブ	代表 おくの かなめ 奥野 加奈女	
	保健、医 療、福祉施 設等の関係 者	特別養護老人ホーム 唐国園	施設長 なかじま みつる 中島 満	
		いずみ障がい福祉サービス事業所 団体連合会	理事 やなぎ のぞむ 柳 望	
		すいせん保育園	園長 こうだ こうぞう 合田 耕三	
	公募市民			おおつか まちこ 大塚 真知子
				おかざき ゆたか 岡崎 豊

1 1. 和泉市地域福祉基本・活動計画連絡会議設置運営要綱

和泉市地域福祉基本・活動計画連絡会議設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和泉市地域福祉基本・活動計画の円滑な実施に向けた和泉市地域福祉基本・活動計画連絡会議（以下「連絡会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(所管事項)

第2条 連絡会議は、和泉市地域福祉推進協議会及び和泉市福祉でまちづくり委員会における課題等を共有し、和泉市地域福祉基本・活動計画の推進に資するために必要な情報収集や調整及び意見交換などを行う。

(組織)

第3条 連絡会議の構成は、以下に掲げる者で構成する。

- (1) 別表に定める関係各課（室）の長及びその長が指名した者
- (2) 和泉市社会福祉協議会の長及びその長が指名した者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会議)

第4条 連絡会議は、必要に応じて事務局が招集する。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、和泉市福祉部福祉総務課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に関し必要な事項は、連絡会議において定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表

市長公室	広報・協働推進室
総務部	人権・男女参画室
環境産業部	環境政策室
福祉部	福祉総務課（事務局）
	高齢介護室
	障がい福祉課
	生活福祉課
市民生活部	くらしサポート課
子育て健康部	子育て支援室
	健康づくり推進室
教育・こども部	学校教育室
消防本部	

第5次和泉市地域福祉基本・活動計画

発行日：令和6年3月

発行：和泉市福祉部福祉総務課、社会福祉法人 和泉市社会福祉協議会

(連絡先)：和泉市福祉部福祉総務課

〒594-8501

大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

電話番号：0725-99-8126

FAX 番号：0725-45-9352

(連絡先)：社会福祉法人 和泉市社会福祉協議会

〒594-0071

大阪府和泉市府中町四丁目20番4号

電話番号：0725-43-7513

FAX 番号：0725-41-3154